

[研究論文]

# 日本降伏後における南方軍の復員過程

—1945年～1948年—

増田 弘 (本学 国際社会学部 教授)

はじめに——研究の目的と方法

- (1) 南方軍の終戦と英軍への降伏  
——1945年4月から9月まで——
- (2) 降伏後における英軍側の日本軍処遇  
——1945年8月から12月まで——
- (3) 南方軍復員に関する英軍側の計画と実施  
——1945年10月から1946年4月まで——
- (4) 英軍の南方軍10万名残留への方針転換  
——1946年4月から5月まで——
- (5) 南方軍の残留決定をめぐる英米対立  
——1946年5月から9月まで——
- (6) 南方軍残留をめぐるマッカーサーと日本政府の英蘭批判  
——1946年9月から12月まで——
- (7) 残留南方軍の復員をめぐる英米対立  
——1946年12月から1947年3月まで——
- (8) 残留南方軍の復員計画の進展  
——1947年1月から3月まで——
- (9) 残留南方軍の復員開始  
——1947年3月から5月まで——
- (10) 残留南方軍の復員完了  
——1947年5月から1948年1月まで——

おわりに

## はじめに——研究の目的と方法

太平洋戦争の敗戦に伴う日本軍人の復員<sup>(1)</sup>ないし引揚に関する研究は、今日に至るまでほとんど手付かずの状態にある。数々の手記が発表されて映画やドラマの題材となっているシベリア抑留・帰還でさえも、史実に照らせば、解明された部分よりも未解明の部分の方が多いほどである。

そもそも日本人の復員および引揚の歴史的意義は、第1に、戦後のわずか3年間に736万人もの世界的移動が実施されたことであり、それは当時の日本の総人口のほぼ1割に匹敵したこと、第2に、本土の軍人の復員や民間人の郷里復帰は終戦の年末までには完了したにもかかわらず、いわゆる外地の日本人約688万人（軍人約367万人・民間人約321万人）の本土帰還はかなり遅れ、とくにシベリア抑留者や中国残留者の帰国は1950年代から60年代までずれ込むなど、一様に彼らは終戦後に第二の苦難を強いられたことである。<sup>(2)</sup>

「ポツダム宣言」第9項<sup>(3)</sup>は「日本軍は武装解除後に各自の家庭に復帰する」旨を謳っていたにもかかわらず、なぜ外地の日本人はそのような苦難を経験せざるをえなかったのであろうか。

民間人に関してはひとまず置き、外地に在った日本軍人の祖国帰還が遅延を余儀なくされた最大の原因は、日本軍が降伏した各連合軍（米・英・蘭・仏・豪・中・ソ）の戦争処理と戦後に関する様々な思惑が交錯したためである。つまり、広範に及ぶ地域毎の復員の格差は、日本側が降伏した相手国の原則や方針や政策によって左右されたわけであり、その背後には国益を主体とする国際関係が微妙に反映されていたからであった。

その意味からすれば、ソ連による抑留・復員も、アメリカ（以下「米国」）による抑留・復員も、イギリス（以下「英国」）による抑留・復員

も、より相対化した国際的枠組みの中で比較研究する視座が必須とされるであろう。

そこで本研究は、外地の日本軍総勢360万余の約5分の1を占めた「南方軍」<sup>(4)</sup>の復員に焦点を当て、1945（昭和20）年8月15日の終戦から、英軍への降伏、武装解除、強制労働、戦犯裁判などを経て、48年1月3日の復員終結に至る過程の諸相を日本側および英国側文書によって説明することを目的とする。なお南方軍の復員は、1946年5月から同年9月まで同部隊の大部分約60万人が帰還した（第1次復員）が、強制的に残留を余儀なくされた13万2千人の復員はなかなか進展せず、ようやく47年3月から始まって48年1月に完了した（第2次復員）。

ではなぜ南方軍の一部は残留を強制されたのか、またなぜ第2次復員が進展しなかったのか。

いうまでもなく、第2次世界大戦末期、英国は旧宗主国としてビルマ、タイ、マラヤ、シンガポールばかりでなく、オランダ領の蘭印（インドネシア）、フランス領の仏印（ベトナム）などを日本軍の支配から奪回し、東南アジア地域を再び管轄することとなった。<sup>(5)</sup>そのため、英国政府と現地の東南アジア連合軍最高司令官（the Supreme Allied Commander South East Asia = SACSEA）マウントバッテン（the Lord Louis Mountbatten）海軍大将は、70万を超える日本軍の統制・管理とその食糧確保に忙殺されたばかりでなく、破壊されたこれら地域の復興と再建にも精力を注ぐ必要に迫られたのである。そのような苦境の中で、46年4月、SACSEAは当初の南方軍すべての早期復員方針を転換し、ビルマ、マラヤ、インドネシアの日本軍約10万人（一部民間人を含む）を強制的に労働残留させる決定を下し、本国政府もこれを承認することとなった。また終戦から半年余を経て蘭印に戻ったオランダ（以下「蘭国」）も英国に追随し、在インドネシアの日本軍1万3千名を残留させ、現地の復興と再建事業に使役させたのである。

これに対して米国政府および連合軍最高司令官（Supreme Commander for the Allied Powers = SCAP）のマッカーサー（Douglas MacArthur）米陸軍元帥<sup>(6)</sup>は、ポツダム宣言第9項に沿って、日本軍すべての早期復員を目指す立場から、英国側の日本軍復員の遅延と強制残留の方針を厳しく批判した。米ソ冷戦が発生する中で、米国側はソ連に抑留された日本軍への非人道的処遇や残留の長期化と、英蘭両国の日本人に対する過酷な労働状況が国際世論の間で同列扱いされることを強く嫌ったからであった。このように南方軍の復員問題は、英蘭両国と米国の対立や、米ソ冷戦などの国際情勢とも深く連鎖したのである。

以上のような複雑な国際情勢を踏まえ、本論では時系列に、第1に「南方軍の終戦と英軍への降伏」、第2に「英軍による南方軍の処遇」、第3に「英軍による南方軍の復員計画の準備と実施」、第4に「英軍の南方軍10万名残留への方針転換」、第5に「南方軍の残留をめぐる英米の対立」、第6に「マッカーサーおよび日本政府の英蘭批判」、第7に「残留南方軍の復員をめぐる英米対立」、第8に「残留南方軍の復員計画の進展」、第9に「残留南方軍の復員開始」、第10に「残留南方軍の復員完了」の10段階に区分し、各過程での実状を分析し考察する。

本論に関連する国内資料・史料については、防衛研究所図書館所蔵の「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」のほか、外務省・外交史料館の所蔵資料を用いている。<sup>(7)</sup> イギリス側資料に関しては、ロンドンの英国立公文書館にて収集した内閣府、外務省、陸軍省ほかの政府・軍関係文書を用いている。<sup>(8)</sup> そのほか本研究では、復員に関する先行研究にも多くの教唆を受けている。<sup>(9)</sup>

本研究が、英軍による東南アジア方面の日本軍の復員という事例研究に止まらず、将来に向けた日本軍全体の復員の国際比較研究のための一助となれば幸いである。

注

- (1) 「復員」の本来の意味は、「戦時態勢ヲ整ヘアル軍隊ガ平時ノ態勢ニ復スル意ナリ」、ただし「本終戦ニ際シテハ平時ノ態勢ニ在ルモノヲ廢スルコトヲモ含メテ復員ト称シアリ」とある。——「編制機構（復員関係）ニ関スル綴」昭和20年度（8月以降）より。なお一般に「引揚」は民間人を対象とするのに対して、「復員」は軍人・軍属の帰還を指す。本稿もこの解釈に従っている。
- (2) 引揚援護庁長官官房総務課記録係編集『引揚援護の記録』（引揚援護庁発行 非売品1950年3月刊）1、6、11頁参照。
- (3) 「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ」。
- (4) 終戦時の陸軍は、内外に188師団、117旅団など約547万人の総兵力を配置していた。内訳は、日本本土（小笠原諸島等を含む）に238万8千、千島・樺太（第5方面軍）8万8千、台湾・南西諸島（第10方面軍）16万9千、朝鮮（第17方面軍）29万4千、満州（関東軍）66万4千、中国本土（支那派遣軍）105万6千、南方（南方軍）74万4千、ラバウル方面（第8方面軍）7万各人である。——厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』（ぎょうせい 1978年刊）46～47頁より。  
なお、南方軍の英文名称は、Japanese Expeditionary Forces Southern Region = JEFSSRである。
- (5) 英軍管理地域は、「ビルマ、タイ、アンダマン、ニコバル、マレー、シンガポール、北緯16度以南の仏領インドシナ、スマトラ、ジャワ、小（レッサー）スンダ、臺北、西部ニューギニア」である。——前掲書『引揚げと援護30年の歩み』48頁より。
- (6) マッカーサーは当時、米太平洋陸軍（Army Forces in the Pacific = AFPAC）司令官を兼ねていた。
- (7) 「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」（記者名なし、厚生省引揚援護局史料室）、防衛研究所、陸軍71中央「終戦処理」より。外交記録公開ファイル「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係雑件——在外各地状況及び善後措置関係・日本軍隊撤収関係」（分類番号K'7101-2-1、ソール番号K'0004）（外務省外交史料館所蔵）より。
- (8) イギリス政府関連の資料は、内閣府（CAB）、外務省（FO）、空軍省（AIR）、陸軍省（WO）、植民地省（CO）と現地英軍資料であり、2011年2月15日から17日までロンドン郊外のThe National Archivesにて収集を行った。なお英国関連資料に関しては、ユアン・マックイ（Euan McKay）東洋英和女学院大学現代史研究所客員研究員から多くの助言と支援を得たことを明記しておきたい。
- (9) 田中宏巳著『復員・引揚げの研究』（新人物往来社、2010年刊）、小林英夫ほか編『戦後アジアにおける日本人団体』（ゆまに書房 2008年刊）ほか。

## (1) 南方軍の終戦と英軍への降伏 ——1945年4月から9月まで——

### 1. 終戦直前の南方軍の状況

東南アジア地域を広く管轄する南方軍（17頁の図表1を参照）は、緬甸方面軍（ビルマ）、第7方面軍（シンガポール）、第14方面軍（フィリピン）、第18方面軍（タイ）、第3航空軍（シンガポール）を擁していたが、1945年4月末から第14方面軍（山下奉文<sup>ともゆき</sup>大将）が強力な米軍の前に組織的抵抗を失っており、またビルマ方面軍（木村兵太郎中将）も5月初めのランゲーン失陥以後は、タイ・ビルマ（泰緬）国境地帯へと総退却を続けていた。ここに至って南方軍は、仏印・タイ・シンガポール周辺の防衛力を強化し、「自戦自活をもって永久抗戦の態勢」を整える以外に採るべき策を失ったのである。<sup>(1)</sup>

これに先立ち南方軍総司令官の寺内寿一元帥<sup>ひさいち</sup>は、前年11月に総司令部をマニラから再び南部仏印のサイゴン（西貢）東方のダラットに戻す際、各方面軍の司令官と参謀長を同地に集め、ビルマ方面軍を解体し、タイの第39軍を第18方面軍（中村明人中将）に改編する案を立てた。大本営はこれを承認するとともに、6月以降、第15軍司令部・第15師団・第53師団・第56師団等をタイ地区に、第55師団を仏印に、第31師団をマラヤに転用させた。<sup>(2)</sup>

さて終戦の情報は、8月10日におけるワシントン発の放送傍受から始まった。寺内は12日、最悪の事態を予想して、かねて準備中であった蘭印（インドネシア）独立の実現を急ぐこととし、その立役者であるスカルノ（Sukarno）、ハッタ（Mohammad Hatta）を総司令部のダラットに招き、彼らに独立を許すとともに、余剰の日本車・兵器・資材を与える措置を取った。これは日本政府の命令ではなく、寺内の独断で実施されたのである。<sup>(3)</sup>

また翌13日には、寺内の下で「非常最悪の事態（終戦との意味——以下、断わりの無い限り増田による注）」を予測した幕僚会議が開かれた。会議は甲論乙駁して容易に決着しなかったが、寺内は最後まで沈黙を守り続けた。14日夜、支那派遣軍総司令官から「抗戦を継続したい」との上奏電報が南方軍にも届けられた。その際、総司令部内の幕僚間では「支那総軍と呼応して、南方軍の実状を申上げ、交戦継続を上奏」すべきであるとの提案があったが、寺内は静かにこれを却け、逆に「徒らに御宸襟ごしんきん（天皇陛下の御心）を悩ませ」ることがないように幕僚たちを戒めた。実は同日夜の時点で寺内は、15日正午に天皇の重大放送が行われることばかりでなく、天皇が「ポツダム」宣言受諾を決意しているとの情報を得ていた。<sup>(4)</sup> 寺内の決意はすでに固まっていたわけである。

## 2. トップダウン型の終戦への決着

15日当日、南方軍は天皇の玉音放送による「終戦の大詔」に接するや、寺内総司令官は直ちに「承諾必謹しょうじょうひっきん（天皇による終戦命令の遵守）」の態度を鮮明にするとともに、隷下の諸部隊および現地海軍（第10方面艦隊）に対して任務を続行し、南方軍の命令が無い限り、敵側とのいかなる交渉にも応じることなく、「断乎之を撃攘」せよと示達した。他方で、「大陸命第1381号」に基づく「進攻作戦の中止」を命令した。このように緩急の指令を織り交ぜながら、部隊内の平穏化を図ったわけである。

その上で翌16日、寺内は、ダラットの総司令部に第7方面軍司令官の板垣征四郎大將、第3航空軍司令官の木下敏中將、第10方面艦隊司令官の福留繁海軍中將、そして直轄方面軍の参謀長を招致し、改めて「承諾必謹」の根本方針を明示するとともに、進攻作戦の中止と停戦についての所要事項を命令した。続く17日には、武装解除等に関して、東京の梅津美治郎陸軍参謀総長、阿南惟幾陸軍大臣宛に次のような意見を具申した。やむを得ず南方軍の武装を解除する場合でも「自発的」にこ

れを実施すること、また最小限の条件として、①軍隊を敵手に渡さない、②武器はできれば日本内地まで携行する、③将校の軍刀は是非とも「佩用（帯刀）」する、④将来に「皇軍再建の中堅」となる優秀者を確保し、現地の治安維持と軍隊の暴動鎮圧等に必要な最小限の兵器等を保存することを挙げ、これらを敵側と交渉するよう要請した。のちの連合国側の拒絶反応からすれば、きわめて甘い現状認識であったといえよう。なお 18 日には、閑院宮春仁殿下をサイゴンに迎え、ポツダム宣言受諾に関する天皇の言質を「総司令官以下熱涙滂沱<sup>ぼうた</sup>たる中にこれを拝聴」したのである。<sup>(5)</sup>

天皇の玉音放送で伝達された終戦の報に対しては、当然ながら各方面軍将兵の動揺は激しく、司令部側の対応には多大な困難（自決者の発生など）が予想された。彼我の形勢が極度に悪化している現状は一般兵士でも感知できたとはいえ、部隊全体としては抗戦意欲が依然旺盛であり、日本が降伏するとの予想はほぼ無きに等しかったからである。にもかかわらず、結果的に南方軍は、連合国軍への降伏宣言に抵抗することなく、順当に受諾する方向へと進んだ。実は南方軍ばかりでなく、フィリピンの第 14 方面軍、台湾の第 10 方面軍、ラバウルの第 8 方面軍でも同様の事態となった。<sup>(6)</sup> いずれの場合も、各司令官の沈着冷静な態度と整然とした裁定が不穏な混乱を予防する結果をもたらした。各軍のトップが異なる戦場で同様の敗戦受諾を決意し、それを実行したことは奇跡ともいえるであろう。

このように寺内は、天皇のポツダム宣言受諾から間髪入れずに「承諾必謹」の根本方針を掲げ、一糸乱れない態勢を維持することに腐心し、戦争継続を主張する一部の部隊を慰撫して終戦を受諾するよう意を尽くした。そして緩急の指令を織り交ぜながら、配下の諸部隊を戦闘行動中止へと収斂させたのである。もちろん「徒らに御宸襟を悩ませ申し上げてはならない」と繰り返し厳命するなど、天皇の絶大な威信を最大限



に利用したことは事実であるが、司令官の毅然とした決着方式が顕著な特色であったといえる。

### 3. 南方軍の停戦から交渉へ

終戦直後の南方軍は、大本営の命令に基づいて、隷下の全軍に「積極進攻作戦の中止」を、次いで「停戦」を命令したが、交戦中の部隊によっては一律的な処置が困難であった。1945年8月21日、南方軍は「局部的停戦交渉」の実施を許可し、23日には「作戦任務の解除」を発令した。この間大本営は、8月20日から翌21日に実施された日米初のマニラ会談で、連合国側が提示した9月2日公示予定の一般命令第1号(陸海軍)による「終戦処理の管轄区分」に基づき、南方軍に対して指揮系統の変更を命じてきた。すなわち、北緯16度以北の仏印部隊を支那派遣軍総司令官の指揮下へ、ニューギニアの第18軍をラバウルの第8方面軍へ、フィリピンの第14方面軍を大本営直轄へと改めた。この結果、第14方面軍が米軍側と、また北部仏印部隊は中国の蒋介石軍側とそれぞれ停戦交渉を行うことになった。<sup>(7)</sup>

さて南方軍のほぼ全域の降伏を分担したのが英海軍大将マウントバッテン指揮下の東南アジア連合軍(South East Asia Command = SEAC)<sup>(8)</sup>であった。その兵力はインド軍を含む約100万を主力とし、米軍および中国軍を含めると130万余に達したが、降伏を受け入れるために出動できる兵力は乏しかった。それゆえ、英軍側は2つの点を憂慮せざるをえなかった。第1は、南方軍の総兵力が陸軍61万3千、海軍11万7千の計73万名であり、これに民間人5万3千名を加えると総計78万3千名と予想以上に膨大であった点である。第2に、南方総軍はマラヤ(第29軍)から、シンガポール・スマトラ(第25軍)、ジャワ(第16軍)、ボルネオ(第37軍)まで、東西5千キロにも及び分散している点であった。米軍が担当するフィリピンの第14方面軍でも10

万から 12 万と推定されており、それと比較すれば、英軍が受け入れる日本軍がいかに膨大かつ広範であるかは歴然としていた。<sup>(9)</sup> 進駐する英印軍の数十倍にも匹敵する日本軍がはたして素直に降伏に応じるのか否か、そして抵抗なく武装解除を無事に完了できるのか否かは、英軍当局にとって大きな悩みであり、また賭けでもあった。

#### 4. 対英交渉の開始：第 1 次会談

1945 年 8 月 21 日、東南アジア連合軍最高司令官 (SACSEA) マウントバッテンは、寺内南方軍総司令官に対して、「降伏手続き」を取るために、23 日にラングーンで全権を担う連合国軍の総参謀長と南方軍総司令官の全権委任者との会見を要求してきた。同日夜、大本営から局地交渉を許可する電報に接したため、寺内は総参謀長の沼田多稼蔵中將<sup>たかぞう</sup>に全権を委任した。沼田らは 26 日にラングーンの総督官邸に到着し、20 数名の連合国代表が陪席する中で、SACSEA 側を代表する参謀長ブロウニング (Sir Frederick A.M. Browning) 中將と第 1 回目の会見を行った。その際に連合国軍側は、俘虜の救出のほか、航空機による哨戒偵察、沿岸水域の占領と指定水域からの日本軍の撤退など 6 項目を要求し、日本側の了承を求めた。また正式降伏前の暫定的降伏文書の写しを日本軍に手交した。他方、日本軍からは、先方の要求に基づく各種の情報書類を提供した。<sup>(10)</sup>

翌 27 日、会見は引き続き行われ、今回は沼田が予め準備した寺内のマウントバッテン宛の要望覚書を説明した。覚書の内容は、「連合国側の進駐を円滑化させるための考慮」のほか、「日本軍の武装解除の要領」、「日本軍隊および官民の今後の宿営給養」、「連合国軍側の俘虜の取扱および連絡」など 6 項目であった。ところが連合国軍側は、前日に提示した文書への調印を要求してきた。これに対して沼田は調印を適当と判断し、また諒解に達したものと認めて、同日午後 6 時 25 分にブロウニ

ングとともに署名した。この第3項には、「南方軍全軍は即時海陸空の戦闘を停止する」ことを約諾すると記されていた。<sup>(11)</sup>

同時に、実質的かつ具体的な降伏条件として、「書類A：日本陸軍及び陸軍航空隊に対する命令」では、「陸上部隊の停止及び航空機の繋留」以下の計14項目が記されていた。<sup>(12)</sup>とくに3番目の「破壊禁止」条項は、「A 武器装備車輛弾薬火薬各種戦争物資及び糧食、B 築城地帯及びその武器野戦砲、C 全航空機及びその装備品並びに飛行場、D 各種信号通信設備全放送局その装備及び施設、E 全民需物資全糧食及び全陸水空輸及び通信施設及び装備、公共事業修繕工場及び港湾設備、F 軍事及び民政に関する書類記録及び書類保存所の軍用及び民政用暗号及び暗号書、G 機雷源陥穽その他危険物を示す地図、H 定着及び移動防御物の図面、I 揮発油・石油・潤滑油その他燃料の全在庫品、J 原料及び製造せる資材の全在庫品、K 日本軍の運行する全船舶及び各種舟艇、L 全電波兵器無線探知機及び妨害施設を含む」と詳細に列記されており、しかも「損傷せず良好なる状態にて引渡」すべしとの注意事項が付記されていた。<sup>(13)</sup>

今回の交渉は沼田にとって大きな試練となった。なぜなら想像以上に連合国側の降伏条件が強硬であり、日本側が当初意図した条件はすべて峻拒されたからである。沼田は帰着後、東京の参謀次長および陸軍次官に対して交渉結果を報告しているが、その中で、いかに強硬に主張しても、連合国側は中央の基本協定に捩らなければならないと反駁し、日本側はどうしてもなかった旨を訴えた上で、①武装解除は日本軍の統帥権により自主的に実施する、②軍刀は容認する、③日本軍に労役を強制しない、④軍部秩序および治安維持に必要最小限の武装を容認する、⑤生活を保証する、等の最重要事項については、中央部が連合国側との間で基本協定を締結するよう強く要請した。<sup>(14)</sup> 連合国軍側と自軍側との間に挟まれて身動きできない沼田としては、大本営へ全面依存する以外になかったのであろう。それ自体、いかに連合国軍側の態度が強硬であっ

たかを如実に物語っていた。

## 5. 対英交渉の終着：第2次会談

沼田が帰着後、総司令部内から降伏要件の内容に対する強い不満と批判を受けたであろうことは想像に難くない。沼田自身は、この暫定的な降伏文書には「実行上実状に適しないものが若干あった」と婉曲に認めているものの、南方軍内部の反発はもっと深刻であったろう。ともかく南方軍としては、シンガポールでの正式な降伏式でこの暫定的な降伏文書と同じものに調印を強要されることは、日本軍にとって不利となると危惧し、事前に修正案を連合軍側に申し入れるのが得策であると判断した。そこで9月4日、再び沼田らは連合軍との折衝のためにラングーンへと向った。

第2次本会談での日本側の主眼は、南方軍の根本方針である3要件、すなわち、武装解除と軍隊および在留邦人の生存と内地帰還を強く申し入れ、これを正式文書とするか、やむを得ない場合でも諒解事項として連合軍から取り付けることにあった。同日、沼田全権一行は東南アジア連合軍を代表する英軍第20インド師団長のグレイシー (Douglas D. Gracey) 少将と会見し、上記の3大要綱の承諾のために努めた。しかしグレイシーはマウントバッテン最高司令官の名をもって、事務的に一片の回答により日本側の要求を退けたのである。さらにグレイシーは、日本軍側に9月12日にシンガポールで正式の降伏式を実施する旨を伝え、正式の降伏文書案を手交して、その降伏式に寺内、板垣、木村、木下、中村、沼田のほか、海軍側からも福留、柴田の出席を求めた。沼田は寺内の病状悪化を説明し、板垣を一行の代表とするとの了解を得て、9月9日にサイゴンに帰着した。<sup>(15)</sup> 沼田一行の落胆ぶりが想像できよう。

## 6. 連合軍の本格的進駐開始

沼田交渉団を通じて厳しい現実を思い知らされた南方軍総司令部は、英軍の進駐に先手を打つため、①各地区での速やかな停戦と連合軍の進駐への協力、②連合軍側の俘虜・抑留者の引き渡し準備、③日本側統帥機構による円滑な武装解除と自衛兵器の残置に関する準備、④日本軍隊および在留邦人の生存維持、といった方針を決定し、隷下の全部隊へこれらを忠実に実行するよう指令した。この間に連合軍は、8月末から各地区に俘虜・抑留者の保護と引き渡し準備のための要員を派遣した。またマラヤ・シンガポール地区では、一部の先遣部隊が進駐を開始するなど、各方面で平和裡に終戦業務へと移行する態勢が徐々に整えられつつあった。

9月に入ると、連合軍主力が本格的な進駐を開始した。英軍側は既述のとおり、膨大な勢力の日本軍がはたして素直に降伏に応じて、抵抗することなく武装解除を受け入れるのか否かは、英軍当局にとって大きな賭けでもあったが、結局それは杞憂に終わった。日本側は、各々該地区に進駐した連合軍の最高指揮官に対し、局地毎に交渉を進め、混乱もなく整然と降伏文書に調印した。まず8日、タイのバンコクで第18軍参謀次長が降伏調印を行い、12日にシンガポールで南方軍総司令官代理がSACSEA代理との間で調印式を挙行了。次いで翌13日にクアラルンプール、25日にサイゴン、10月1日にジャカルタ、21日にスマトラのパダン、最後に24日にラングーンでビルマ方面軍司令官が調印して、南方軍すべての降伏調印式を終了した。交渉の中核となったのは、南方軍との全般的連絡に当たったグレーシーを長とするサイゴン軍事管理委員会であった。<sup>(16)</sup>

ただしすべての地域で平穏に連合軍の進駐と、それに伴う日本軍の武装解除が実施されたわけではなかった。例外は仏印のベトナムと蘭印のインドネシアであった。両国に共通するのは終戦に前後して現地人の間

で民族独立運動が勃興し、これに日本軍が巻き込まれたことであった。

たとえば、仏印の援蔭ルート遮断作戦に参加していた歩兵第16連隊（ビルマ）所属の一兵士は、ベトナム人の独立運動の状況を次のように述懐している。「終戦は8月17日に知った。『負けた！逃げるか！』が頭に浮かんだ。仏印で軍旗を焼いた。連隊はフランス軍の管轄下にはあったが、武装解除はただちに行われず、負けた日本軍が勝ったフランス軍を逆に護衛するという奇妙な現象がみられた。それは安南人の反乱、ベトナム軍が独立を目指して仏軍を攻撃してきたからだった。日本兵も安南軍に参加した者が相当あったようで、武装解除は敗戦から1ヵ月後だった」。(17)

インドネシアのジャワ島（瓜哇）でも、終戦とともに蘭国からの独立運動が起こった。日本軍は大東亜共栄圏形成の一環として、有能な現地青年を教育訓練してきたため、スカルノやハッタラによる独立運動に対して好意的であった。前記のとおり、終戦直後に寺内総司令官は独断で彼らに日本軍の武器・弾薬など渡したほどである。それゆえ敗戦後も軍政を布く第16軍は、この独立運動と9月28日にジャワのジャカルタに進駐してきた英印軍との板挟みになった。つまり、独立運動派からは日本兵の運動への加担（数千名といわれる）や兵器の引き渡しを迫られる一方で、英軍からは運動の取り締まりと武器の引き渡しの厳禁を命令されたわけである。ついに11月以降、インドネシア軍と進駐軍との間に戦闘が勃発した。各地の日本人は、インドネシア軍の抑留下に置かれたため、日本軍司令部との間の連絡も杜絶し、安否が気遣われた。そこで翌46年4月に沼田総参謀長が現地に飛んで指導に当たったほか、日英両軍総司令部が一体となって現地の第16軍と進駐英軍とが協力し、インドネシア側の援助もあって、日本軍民は無事に島外へと脱出できたのである。(18)

このように南方軍は東南アジア地域の広範囲に及んだため、各地域で

進駐と武装解除には大差があった。とはいえ、ベトナムとインドネシアを除けば、危惧された日本軍の武装解除は予想以上の日本側の忠実な降伏履行によって無事に完了することとなり、英軍側は安堵したのである。

しかし英軍側は進駐と降伏という一連の業務を終えたのちも、重大な終戦業務は続いた。降伏後の膨大な日本軍の収容と管理の問題だけでなく、日本軍に代わって現地の治安維持や食糧の確保と生産、さらに行政上の処理に当たる組織的な負担を強いられたからである。本来の植民地宗主国である蘭・仏両国が蘭印や仏印に各々復帰できれば、これらの地域の管理を引き渡しできるが、戦災にあった両国からの派兵は当分期待できなかつた。英軍とそれに協力するインド軍（印軍）は各地域で長期駐屯を余儀なくされる可能性が強くなり、必要資材や日用品、食糧などは膨大な量に達し、それに応じて輸送にかかる経費の捻出や、船舶の調達に苦心した結果、進駐完了までに1カ月以上を要することとなった。<sup>(19)</sup>

注

- (1) 前掲「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」1頁参照。
- (2) 同上1～3頁参照。
- (3) 同上12頁参照。
- (4) 同上12～13頁参照。
- (5) 同上13～15頁参照。
- (6) 「第10方面軍復員史資料」第10方面軍参謀西浦節三中佐・同安藤正少佐（昭和30年8月稿）、「比島に於ける終戦前後の概況」（記述者名なし）、「第8方面軍（南東方面）の終戦概況」および「第8方面軍復員史資料（ラバウル地区を主とす）」、前者は記述者名なし、後者は第8方面軍参謀高橋鶴夫大佐（昭和29年9月稿）。いずれも厚生省引揚援護局史料室。防衛研究所、陸軍71中央「終戦処理」より。
- (7) 前掲「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」15～17頁参照。
- (8) 英軍を主体とする連合国軍は、東南アジア連合陸軍（ALFSEA）のほか、英太平洋艦隊（BPF）、東南アジア空軍（ACSEA）から構成されていた。
- (9) 前掲書『復員・引揚げの研究』60～62頁参照。
- (10) 前掲「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」19～20頁参照。

- (11) 同上 20～21 頁参照。協定の名称は、「正式降伏以前に東南亜細亜連合軍最高司令官の作戦地域内の日本南方軍最高司令官の隷指揮下又は管下の日本軍に依り実行せらるべき予備的行為に関する地方的協定」である。
- (12) そのほか、「資料の提供」「破壊禁止」「地雷原及び行動に対する妨害物」「通信」「代表者の派遣」「治安維持及び現住民の給養」「連合国俘虜及び抑留者の処理」「日本軍の給養」「財産の還付」「金融」「抵抗軍隊の取扱」「泰国（タイ）軍の取扱」「命令実行の責任」である。
- (13) 前掲「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係雑件」中の「正式降伏以前に東南亜細亜連合軍最高司令官の作戦地域内の日本南方軍最高司令官の隷指揮下又は管下の日本軍に依り実行せらるべき予備的行為に関する地方的協定」の付属書類である。なお「5 南方軍最高司令官発 東南亜細亜連合軍最高司令官宛」で、「南方軍最高司令官は昭和 20 年 8 月 27 日「ラングーン」に於ける参謀長会談に基づき且つ地方的協定付属書 A 記載の条件内に於ける特定情報資料準備並びに事前措置要求に関する文書を受領せる件を確認す。南方軍最高司令官は要求せられたる行動履行に万全を期し且つ要求せられたる情報資料は之を迅速に準備すべき旨確約す」とある。
- (14) 前掲「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」21～22 頁参照。
- (15) 同上 23～24 頁参照。
- (16) 同上 25 頁参照。前掲書『引揚げと援護 30 年の歩み』53～54 頁参照。
- (17) 竹内以知司「ビルマ戦記」（平和祈念事業特別基金編『平和の礎 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦Ⅲ』1993 年刊）所収。
- (18) 前掲「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」25～27 頁、前掲書『復員・引揚げの研究』60～62 頁参照。
- (19) 前掲書『復員・引揚げの研究』62 頁参照。



<図表1> 南方軍の編制 (昭和20年8月の終戦時)

南方軍 ダラット (サイゴン東方)	
●ビルマ (緬甸) 方面軍 モールソン (ビルマ)	=第28軍 (第54師団、独立混成第72旅団) =第33軍 (第18、第49、第53、第31、第33、第56師団、独立混成第24、同第105旅団)
●第7方面軍 シンガポール	=第25軍 (近衛第2師団、独立混成第25旅団) シンガポール =第29軍 (第37、第94師団、独立混成第35、第36、第37第70旅団) =第16軍 (第48師団、独立混成第27、第28旅団、第46師団、独立混成第26旅団)
●第14方面軍 3レストハウス (ルソン島山岳州)	=第35軍 (第1、第16、第26、第30、第100、第102師団、独立混成第54、第55旅団、第68旅団) =第41軍 (第8、第10、第19、第23、第103、第105師団、戦車第2師団、第1挺進集団、独立混成第58旅団、第4飛行集団)
●第18方面軍 バンコック	=第15軍 (第4、第15、第22師団、独立混成第29旅団) =第2軍 (第5、第32、第35、第36師団、独立混成第57、第128旅団) =第18軍 (第20、第41、第51師団) =第37軍 (第7方面軍指揮下) (独立混成第56、第71旅団) =第38軍 (第2、第21、第55師団、独立混成第34旅団、第14師団、独立混成第49、第53旅団)
●第3航空軍 シンガポール	=第5飛行師団、第9飛行師団、第55飛行師団

防衛庁防衛研修所戦史部著『戦史叢書 陸海軍年表』(朝雲新聞社、1980年) 511～514頁参照。

## (2) 降伏後における英軍側の日本軍処遇 ——1945年8月から12月まで——

### 1. 降伏後の日本軍の処遇

1945年8月22日、マッカーサーからマウントバッテンに対して降伏した日本軍将兵に関する重要な文書が届けられた。それは、①連合国軍はポツダム宣言に従って、降伏した日本軍将兵を完全に武装解除したのち、彼らを母国へ戻す義務がある、②「降伏した日本軍将兵 (surrendered Japanese soldiers のち Japanese Surrendered Personnel = JSP)」は「非武装化された者 (disarmed personnel)」と見なされるべきであり、必ずしも「戦争捕虜 (prisoners of war = POW)」と見なされるべきではない、といった指示であった。<sup>(1)</sup> マッカーサーはのちに後者の JSP に関しては POW とみなすべきであるとの見解へ移行していくものの、前者の①に関してはこの立場を変えることなく、後述のとおり、日本軍の早期帰還を回避しようとする英国側に苛立ちを隠さず、終始早期実施を迫っていく。

同じ22日、日本軍の降伏を受諾する際の原則をめぐり、英軍の高級幕僚会議が開かれた。その結果、①敵国人は、武装解除と強制収容を実施する軍司令官に対して降伏する、②軍司令官は「戦争捕虜」と「降伏者」の管理、調停、規律、防護の責任をもつ、③通常は陸軍がこの責任を担うが、例外的に空軍・海軍が責任を担う場合もある、という基本方針が決定された。他面、降伏者の本国帰還（優先順位と帰還期日と必要な船舶調達等）に関しては、マッカーサーから情報を得る必要があることや、戦争捕虜の処遇と武装解除の方法について、SACSEA（東南アジア連合軍最高司令官）か SCAP（連合国軍最高司令官）か、どちらが指示や指令を出すのかといった疑問が提起された。<sup>(2)</sup>

上記の中の、「日本軍の早期復員の方法」と「日本軍を POW と見な

すか否か」という2つの問題は、以降、英軍上層部の重要課題となっていくが、とりわけ後者が緊急性をもっていた。すでに24日、マウントバッテンはPOWを次のように狭義に解釈する見解を示していた。「一定の特別な身分、すなわち、戦争犯罪人、憲兵隊（日本のゲシュタポ）、特務機関（中央情報局）、光機関（日本の在インド機関）、諜報部員、情報機関員（陸海軍・民間を問わず）およびこれら組織に雇用されていた非日本人すべて、連合軍の強制収容所監視員は、POWとして逮捕されて収監されるべきであり、反抗する者は地位の上下を問わず逮捕すべきである」。<sup>(3)</sup>

ところがSACSEA総司令部は、9月1日、「降伏した日本軍と民間人との関係」と題する文書の中で、「戦争捕虜（POW）」と「日本軍降伏者（Surrendered Japanese Forces）」の区分を明示した上で、前者のPOWは、「ジュネーブ協定によって丁重に処遇され、将校は一般兵士と区別されて厳しい監視下に置かれ、われわれはこれらPOWに対して完全な責任を負う」としたものの、後者の降伏者については、「武装解除後は自己の属する将校と部隊の指揮下に入り、日本の軍司令官が彼らの規律と行為への責任をもつと同時に、その管理にも責任をもつ」と定めたのである。<sup>(4)</sup>そしてマウントバッテンは同月18日付の本国内閣府宛の極秘文書で、「戦犯、憲兵隊、特務機関員、参謀部情報員、日本の情報員（海・陸軍・民間を含む）、これら日本の情報機関に雇用された非日本人すべて、戦争捕虜収容所および連合軍捕虜の強制収容所監視員」など特定の日本人は「POW」ではなく、「拘束された降伏者（apprehended surrendered personnel）」として扱われる、と前回とはまったく異なる解釈を提示した。<sup>(5)</sup>このような方針変更の背後に、日本人の雇用および賃金問題があったことは明らかである。

## 2. 日本人の雇用と賃金

そもそもマウントバッテンにとって日本人の雇用問題は、当初からの重要課題であった。彼は終戦直後の8月24日、英軍管轄下の各軍司令官に対して、日本人の雇用と厳罰主義の方針を伝えていた。その中で、①軍務に直結する労務について日本人の雇用を制約する政策は不適切である、②もし日本人が雇用を拒む場合、“射殺”を含む徹底した措置を取るべきである、③降伏した日本人をPOWとして処遇できるのは、前掲の特定の職務にあった者だけであり、彼らを捕虜として逮捕し収監すべきである、と命じた。<sup>(6)</sup>

しかしマッカーサーは、「日本人の雇用については各方面の司令官の裁量に委ねるが、日本人の復員を遅延させてはならない」と厳命していたし、またロンドンの空軍省もSACSEAに対して、「われわれは降伏した日本軍将兵の地位と雇用に関して米国の政策に同意」しており、「日本人“捕虜”をジュネーブ協定に応じて処遇する」と指示していた。

反面、空軍省は、①「武装解除された日本人」はジュネーブ協定の特典を得る資格はなく、その管理と維持は連合国軍の監視下にある日本軍の責任となる、②特殊の事例を除いて、すべての将校は「武装解除された者」として処遇され、彼らへの「賃金支払」に関しては義務を免れるし、特別扱いできる、③われわれには日本人の雇用について何ら制約はないが、労働を拒否する者を射殺するのは正当とは考えない、効果的方法を用いて目標を達成した方がよい、④われわれは傲慢な態度の日本人を逮捕するとしても、武装解除までは思慮深く対応する、など硬軟織り交ぜた方針を提示していた。<sup>(7)</sup>

結局マウントバッテンは、9月18日、これまでPOWと規定していた戦犯や特務機関員などを「拘束された降伏者」の範疇に入れ替えた上で、マッカーサー下の米太平洋陸軍(AFPAC)の見解は「雇用された降伏者への賃金は支払われるべき」というものであるが、私は「通常の

階級による賃金以上を与えるべきではない」と回答し、「降伏した日本人の労働業務への余分な賃金支払いはしない」との命令を出す旨を明らかにした。<sup>(8)</sup>つまり、マッカーサーの立場には同調しない態度を示したわけである。

これに対して英陸軍省は、29日、SACSEAが発したこの9月18日付文書について、「責任ある階級者に対して通常の賃金を超える支払はすべきでない」ことに同意する、また必要な賃金は日本側の問題であり、われわれはそのような「支払はまったく不要」と考えている旨を伝え、マウントバッテンの方針を支持する姿勢を鮮明にしたのである。<sup>(9)</sup>

要するに、英国側は財政的負担を余儀なくされる「日本軍捕虜」とするのではなく、「日本降伏者」と処遇することで雇用への賃金支払を免れようとしたわけである。ここに英米両国の違いが顕現化した。

本国からの承認を得たSACSEA総司令部は、10月に入ると、日本人を、「管理下でない降伏者」、「管理下にある降伏者」、「戦犯」に3分類した上で、前2者の「降伏者に対する賃金支払は、連合軍の責任ではない」、「SACSEA内の通貨での賃金支払いはしない」、「降伏者は管理下にある期間は賃金を受け取れない」との3方針を明らかにした上で、POWとは「終戦“以前”に捕らえられた者」のみであり、その者への賃金は連合軍の責任となり、「その賃金に関する必要な指示は東南アジア連合陸軍（Allied Land Forces South East Asia = ALFSEA）司令官から発せられる」、とまたもや一段縮小した解釈を示した。しかも、「降伏者」は管理下に有る無しに拘らず、「司令官から要求される再建・復興・維持業務などの労働のために雇用される」、「雇用期間中には彼らは賃金を受け取れない」、「降伏と武装解除の時期には、日本人各人も各部隊も英国国旗に敬意を払うなどの適切な態度を求められる」、と指令されたのである。

つまり、「ドイツ人・イタリア人が拘留後、戦争捕虜ではなく降伏者

とされる」との原則を日本人にも適用し、独・伊の枢軸国の降伏者と同列に処遇する基本方針をここに定めたわけである。<sup>(10)</sup>

もはや英米双方の日本降伏者に対する解釈の乖離は明確となりつつあった。

### 3. 日本軍の強制労働

南方軍の各地域では、連合軍の進駐を受け入れた後、労働力の供出を要求され、これに応じざるを得なくなった。ラングーンの降伏協定によって、日本軍は連合軍側の発する一切の命令・指示に服従する義務を負ったからである。当時、各地域の日本人員（陸海軍および民間人を含む）は、ビルマ、タイ、ベトナムを除いて、マレー半島3万6千名、シンガポール（昭南）4万2千名、リオウ諸島7万5千名、英領ボルネオ島1万2千名、蘭領ボルネオ島1万2千名、セレベス島2万2千名、カイ諸島1万1千名、スンバワ島2万名、ニューギニア西部2万1千名、ジャワ島7万3千名、スマトラ島7万1千名、計39万5千名であった。彼らの大半は「作業隊（労働隊ともいう）」として労働へ駆り出されたが、以降、第1次復員終了時にその一部が強制残留させられることは後述のとおりである。

降伏後の南方軍全般の現況については、沼田総参謀長が46年1月24日から2月23日まで南方（タイ、ビルマを除く）を視察し、その結果を3月2日に第一復員省（陸軍省の後身）次官に報告している。それによれば、第1に、各地域ともに軍紀は維持されて士気は高く、様々な困難を克服しているものの、「給養（食糧）」次第でその士気も左右されるかもしれないと分析している。第2に衛生状態が全体に悪化しており、特にニューギニアは全体の20～30%がマラリア患者によって占められ、ボルネオ島でも約20%、その他の地区も入院患者がほぼ10%に達し、各地区ともに衛生材料の不足が目立ち、特にインドネシア地区

が甚だしいと指摘している。第3に労務については、マラヤ1万5千名、シンガポール2万6千名、英領ボルネオ5千名弱、蘭領ボルネオ健康者の大部分、ジャワ島1万余名が荷役・道路構築・雑役などに従事しているが、労務人員が逐次増加されつつあり、待遇が漸次改善されて普通の状況になった旨を報告している。<sup>(11)</sup>

しかし地域によって環境に落差があった。たとえば、ビルマ戦線からタイへ移動中に終戦を迎えて武装解除された第56連隊の一士官は、「部隊全員は捕虜になったという意識はなかった。…敵遠征軍およびイギリス軍、アメリカ軍を最後までふるえあがらせた日本軍最強の九州兵団で、敗戦の意識は全くなく元気旺盛である。…収容所表門には歩哨が立っていたが、丸腰であり通行は自由であった。我々捕虜には強制労働はなかったが、自主的には道路の作業が各隊に割り当てられ、1日の労働時間は3時間程であった。給与面では定量以下であったが、野菜や肉が少しずつ支給されたので栄養失調にはならなかった」と記述しており、大半の収容所生活に共通した苦難とは無縁であった状況を証言している。

他方、ボルネオで投降した第102海軍経理部のある軍属は、「捕虜とは哀れの一語につきる。昭和20年8月25日より翌年6月5日までの抑留中、最初は豪軍に管理され、21年2月よりは蘭軍に移管され、サマリダで少量の食糧で露命をつなぎ、野草を摘みカルシウム源に海老をとり、現住民の情で果物を手に入れ、炭坑復旧の苦役に酷使された。特務士官が蘭軍の兵に欠礼し銃殺され、戦犯容疑者発見のため一列に並ばされた首実験を受け、薄氷を踏む気がした」と極限の実状を吐露している。<sup>(12)</sup>

英国や蘭国管轄の収容所で目立つのは、管理をすべて現地兵に放任した例が少なくなかった点である。マラヤの収容所をインド兵に、また蘭国所管のセレベスの収容所をアンボン人に任せており、彼らは日頃イギリス人やオランダ人に顎で使われて鬱積した不満を日本兵にぶつけて

くるため、たびたび苦しめられた。<sup>(13)</sup>

また老獺な英軍などは、捕虜を最大の恥とする日本軍人の気持ちを巧みに利用して、「戦中捕虜」を prisoner、「終戦捕虜」を「降伏日本人」(Japanese Surrendered Personnel = JSP)と呼び、両者を区別した。つまり国際法に従えば、捕虜になった瞬間から生活保障は連合軍側の義務になるが、英軍は後者の JSP を捕虜と呼ばずにこの義務を免れようとした。英国側の立場からすれば、一度に 70 万余の大量の捕虜を抱えたことで、全捕虜に食糧や生活用品を支給するのは困難と判断したための苦肉の策であったわけである。<sup>(14)</sup>

また英軍では、戦争中、日本軍の捕虜収容所で捕虜生活を送っていた英人の戦中捕虜を、解放後に人手不足を補うために戦犯容疑者の追及や取り調べ、日本兵の監督に当らせた。長い植民地経営で培った手法であるが、彼らは捕虜生活で味わった恨み辛みを口に出しては、日本軍兵士に対して容赦のない仕打ち、過度な仕返しの行為を繰り返した。このように英・蘭軍に収容された日本兵は、長時間労働、休憩時間や食事のカット、休日の取消し、嫌がらせを目的とした作業や体罰など、数え切れないいじめにあった。<sup>(15)</sup>

ただし英軍管理下のマラヤやビルマでは、米軍管理下のフィリピンと異なり、収容した際の日本軍の部隊編制を残し、この組織を管理の下部機構として利用した。<sup>(16)</sup> 日本軍の組織が残存した収容所では、軍司令官、参謀長、師団長、連隊長、大隊長、中隊長等のラインが従来通り機能し、収容所内での命令の伝達、業務の調整、規律維持が図られた。その結果、こうしたラインを通じて様々なレクリエーションのほか、教育課程や職能教育課程の導入、教養講座の開設などが行われ、とかく目的を失って自暴自棄に陥り易い収容所生活に一定の方向性を保つ効用のあったことも事実であった。<sup>(17)</sup>



#### 4. 英軍側の戦犯裁判への準備態勢

雇用問題と並行して、マウントバッテンが積極的に取り組んだのが、日本人の戦犯逮捕と裁判の問題であった。9月18日、彼は自軍の参謀長に対して、戦犯裁判の在り方を検討する小委員会が設置されない限り、満足な結果を得ることができない、となれば一般世論や元戦争捕虜やマスコミらが関心を強めるだろう、と指摘した。英外務省も、国際世論の動向に注意を払う観点から、この見解を支持した。しかしその後小委員会の設置が進展せず、マウントバッテンは不満を募らせた。彼は、「ALFSEA 司令官の下でマイナーな戦犯者の裁判から開始すべき」であり、裁判で必要とされる「証拠の手続きや基準など私の方で命じる準備はできている」と指摘し、その上で、内閣府に対し、①米国人や連合軍関係者が関与する“マイナーな日本人戦犯者”をこの裁判所が扱うのか否か、②この裁判所が扱うべき犯罪の内容とはどのようなものか、③訴追手続き以前に司法長官等の裁可を必要とするのか否か、④蘭印など連合国で戦犯裁判が行われるか否か、を質問した。<sup>(18)</sup>

これに対して内閣府は、10月26日、SACSEAに回答し、①戦犯リストを保持する「中央登録所 (Central Registry)」の設置まで、貴官 (マウントバッテン) が米軍事当局者との間で意見交換すべきであり、ソ・仏・中・蘭当局とも情報交換できれば大変良い、②戦犯リストと記録すべてが中央登録所へ送付される態勢を取るべきである、③貴官は ALFSEA とインド軍両司令官に対して、裁判所の招集を認可せよ、と指示した。<sup>(19)</sup>

ただしマウントバッテン自身は、戦犯裁判に対して懐疑的であった。たとえば、以下のような疑問を呈していた。①指導者の政策責任を問う裁判では、たとえ残虐行為に被告が関与した証拠を示しても、日本人は異なる解釈をするだろう。むしろ劣等な英国人を虐待したことで英雄視される。「戦争法を犯した」事実をどのように本人に認めさせるか私にはわからない。②恐らく裁判は成功しないだろう。フィリピンの山下(奉

文) 裁判はその危険性を示している。マッカーサーは公平な裁判を許しておらず、ジュネーブ協約に違反している。③われわれは東南アジアでの残虐行為を有罪とするのか、それとも政策者をその直接的責任者とするのか、その定義を厳格にしなければならない。<sup>(20)</sup>

このように彼は戦犯裁判の困難性を的確に衝いていたといえる。

それでも11月になると、戦犯裁判への準備が整い始めた。マウントバッテンは、戦犯裁判を組織化するための詳細な指令を相次いで発出し、手続き上の手順をも整えた。英陸軍省は、中国から20名の優秀な通訳の獲得に同意するなど協力的であった。また法務官の人材チームが結成され、シンガポールでは戦犯の決め手となる証拠(写真・展示品等)の収集が行われた。戦犯容疑者のファイル・システムも良好に機能し始め、近い将来には現今の登録所からそのシステムへと移行できることが確実となった。すでに登録所は1万2千件もの「Question Forms (質問調査表)」を取り扱っており、容疑者約3千名が登録された。これら容疑者リストはすべての組織と外部機関へと発送され、逮捕すべき750名のリストも保有することとなった。さらには処刑人、ロープ、絞首台も用意が整い、処刑者はチャンギ刑務所に収監されることも決まった。なおオーストラリアは、戦犯調査組織を支援する連絡部署担当者を送ることを提案してきた。<sup>(21)</sup>

最終的に法的な訓練を受けた裁判長が待機するに至って、最初の戦犯裁判は12月中旬にシンガポールで開始されるはずとなった。ところが司令部内の動きと調停方法をめぐる煩雑さから裁判開始が遅延し、結局12月31日を最初の開始日とすることに再設定された。その際の原則として、①戦犯は英国法廷の伝統と一致させる、②戦犯裁判では証拠や手続など迅速さが要求される、③すべての裁判には、(a)被告の証明(裁判開始以前に確定)と(b)被告が関与ないし幫助した証拠(完璧な証拠)という2つの顕著な前提がある、④もし被告が「有罪ではない」と申

し立てた場合、裁判所は自己弁護を開催せずに判決を下せないが、自己弁護の内容は犯罪に関連する事由に限定し、法廷の判決文への反対は絶対に許されない、⑤すべての被告は、裁可した司法官に対して上告する権利を有するが、上告の意思は48時間以内とする、ただし司法官が上告を拒否した場合、判決は有効となる、等が決定された。いずれにしても、法廷の進行は最大限のスピードを保持することが強く意識されたのである。<sup>(22)</sup>

## 5. 日本軍の戦犯逮捕と裁判の実施

英軍側による日本軍の武装解除が順調に進展し、また戦犯裁判の準備態勢が整うとともに、南方軍への戦犯逮捕が進捗していった。ただし各地域の政治的、社会的事情が異なるため、戦犯裁判は一律に実施できず、格差が生じる結果となった。

たとえば、インドネシアでは1946年2月13日、次のような状況が報告された。①クルアン（マレー半島南部）、パレンバン（スマトラ島）およびジャワ島で雇われている中央審査チームは、1日に日本人を最大2,500名処理することになろう。②審査のペースは、“容疑者”リストをどのように精査するかによる。この精査は名目上審査開始以前の48時間だけチームの手中に置かれる。容疑者は到着とともにチェックを受けて、3日間収容所で待機となる。レンパン島とガラング島での収容人員は1日に2,500名までであり、プホー・パンジャン（Puho-Panjang、場所不明）での移動式収容所では、審査を待つ日本人7,500名を収容せねばならず、良好な日本人司令官と収容所のスタッフも必要である。③審査チームは、20名の将校と約5名の准尉と30名の下士官で構成され、行政的に独立している。④詳細な尋問を受けねばならない日本人容疑者の場合、1日平均の処理人数を言う段階にない。<sup>(23)</sup>

また4月4日には、ALFSEA 参謀長は各地域の軍司令官に次のよう

な戦犯の審査状況を伝えた。すなわち、タイでは、3月30日時点で計11万6,001名の審査が開始されただけである。在タイ英軍は5月1日までに1万名の日本人の審査を指示されており、さらに5月20日と30日に各1万名の審査を指示されている。われわれはこれら3万名を5月30日までに処理し、9月1日にすべてを完了させるために、月々約3万名の割合を継続して処理しようとしている。これはほぼ1日に1千名を審査することを意味し、5月1日以降から実施される。北ボルネオでは、3月30日時点で計7,081名を終了し、約2万1千名の日本人すべてが審査を終えて、4月中旬までに全員が復員する予定である。仏印では、3月30日時点で計6万8,263名が終了し、日本への引揚は4月7日にスタートし、約1万2千名が5月1日までに集積地へ移動する。約3万名が5月中に移動し、約2万6,500名の残りは6月中にすべて移動する。このように仏印では戦犯の審査が進んでいる。ビルマ、マラヤ、レンパン島、ガラング島では、全員の審査が行われており、復員船の到着前に残りの審査を終了予定である。ただし2万名がビルマでの労働作業中のために審査を猶予されている。7月末までにはリオウ諸島から復員船への乗船を開始できるだろう。<sup>(24)</sup>

続いて4月20日にも、ALFSEA司令部は各軍司令部に対して次のような報告を發した。①シンガポール地区司令部は、チャンギ監獄の2千名を含む、シンガポール島の4千名の戦犯容疑者全員を集結させる準備を指示されている。②256名の戦犯容疑者がすでにバンコックからシンガポールへと移送されている。バンコックからの残り950名は、仏印からの370名と英領ボルネオからの273名とともに、集結後直ちにシンガポールへと移送される。③ガラング島で収監された戦犯容疑者は、シンガポール島に収容される。蘭国側からジャワで裁判を受けることを要求された者は、受け入れ可能となり次第、パタビアへ移送される。同様に、スマトラでも戦犯容疑者は早急にジャワないしスマトラへ移送

される。<sup>(25)</sup>

上記のとおり、各地域における戦犯逮捕後の裁判実施の状況は決して順調とはいえず、むしろ予定よりも遅れ気味であった。タイではわずか1カ月間で1万人もの大量の戦犯裁判を実施せねばならず、かなり無理な裁判とならざるをえなかったことを示唆している。

では日本側の見地からすれば、戦犯裁判はどのように映ったのであろうか。英軍下で実施されたシンガポールとクアラルンプールでの裁判では、当初、弁護人は英側が担任したが、その後、英軍側の指令で日本側がすべて担任することに変化した。しかし裁判らしい裁判は一部にすぎなかったとの評判が伝えられている。しかも審判上の決め手となる情報については、英軍、蘭軍、仏軍が植民地支配のために築いた戦時中からの密告組織による情報であったり、東南アジアの各地にいた反日的な華僑の証言などが日本将兵にとって不利な判決につながったともいわれる。<sup>(26)</sup>

たとえば、シンガポールで抑留された陸軍技術部門の一下士官は次のように証言している。「11月24日、クルアン検問所に到着した。(中略) 検問所では、連合軍の戦犯リストと各人の照合を行い、「白」＝戦犯の疑いなし、「灰色」＝戦犯の疑いあり、「黒色」＝戦犯の疑い濃厚、の3組のテントに区分され、私物を含む携行品などを持っていると検査が厳しく、他の隊員に迷惑が掛かるので焼却または廃棄するよう指示があった。そのため開戦以来の大切なメモや写真、現地購入の私物など一切を焼却したり、穴を掘って埋めたりした。(中略) 検問を通過した者は、クルアンから列車に乗せられてシンガポールに戻され、直ちにトラックでケッペルハーバーに運ばれ、いよいよ無人島(レンパン島)へ送り込まれる」。<sup>(27)</sup>

上記のとおり、英軍はレンパン島やガラング島など無人島を日本軍捕虜収容所として利用した。両島はシンガポールから南へ60キロの沖合

にある蘭領の無人島であり、両島とも悪性マラリアが発生し、第1次大戦中にはドイツ人捕虜2千人が送り込まれて全滅したとの歴史が語られている。このような孤島に捕虜を隔離すれば、船を入手しない限り脱出は不可能であり、警備も不要となる。つまり海という塙に囲まれた収容所には、多数の監視兵を置く必要がなくなり、負担を軽減できるため、苦しい台所事情には最適の方法であった。あとは日本兵が開墾を急ぎ、自給自足の域に達することができるか否かであり、たとえ日本兵がマラリア熱に倒れてもそれは連合軍の責任ではなく、南洋地域では一般的死因だから批判されることもない。一石二鳥、三鳥の良策として実施された。<sup>(28)</sup>

そのような中で、板垣第7方面軍司令官と木村ビルマ方面軍司令官は、46年4月19日、極東軍事裁判の被告として連合軍機によりシンガポールを発って東京へと向った。また寺内総司令官はレンガムで病氣療養中であったが、同年6月12日、脳溢血のため死去した。後任には木下敏中將が就任し、南方軍の復員処理の最高責任者となったのである。<sup>(29)</sup>

## 6. 米・食糧問題

連合軍にとって日本軍の降伏以降、武装解除、戦犯裁判、そして労働使役と重大課題が続く中で、急速に深刻化した問題が食糧の欠乏、とくに日本人やアジア人が主食とする米不足の問題であった。戦争による後遺症は至る所で見られ、船舶や航空機の喪失や鉄道網の破壊は、国内の中央と地方間の人的かつ物的移動を遮断したばかりでなく、地域間の輸出入や交通を困難とした。それは人口が集中する都市部に米や食糧の欠乏をもたらし、東南アジアに点在する日本軍収容所での混乱も予想された。

1945年11月14日、ALFSEA司令部は、東南アジア軍や他の諸国への米の支給に影響を及ぼす要因として、①政治的および経済的要因とし

て輸出用の米の可能性、②国内での米・稲の生産と精製から港ないし輸送船までの移送状況、③船舶の接岸規模、荷揚げ降ろし作業能力、貯蔵倉庫などの港湾施設状況、④東南アジア軍とその他の諸国への配分状況、⑤船荷の可能性、という諸要因を挙げた。<sup>(30)</sup>

この観点から米生産国のビルマ、タイ、仏印（ベトナム）3国の状況が報告された。まずビルマに関しては、同年末までの輸出量は、バセインから3万5千トン、ラングーンから7万5千トン、計11万トンである、ただしビルマ当局は国家再建に多忙であり、急速な米輸出に対して十分な配慮を示さないかもしれない、そこでSACSEAはビルマ総督へ現状を報告し、米を確実に放出できるよう、また精米所の能力を最大限向上させるよう要請すべきである、と勧告された。次にタイは、輸出の可能性として10月に2万5千トン、11月に5万5千トン、12月に7万トン、計15万トンであり、すでに荷揚げを終了した1万7千トンを差し引くと、残り13万3千トンである。ただしタイ政府は上記の量の供給を約束しているが、その放出は政府内の官僚主義によって遅れているため、タイ政府に対して米の急速かつ確実な配給を勧告すべきである、と報告された。そして仏印は、国内の混乱状態のために現在輸出可能な米は7千トンにすぎず、そのうちの6千トンはすでに蘭印によって運搬されており、日本が貯蔵していた1千トンは香港に移送されている。英仏軍がこれを管理しているので、まもなく米の追加が可能になるだろう。サイゴン評議会に対しては、米生産者へ生産増強の圧力をかけて輸出可能な米の総量を報告するよう勧告すべきである、と報告された。<sup>(31)</sup>

しかし問題は運搬手段をいかに確保できるか、また港湾施設や飛行場の設備がいかに対応できるかであった。まずビルマでは次のような現状が伝えられた。戦時中に多くの飛行機が破壊され、艦隊も解体されたが、ようやく再建計画が進展しつつあり、国内航空機が運営を始める一方、小規模な艦隊やハシケが運航されつつある。これら小型船舶が米の運搬

に活用できる。米運搬用の蒸気機関車も可能となる。加えてラングーンのドック修理施設の大建築計画がある。マラヤ航空機をラングーンに転用すれば、米の輸送を増加できよう。

次にタイでは、稲と米の運搬は主に水上交通に依存しており、かなり満足な状況となっているものの、列車による運搬が戦災による修復機能の低下のために著しく制限されている。列車による米輸送は46年初めまで難しく、タイ・マラヤ間の鉄道修復も最低6カ月を要する。仏印では、国内の混乱状況によって米の容量に関する情報がまったくない。

続いて港湾設備の状況に関しては、ビルマでは11～12月に計11万トンの米の輸出が可能であるにもかかわらず、パセイン、ラングーン両港の設備の不備によって7万1千トンしか受け入れられず、結局3万9千トンが無理となる。タイでは、バンコック港の米輸出力は3千トンであるが、制約されている。そこで沿岸艦隊の増加と、航海用のタグボートと小型船の増加が求められる。とくに米国当局は、フィリピンへ米運搬用の小型揚陸艇（Landing Ship Tank=LST）を支給するよう要請されるべきであり、また英・蘭・仏3国の可能な沿岸航行用船舶は東南アジア軍諸国のための米輸送用へと割当てられるよう勧告すべきとされた。仏印では、サイゴン港の設備体制は米の輸出が十分可能と報告された。

以上のような情報に基づいて詳細な米の割当分が発表されたものの、その割当では、仮に東南アジア軍諸国が11月中の荷揚げによって同年内の分配を完全に受け取れたとしても、米の貯蓄は同年12月31日までに底を突くことが判明した。

そこでALFSEAは、以下のような勧告を行った。

- (a) ビルマ政府は、米の配送と精製所の能力を増強すべきである。  
SACSEA 担当。
- (b) タイ政府は、急速な米の配送を確実にすべである。同担当。



- (c) サイゴン協議会は、状況を再度検討すべきである。同担当。
- (d) 仏印司令官は、IWT 航空移動のために LSD 貸与が求められるべきである。同担当。
- (e) 第 12 陸軍とビルマ軍は、精製所を活発化させ、容量を最大限とするように倉庫を拡大させ、労働力を追加供給できるように指示されるべきである。ALFSEA 担当。
- (f) 残りの軍 (B) の港湾部隊は、最優先でラングーンへと移動されるべきである。同担当。
- (g) 総司令部 (I) は、ビルマの一つのドックを貸借できるよう依頼されるべきである。同担当。
- (h) 米軍当局は、フィリピンへの米移送用の LST 供給を依頼されるべきである。SACSEA 担当。
- (i) すべての沿岸航行用船舶は、米移送のために使用されるべきである。PSTO、SEAC 担当。
- (j) SEAC 諸国の沿岸航行用船舶は、米の輸入のために使用されるべきである。SACSEA 担当。
- (k) インドおよびその他の諸国は、米の移送用船舶を提供すべきである。同担当。
- (l) 1946 年の第 14 半期の米の割当は、12 月 1 日までに調整されるべきである。<sup>(32)</sup>

以上のように、米と食糧をめぐる環境は極めて厳しいものがあつた。そこから日本人を残留させ、食糧生産に従事させるとの発想が出てくるわけである。

注

- (1) < Top Secret. 以下 TS とする > From C. IN C. AFPAC to SACSEA, Info: FORLAND,

- Aug 22, 1945. < AIR (空軍省) 40/1850 >
- (2) < Secret. 以下 S とする > Headquarters Supreme Allied Commander South East Asia, Subject=Subj: Disposal of Japanese Prisoners of War, Surrendered Personnel and Equipment, Aug 28, 1945. <同上>
  - (3) < TS > From SACSEA to Air Ministry Special Signal Office, Aug 24, 1945. <同上>
  - (4) < S > H. SACSEA, Subj: Relations with Surrendered Japanese Forces and with Enemy Civilians, Sep 1, 1945. <同上>
  - (5) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, Info: Joint Staff Mission, Sep 18, 1945. <同上>
  - (6) < TS > From SACSEA to Air Ministry Special Signal Office, Aug 24, 1945. <同上>
  - (7) < TS > From SACSEA to Air Ministry Special Signal Office, Aug 24, 1945; < TS > From Air Ministry Special Signal Office to SACSEA, Info: Joint Staff Mission Washington, Sep 11, 1945. <同上>
  - (8) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, Info: Joint Staff Mission, Sep 18, 1945. <同上>
  - (9) < S > From War Office to SACSEA, Sep 29, 1945. <同上>
  - (10) < S > H. SEAC, Subj: Treatment of Japanese, German and Italian Personnel, Oct, 1945. <同上>
  - (11) 沼田総参謀長ヨリ次官宛略号至急電報 (昭 21.3.2)。——前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。
  - (12) 岩屋明治「雲南ビルマ戦線撤退、終戦、復員まで」(前掲書『平和の礎 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦Ⅲ』) 所収、矢野美三雄「老苦体験記」(前掲書『平和の礎 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦Ⅵ』) 所収。
  - (13) 奥村明著『セレベス戦記』(図書出版社、1974 年刊) 227～237 頁参照。なおアンボン島は、セレベス東方 800 キロのセラム諸島にある小島で、オランダ人の香辛料宝庫といわれていた。
  - (14) 前掲書『復員・引揚げの研究』76、81 頁参照。
  - (15) 同上書 83～84 頁参照。
  - (16) 「比島に於ける終戦前後の概況」(厚生省引揚援護局史料室、昭和 31 年 5 月複写) 36～40 頁参照。防衛研究所、陸軍 71 中央「終戦処理」より。
  - (17) 前掲書『復員・引揚げの研究』100～101 頁参照。
  - (18) < S > From SACSEA to Cabinet Office, Info: Joint Staff Mission Washington, Sep 18, 1945; < S > From SACSEA to Foreign Office, Info: Washington, Sep 19, 1945; < Confidential. 以下 C とする > < DRAFT > From SACSEA to Cabinet Office, Sep 1945; < Important > From SACSEA to Cabinet Offices, Info: Joint Staff Mission Washington, Oct 21, 1945. < AIR 40/1850 >
  - (19) < S > From Cabinet Offices to SACSEA, Oct 26, 1945. < AIR 40/1851 >

- (20) < RESTRICTED. 以下 R とする > H. SACSEA, Subj: Procedure for War Criminals Trials in SEAC, Nov 17, 1945. <同上>
- (21) HQ ALF, Subj: Progress of War Crimes Organization, 1945. < WO (陸軍省) 203/2727 >
- (22) < S > SAC 296<sup>th</sup> Mtg. (continued) Note by C-in-C ALFSEA on Trials of Minor Criminals in SEAC, Nov 20, 1945. <同上>
- (23) From Lieut.Col. W.G.Cass, Int.4.H.Q. SACSEA to H.Q. ALFSEA, For Lt.Col. Jackson (S.D.3), Subj: Screening of Japanese, Feb 13, 1946. < WO 203/5965 >
- (24) To HQ BURMA etc., Operation NIPOFF, Apr 4, 1946. < AIR 40/1852 >
- (25) From HQ ALFSEA to HQ Burma Command, HQ Malaya Command, HQ AFNEI, HQ Et Siam, Comd SACSEA Inter Service Mission to FIC, HQ Singapore Dist, Comd 80 Ind Inf Bde, Comd 32 Ind Inf Bde, Subj: Operation NIPOFF, Apr 20, 1946. < WO 203/5968 >
- (26) 前掲書『復員・引揚げの研究』129頁参照。
- (27) 森由治「南の国の抑留 恋飯島」(前掲書『平和の礎 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦Ⅸ』) 所収。
- (28) 前掲書『復員・引揚げの研究』97～98頁参照。
- (29) 前掲「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」27頁参照。
- (30) (31) (32) HQ, Allied Land Forces, SEAC, Subj: Report on Rice Situation up to 31 DEC 1945, Nov 14, 1945. < WO 203/4369 >

### (3) 南方軍復員に関する英軍側の計画と実施

—1945年10月から1946年4月まで—

#### 1. 英軍による南方軍の復員計画

マッカーサーから指示されるまでもなく、英国政府と現地の東南アジア連合軍 (SEAC) はポツダム宣言に基づいて、東南アジア地域から70万余の日本軍の復員を実行する意思を示していた。事実、1945年10月11日、最高司令官 (SACSEA) 下の統合計画参謀部は、次のような基本方針を固めていた。

第1に、政治的、経済的、軍事的見地から、降伏日本人 (JSP) の

収容と引揚のための総合計画を準備している。東南アジア連合陸軍（ALFSEA）司令官は、日本軍を無期限に東南アジア地域に留めることなく、すべて一掃すべきことを勧告している。第2に、同司令官は日本軍の引揚に際しての優先順位として、(a) 寺内総司令部のサイゴンからシンガポールへの移動、(b) アンダマンおよびニコバル諸島、(c) 仏印、(d) タイ、(e) ジャワ、スマトラ、レッサー・スンダ列島、蘭領ボルネオ、セレベス、マルク諸島、蘭領ギニア、リオウ諸島、(f) ビルマ、マラヤ、と定めている。第3に、SACSEA 統制下の日本船は近海航路用であり、各地の収容所への物資移送は可能ではあるが、一定の期間内に日本人総計71万8千名を本国に帰還させるには不適當である。第4に、目下、マッカーサーは早急な降伏者の引揚達成のために十分な日本船を追加割当てする考えがないため、マッカーサーに対して引揚を加速するために船舶の割当増加を要望すべきである。(1)

このような英国の方針に蘭国政府も政治的理由や米不足の見地から同調し、インドネシアからの日本軍の早期引揚を要求した。英蘭両国は日本軍の早期復員という基本線で足並みをそろえたわけである。そこで両国は、日本帰還の前段階として、以下の図表2のとおり、ひとまず各地の日本軍総計71万8,314名をリオウ諸島やリング列島など主要な集結地へ輸送する計画を決定した。

<図表2>

	陸軍	海軍	民間	総計	集結場所
仏印南方	約5万7千	約8千		6万5千	サイゴン
タイ	10万6千	2千	1800	11万	バンコク
ビルマ	6万6千	2千	6700	6万7千	モーラミヤイン
マラヤ	7万4千	1万6千	2万1千	11万2千	リオウ諸島
アンダマン、ニコバル	1万3千	4千	2千	1万9千	同
スマトラ	7万	3千	600	7万3千	セバンカ諸島
ジャワ、レッサー・スンダ	5万7千	1万5千	1万1千	8万3千	カンゲアン諸島

ボルネオ	2万4千	8千	7千	4万	バリクパパンほか
セレベス	2万	5千	5千	3万	マカッサル
セラム、ズルー	4万2千	4千	8千	5万5千	
アルー、カイ、	7千	2千	500弱	1万	
蘭領ギニア	4万2千	5千	4千	5万1千	
計	57万8千	11万6千	6万7600	76万61600	

なお英太平洋艦隊側は、日本人が帰還する以前の中間的な集結場所として、①アンダマン諸島／ニコバル諸島からリオウ諸島／リング列島へ、②マラヤからリオウ諸島／リング列島、③ジャワからカンゲアン諸島へ、④スマトラからリオウ諸島／リング列島への移動を指定した。そのほか、蘭印の残留者を英領ボルネオの適当な地域に集結させる作業は、現在豪軍によって遂行されており、10月末に完了すること、また帰還の優先順位は、変転著しい政治的かつ軍事的見地から随時変更すべきであることも付言した。<sup>(2)</sup>

実際、日本人の引揚の優先順位は次々と変更された。たとえば、11月21日のALFSEA司令部は、現在の「仏印⇒タイ⇒蘭印⇒ビルマ⇒マラヤ⇒英領ボルネオ⇒香港」という優先順位に対して、次のような行政的見地から「この順位は最悪となりえる」と指摘した。第1に、仏印の日本人は54年3月まで、タイでは47年まで生活扶助がある。第2に、マラヤのレンパン島では日本人の貯蓄がなく、われわれはインドからシンガポール経由で在庫の所有物を補給しなければならず、仏印やタイでの余剰物資を回すことは不可能である。第3に、ビルマないし英領ボルネオでは食糧貯蓄の情報がないものの、米以外の物資すべての供給が必要であろう。第4に、蘭印では46年3月15日まで貯蓄は十分保てるだろう。第5に、香港での貯蓄は絶無であり、米を含む食糧を供給しなければならない。以上の理由から、上記の順序を、「香港⇒マラヤ(レンパン島)⇒英領ボルネオ⇒ビルマ⇒蘭印⇒タイ⇒仏印」へと逆転させ

るよう勧告したのである。(3)

このように優先順序の変更はあったものの、英蘭両国側の早期復員の基本方針はまったく変化がなかった。

46年1月28日、南方軍総参謀長の沼田が SACSEA 総司令部参謀長のブラウニングに会見した際にも、その点は確認できた。ブラウニングは沼田に対して、「日本降伏者（JSP）の復員問題は十分理解されており、SACSEA 総司令部で十分検討されている。マウントバッテン最高司令官も JSP の緊急な復員が望ましいと思考している」旨を伝えた上で、英軍側が早期復員を必要とするのは、食糧不足と膨大な日本軍の管理の困難さを二大理由として挙げた。それゆえ、「目下、マッカーサーおよび米統合参謀本部（Joint Chiefs of Staff = JCS）議長といかにして最短期間内に JSP を処理するかを協議中であり、包括的な復員計画を立案中である」旨を明らかにした。しかし「船舶不足の影響によって、復員完了までには5年から7年という長期間を必要とするが、これを短縮して達成したい。できれば47年末よりも早く復員の完了を希望しているが、明確な期日を提示することはできない」と言明した。

これに対して沼田は、復員の優先順位としてはニューギニア西部、セレベス、スパイス諸島、その周辺諸島の降伏者とするよう請願したが、英軍参謀長は食糧問題や政治問題に依拠して即座にこれを拒否し、「SACSEA 総司令部内では、蘭印の東部諸島での食糧が欠如しているために同諸島を最優先とすることを考慮中である」と述べた。沼田は、「東南アジアに派遣される船舶の割当は SCAP 指令で行われているのか」と尋ねると、参謀長は「その通り」であり、「連合軍の船舶の割当は世界的規模で行われている」と答えた。沼田は、「労務終了者は他の者よりも優先的に復員させる」よう再提案したところ、参謀長は、それは「常識の問題であり、炭坑夫にも復員の優先権ある」とし、「乗船者数が2千人か5千人かは船舶次第であり、それはすなわちマッカーサー次第

である」と答えた。(4)

上記のとおり、南方軍の復員が早期に実現できるか否かは、結局は配船如何であり、それはSCAPのマッカーサーがカギを握っていることが判明した。したがって、自軍の船舶をほとんど手元に置いていない英軍側としては、米国政府とマッカーサーに対して配船を要請する以外に手立てはなかったのである。

そこで2月28日、ロンドンの内閣府から在ワシントン英連絡代表部(Joint Staff Mission=JSM)へ、以下のような文書を送った。SCAPはSACSEAに対して2万6千名分の船舶の追加提供がきわめて困難である旨を示唆しているが、①東南アジア軍における日本軍の管理と維持は英国の財政的負担を重くしている。②引き揚る軍隊に対しては行政的に保護する義務が課せられる。③蘭印、仏印、タイにおける日本軍の存在は、われわれにとって最終的にこれらの諸国を統治・管理すると見なされて困惑している。加えて、④オーストラリア担当地域からの日本人復員問題もある。以上の4つの理由から、「われわれは1946年末までに東南アジア地域から日本人すべてを復員させることにある」と強調した。(5)

さらに内閣府は、①日本人捕虜の復員は連合国の公約であり、SACSEAにとって現在可能な要件からすれば、復員は5年以内に完了できず、SCAPの判断は断じて承諾できない。②現在のわれわれの船舶要件では、現在も将来も復員の目的のための配船が割当てられない。③われわれは東南アジアとオーストラリアから6万5千人の日本人を乗船させるため、SCAPに対して約65隻のリバティ船を要請しており、その特別の再割当を要求したい。その雇用費用は日本政府が支払うべきである。以上のような諸点を米統合参謀本部(JCS)へ強く働きかけるよう指示したのである。きわめて強硬姿勢であった。(6)

そのほか内閣府は、船舶クルーに関して、蘭国が早急に20隻の船のクルーと警備員を提供しつつあるが、英国人クルーをその補充に当てる

ことはできないため、日本人クルーを必要とする。米国が日本人の復員のために日本人を乗船勤務させた船を用いつつあるとの事実は、わが方の強みとなろう。われわれはまた仏国にも同様の援助を求めるかもしれない。英外務省は並行して米國務省へ接触しつつあるが、われわれは、「連合国軍の船舶のプール（予備）を SCAP の統制下に置き」とのガードナー（Gairdner）将軍の提案を実践的な解決策と見なしていない。このような諸点を伝達した。<sup>(7)</sup>

以上のように、46年1月末から2月末にかけて英米間に復員用の船舶提供をめぐる確執が表面化しつつあったのである。

## 2. 南方軍復員のための集結業務

復員船の配船という厄介な問題が浮上しながらも、英蘭両国は当初の計画に従って日本本土への帰還準備に取り掛かると同時に、中間的な集結地への移送準備を開始した。1946年2月28日、SACSEA 総司令部は「日本人の復員と終結のための東南アジア軍における船舶の可能性（JSP232 / 1）」と題する文書の中で、次のような現状を明らかにした。

①日本によって強奪された船舶すべてが、要求通りに旧所有者に返還されねばならないとの明確な政策に基づいて、日本人の集結と復員のための船舶の可能性を検討した。②この政策によれば、8隻の船舶の収容人員は合計4,150名となり、その中の外洋航海船に乗り込む1,500名は日本へ直接復員させる準備が整っている。③日本人の集結総人員3万4,900名のうち、集結地に集合している者が1万3千名、復員の用意が整っている者が2万1,900名である。④もしすべての船舶が以前の所有者へ返還される場合、SACSEA 統制下に残る集結者は8,800名、復員者は1万2,700名となる。SCAPは今日本海域まで航行できる船舶には9千名まで増員させている。この増員でも全地域からの復員は約4年を要する。つまり、現時点で目標とされている47年末は極めて困難であり、



49年から50年になるとの見通しを示した。<sup>(8)</sup>

以上のように船舶不足は深刻であったものの、集結地への移送業務は進んだ。3月上旬には各地域からシンガポール南方に位置するリオウ諸島へと日本人が集められた。たとえば、ジャワ島からは約6万7,400名、スマトラ島からは約4万4,300名、マラヤからは約8万5,900名（ただし現在大半がマラヤで労働を要求されている）、バリ島、ロンボク島、マドーラ島からは5,860名であり、合計20万3,460名に達した。その他の地域の日本人は、日本への直接引揚が実現するまで現地に留まることとなった。また英領ボルネオからの引揚は進行中であり、46年4月中旬に完了する予定となった。しかしすでにマラヤをはじめ、ジャワ、スマトラ、バリ島、ロンボク島、マドーラ島から移動した日本人の大半が残留労働を要求されている実状が明らかとなったが、それは後述する。

さてこの時点での東南アジア地域から復員予定者は、ビルマ6万8,190名、タイ11万6,289名、仏印6万8,830名、英領ボルネオ1万4,238名、蘭領ボルネオ1万2,269名、セレベス2万9,825名、スンバワ島、フローレス島とチモール島2万507名、アンボン島とセラム島とブル島2万4,447名、カイ諸島とアルー諸島とタニンバル諸島1万1,275名、ハルマヘラ島3万7,450名、蘭領ニューギニア2万3,505名、そして中継地のリオウ諸島には28万1,621名、総計70万8,446名であることが確認された。<sup>(9)</sup>

また3月16日付のSACSEA 総司令部の「JSP233」文書（キーズ海軍司令官、オコーナー陸軍司令官、ホールデン空軍司令官が署名）では、①日本への引揚予定者数が70万5,386人に達したものの、日本本土への引揚者総数はわずか2万92人、全体の2.8%に留まっていること、②リオウ諸島には7万7,948人が集結中であり、レンパン島、ガラング島などで帰国を待っていること、③ビルマの残留者数が6万8,190人（引揚者数は246人）、タイの残留者が11万6,289人（帰還者ゼロ）、仏印

の残留者が6万9,089人(帰還者ゼロ)、マラヤの残留者が8万7,237人(帰還者1万1,876人)、レンパン島への集結者が4万5,521人であることを明らかにした。<sup>(10)</sup>

同時に、同文書は日本人の集結・引揚の優先順位が次のように変更されていることを示していた。すなわち、①ジャワ、スマトラ、バリ島、ロンボク島、マドーラ島からリオウ諸島への移送業務は、ALFSEA司令官により決定された優先順位に従って日本の沿岸用船舶で継続する。②日本への復員に関して、第1の優先は英領ボルネオ(46年4月中旬に完了予定)、第2位は仏印と蘭印のアウトター諸島とタイ、第3位はビルマおよびリオウ諸島である。③蘭印のアウトター諸島からの復員は、蘭国との協議で決定された。④士気と規律を高めるため、少なくとも1隻の船は2カ月毎にリオウ諸島からの復員用に使用される。⑤SCAPの言明に従って、上記の集結と復員の優先順位は実施されるが、出航ルートの変更はあってはならない。SCAPはそれ相応の船舶提供を要望されている。<sup>(11)</sup>

さらに復員のための方針として、次の諸点を明確にした。①ジャワ、スマトラ、バリ島、ロンボク島、マドーラ島からリオウ諸島への移送は緊急に完了すべきである。一定数の日本人の乗船可能な港湾施設があれば、この引揚は8月末に完了できる。②最短期間内で蘭国側に日本人復員の責任を負託させるには、アウトター諸島からの復員計画を早急に開始することが望ましい。アウトター諸島からの引揚の優先順位は、在蘭印連合軍(Allied Forces Netherlands East Indies = AFNEI)だけが決定できる。③現在仏国は仏印南部における日本人の完全統制を受諾しており、われわれは早期の復員開始を約束されている。④タイからの早期引揚の場合、英印軍の撤退後に日本人に混乱をもたらさないよう政治的に配慮することは望ましい。しかしわが軍の撤退延期が必要ならば、それは可能である。⑤ビルマとリオウ諸島からの復員は、もっとも遅い優先

順位で遂行されよう。⑥石炭は現在仏印で復員に従事する日本船だけに供給できる。その他の地域で十分な石炭を供給できるまでには少なくとも6週間を要するだろう。<sup>(12)</sup>

中継地への移送業務は、近海航路用の日本船を使用するなどして、何とか軌道に乗せることができたとはいえ、肝心の日本本土への復員には依然として見通しが立てられる段階にはなかったのである。

### 3. 先遣隊の日本派遣

沼田は前記の1946年1月28日におけるブラウニング参謀長との会見に先立ち、日本軍の先遣隊約150名の日本派遣を申し入れていた。これに対してブラウニングは、「この要望を受諾するのは微妙であり、まだマウントバッテン最高司令官やデンプシー中將に相談していない」旨を明らかにした。すると沼田は、「同様の先遣隊はすでに中国本土の支那派遣総軍などが行っており、マッカーサーから承認を得ている」と食い下がった。これに対して参謀長は、「連合国の多くは宗教上、戦死者の埋葬を死亡地で行っている」旨を指摘した上で、「もし日本の将兵が戦死者の遺物を母国へ戻さず、僚友の遺灰だけを所持して祖国へ戻るなら、その重量はさほどのものではなかろうし、船舶での移動上支障を来たさないだろう」と好意的な返答をした。そして「日本軍が墓地から死体を掘り起こさないなどを保証すれば、最高司令官に再度掛け合う」旨を約束した。沼田はいずれも保証する旨を堅く誓うと、参謀長は「日本軍将兵の手紙を船で母国へ運ぶ用意がある」と述べた。<sup>(13)</sup>

翌2月25日、ブラウニングが出張中のために参謀次長のキミンズ(Brian C.H. Kimmins)少将が沼田に対応し、「マッカーサーが先遣部隊の日本派遣を認めている」旨を示唆した。その上で英軍側は承諾の条件として、①先遣部隊は日本に到着しても、再度日本を離れること、②先遣隊は日本政府の方針下で行動すること、③日本の復員省は陸軍と海

軍を機能上分離しているため、先遣隊は陸軍と海軍の両軍から構成されることを提示した。沼田はこれら条件をすべて了承した。すると参謀次長は、「SACSEA が日本戦死者の遺灰を日本へ送付することを承認した（ただし追加的な運送は無いことを条件として）」と告げた。ここに先遣隊の派遣問題は決着したのである。<sup>(14)</sup>

なお支那派遣総軍では、先遣隊を日本に派遣する際、遺灰の護衛役を意味する「宰領者」の将兵の中に戦犯裁判から逃れさせるために戦犯容疑者を紛れ込ませ、本国にいち早く帰還させるとの策略を用いたケースもあった。<sup>(15)</sup> 南方軍の場合でも、同様の便法を用いたとしても不思議ではない。

#### 4. 傷病者の引揚・復員

先遣隊派遣問題と前後して、日本側と英軍側双方は日本人傷病者の引揚問題に積極的に取り組んだ。1946年3月13日、SACSEA 総司令部の統合計画参謀部は次のような調査結果を明らかにした。①東南アジア軍内の慢性的な日本人傷病者は6,341名、推測では6,600名であり、一般傷病患者すべての引揚予定者は合計1万2,941名と推定されている。②就航中の病院船は600名を収容できる日本病院船1隻のみであり、年間でも2、3隻に留まるため、日本人患者の帰還は約8年半を要する。③東南アジア軍内の病院設備はかなり深刻であり、現在多くの建物が日本人患者によって占拠されている。また医薬品の在庫が底をつきつつあり、英国から供給する必要がある。

そこで参謀部は、(a) 日本人患者帰還のための船舶は、現状のままでは不十分である、(b) リバティ船は担架で運ぶ患者には不向きである、(c) 英印軍の撤退が迫っているジャワおよびスマトラからの日本人患者の引揚は緊急を要しており、もし今占拠中の建物に代わる病院が建設されないなら、また英国から必要物資が供給されないなら、全地域からの

早期引揚が望ましい、(d) 日本人傷病者の引揚完了の目標期日は46年9月1日に設定されるべきである、ことを勧告した。<sup>(16)</sup>

このように英軍側はまったく解消されない船舶不足に悩まされ続けた。3月19日、マウントバッテンは参謀部からの前記報告に基づいて、東京のガードナー SACSEA 代理に以下のように提訴した。①約1万2,400名の日本人傷病者を本国へ引揚させるには、現在の日本病院船1隻では年に1,500名だけの移送となり、そのままであれば完了までに8年半を要する。②もし日本人患者が無期限に当地に留まるなら、東南アジア軍内やその他の地域で行政上の障害が発生する。それを避けるためにも、日本人患者の復員の完了は1946年9月1日になるべきである。③リバティ船は改造しない限り病院船としては不都合であり、十分な病院船を早急に提供できるよう調整するか、または装備を整えた船舶を必要とする。④本年5月末までにジャワとスマトラから3,300名を、9月1日までに東南アジア軍全域から9,100名の病患者的復員を完了できるよう勧告する。<sup>(17)</sup>

つまり、連絡役のガードナーに対して、マッカーサーへの伝達を依頼したわけである。

このマウントバッテンからの強い要求を受けて、4月7日から8日にかけて、ロンドンの内閣府は在ワシントン連絡代表部 (JSM) と以下のような交信を行った。まず内閣府から JSM に対して、米国側に病院船問題を提起する必要はない。最初にすべきことは SCAP がわれわれを支援する意思があるか否かを探って判定することである。不必要な問題を起こすことで英米間の交渉を複雑化させてはまずい、と指示した。他方、JSM から内閣府に対しては、SCAP は、中国からの日本人傷病者の復員用船舶が期限となる6月30日までは、英国への援助は散発的なものに留まるだろう、との予測を伝えた。<sup>(18)</sup> やはりマウントバッテンの期待はむなしいものであった。

それでも4月11日、マウントバッテンは参謀長のブラウニングを介して内閣府へ次のように要望した。①私は海軍当局から、太平洋方面で日本人復員に使用されているリバティ船は、1,400人分の担架用スペースがあるとの情報を得た。十分設備の整ったリバティ船ならば、慢性疾患者のための病院船は不要となろう。②ジャワとスマトラでの慢性患者は引揚させねばならない。リバティ船が可能となるとしても、これら地域の日本人はリオウ諸島に集結されつつあり、日本へ直接復員されるわけではないから業務の実施が困難であろう。したがって私は病院船の使用を強く主張する。海軍の病院船2隻(ゲルサレム号とアララポーラ号)はこれに適している。6月末にはジャワ、スマトラからの傷病者の復員を完了できるだろう。(19)

このような経緯から、5月31日、病院船問題は下記のような決着が図られることとなった。①総計6,075名(仏印119、タイ2,177、マラヤ1,681、シンガポール135、リオウ諸島397、ビルマ1,566)が病院船によって復員できることになった。②これら人員のうち、6月3日のサイゴン発のちざん丸で仏印からの復員を完了させる。ありまさ丸は今アウター諸島から400名分の担架を備えて航行中であり、タイからは1千台の担架の積載を可能にするだろう。これによって氷川丸とともにアウター諸島からの復員を完了させる。スマトラからの復員は上記の2隻の病院船で完了している。(20)

東南アジア地域の傷病患者の日本帰還は、上記のようなマウントバッテンの強力な後押しで実現する運びとなったのである。

## 5. 朝鮮人・台湾人の処遇と復員

すでにSACSEA総司令部では、各地域における朝鮮人および台湾人の優先的復員の方針を決定していた。これを明記した文書が1946年3月13日付の「JSP233」であった。そこでは、すべての地域で朝鮮人

と台湾人の復員を最優先し、乗船割当上、朝鮮人・台湾人は日本降伏者（JSP）から分離され、彼らの本国へと最初に割当られるべきであるが、現在の制約された乗船状態では困難であるため、船舶の増加までは両国人を日本人から区別する作業を実施すべきである旨が記されていた。<sup>(21)</sup>

他面、SACSEAは3月15日にALFSEAに対して、朝鮮人と台湾人の法的地位に関する英外務省のコメントを伝えた。すなわち、台湾はまだ中国ではなく、朝鮮はまだ独立国家となっていないため、両人は依然として日本市民である。したがってサイゴンでは朝鮮人と台湾人が形式上「敵国人」となっており、朝鮮と台湾の地位に関して何らの努力がなされていない。ただし「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」に従って、朝鮮は独立し、台湾は中国の一部となる。<sup>(22)</sup> このように国際法上での朝鮮人と台湾人の地位は微妙である点が伝達されていた。

しかし4月4日付の「NIPOFF 作戦（後述）」では、台湾人と朝鮮人の位置付けが次のように明確にされた。第1に、台湾は中国の一部となり、台湾人は必要な公式的外交手続きを踏めば、直ちに中国国籍を得ることができる。朝鮮もまもなく独立国家を宣言するだろう。第2に、すべての台湾人と朝鮮人は現在日本軍に所属するかその配下にあるが、早急に日本人から分離されるべきである。第3に、戦犯審査でシロとなった者すべては、各日本軍の上級指揮官によって軍から正式に除隊され、その後民間人となり、台湾・朝鮮の民間人とともに集結する。シロと判定されない者は除隊とならず、日本人およびその他の戦犯および戦犯容疑者ととともに集結場所に留まる。第4に、台湾人と朝鮮人は船舶事情が許す限り、最優先で各人の国へ復員されるべきである。<sup>(23)</sup>

こうして台湾人と朝鮮人の復員問題も決着し、以降、順調に進展していくこととなった。

## 6. 「NIPOFF 作戦」の開始

これまで SACSEA が検討し実施してきた南方軍の日本復員は、既述のとおり、船舶不足によって決して順調とはいえなかった。そこでこれを包括的かつ一元的に推進しようとする計画案が出来上がった。それが「NIPOFF 作戦」である。これは 1946 年 4 月 4 日、SACSEA に代わって ALFSEA 参謀長から各軍司令官に対して指令された。

その骨子は次の通りであった。① NIPOFF とは、1945 年 10 月 1 日までに日本降伏者 (JSP)、日本・朝鮮・台湾へ向かう朝鮮人と台湾人、戦犯、戦犯容疑者、戦犯裁判のために止まっている者すべての復員を短縮した名称である。<sup>(24)</sup> ② 46 年 3 月 30 日現在、JSP の残留数は合計 70 万 2,206 人であり、地域毎では、北ボルネオ 7,018 人、仏印 6 万 8,263 人、アウター諸島 2 万 3,500 人、タイ 11 万 6,001 人、スマトラ 3 万 9,422 人、ジャワ島 6 万 7,927 人、バリ島とロンボク島 4,746 人、マラヤ 4 万 9,646 人、シンガポール 4 万 6,692 人、ビルマ 7 万 30 人、レンパン島 6 万 8,013 人、ガラング島 1 万 1,246 人である。③いずれの作戦でも 10 月 1 日までの完了を目指す。特に船舶は常に定員一杯まで乗せ、直ちに出航させることが重要である。

また各地域から集結地への移動と引揚に関しては、①リオウ諸島とガラング島への集結では、アンダマン諸島／ニコバル諸島からリオウ諸島へ 1 万 9,427 名の引揚が完了し、スマトラからレンパン島、バリ／ロンボク島からガラング島への引揚業務が実施中である。②ジャワの全日本人 (バリ、ロンボク、マドラーも含む) 計 6 万 7,927 名は、ガラング島に集結予定であり、日本の沿岸用小型船舶による移動業務が急速に進展中である。③最近の日本本土への復員の優先順位は、1 位が北ボルネオ、2 位が仏印と蘭領アウター諸島とタイ、3 位がリオウ諸島、ビルマ、マラヤとなっている。④日本本土への復員は、現在 SCAP (マッカーサー) が配船している大洋航海船で毎月約 2 万名を日本へ運んでいる。日本



への復員のために米リバティ船の使用が夏までには可能となるとの情報を得ており、そうなれば、5月に総計10万人、6月からは18万人が日本へ帰還できるだろう。⑤蘭印のアウトター諸島（3月30日で計15万6,207名）については、4月30日にスンバワ島で6,500名の乗船が調整済みであり、5月にはさらに4万5千名を、7月中旬までには残る10万4,700名を処理できよう。⑥ビルマ、マラヤ、リオウ諸島の優先政策では、復員の総計は約35万名である。⑦最後の引揚は、ビルマで労働を要求されている5万名とマラヤ・シンガポールで労働に従事する9万名となるだろう。ジャワとスマトラの日本人は引揚態勢が整えば、9月15日までに完了できるだろう。<sup>(25)</sup> このように明らかにした。

ALFSEA参謀長は、4月20日、再度このNIPOFF作戦の進展について以下のように論及した。①この作戦計画は、日本への復員者の乗船規模が5月に10万人、6月から18万人を基本としている。②SCAPはわが軍に対し、4月20日から5月15日の期間、リバティ船75隻、LST4隻、日本船22隻を配船し、第1次の31万8,700名を乗船者に割当てている。第2次乗船は5月15日から6月30日の期間であり、第1次と同規模となろう。③わが軍内での第1次乗船割当人数は、仏印の6万6千人、蘭印のアウトター諸島16万人、タイ4万5千人、ビルマ2万人、シンガポール／リオウ諸島2万8千人（インドから来る約3千人を含む）、合計31万9千人である。④4月13日現在のわが軍内の日本人、台湾人、朝鮮人の総数は約69万人であるが、約6千名を収容できる船が4月30日まで英領ボルネオからの引揚に割り当られたために、5月15日時点では依然として約36万5千名の日本人、台湾人、朝鮮人が現地に留まるだろう。<sup>(26)</sup>

このような状況を示したものが下記の図表3である。

<図表 3>

	4月13日の日本降伏者数	4月30日	5月31日	6月30日
英領ボルネオ	6240	無		
仏印	6万5263	5万0263	無	
アウター諸島	15万9272	9万6677	無	
タイ	11万5695	10万9895	5万7395	無
ビルマ	7万0038	7万0038	5万	※5万が労働残留
ジャワ	6万7037	5万7000	2万7000	無
スマトラ	3万0059	3万0059	2万5059	無
レンパン/ガラング島	7万8223	8万1223	6万7223	
マラヤ/シンガポール	9万6911	8万9911	8万2911	5万3000 ※5万が労働、 3千が戦犯 と容疑者
総計	68万8738	58万5066	30万9588	10万3000

こうして5月末には「NIPOFF 作戦」が急速に進展する。この作戦を担当するアームストロング (Armstrong) 大佐は、5月31日、南方軍の櫛田参謀に対して次のように報告している。①5月20日から6月30日までの期間、SCAP 割当による15万1千名の乗船は10万5千名へと減少された。そこでSCAP に対しては、6月30日までに10万名以下の日本降伏者 (JSP) すべてを引揚可能とする船舶を用意するよう要請している。②しかしながら、もし第2陣が6月末までに現在の15万1千名に留まるならば、タイからの復員完了となる9万名 (労働者として9千名弱) と、同様にスマトラとジャワを完了させるための6万1千名 (西ジャワの労働者は恐らく9千名弱) を、マラヤ・シンガポール・リオウ諸島の人数と勘案して割当を決定することになろう。④マッカーサーはまだビルマへ行く船に許可を与えていない。6月4日に香港でSCAP、SACSEA、ALFSEA の3者代表会議が行われた際に、SCAP から乗船収容の増加問題が提起されれば、ビルマの3万7千名に早期復員の機会が与えられよう。<sup>(27)</sup> このように依然として船舶問題はマッカーサーの手に握られたままであった。

とはいえ、ここに南方軍の第1次復員が5月より、残存する日本商船や海軍艦艇ばかりでなく、米国のリバティ船（V型）100隻およびLST（Q型）85隻、病院船6隻が貸与されたことによって、同年9月まで実施され、約60万余が帰国できた。<sup>(28)</sup>

ところがここで厄介な障害が生じた。それは船舶の燃料負担問題であった。5月27日、ロンドンの内閣府からSACSEAへ次のような文書が送られた。①われわれは米軍参謀長から、日本人の復員業務に従事する米国船の燃料補給に関して質疑を受けている。②米軍参謀長は、もしこれら船舶がSACSEAの軍港から日本へ戻るまでの片道のみ十分な燃料をSACSEA軍側から供給されるだけならば、往復に要する燃料の50%は米国側から供給せねばならなくなるし、これは「CCS943 / 4」で表明されている英軍参謀長の表明する責任負担の原則に反することになる、とクレームを付けている。③貴官の現政策は、「日本の上陸港までの航海では、ほぼ十分な燃料を英軍側が該当船舶に供給する」というものであり、「往復航海の燃料の場合と、追加的な日本人を乗船させるために貴官の地域へ戻る場合とを除く」、というものである。④われわれは、往復の航海用の燃料供給に関する原則（東南アジアの港から日本、および東南アジアへと復帰することを基本）は、「この業務に関わる米国船舶すべてに適用されるべきである」と考える、われわれが応分の負担を満たしていないとの非難を受けないようにすべきであり、これを対米交渉上の根本としている。<sup>(29)</sup>

この燃料問題をめぐる英米両国の対立は、順調に進むかと思われた復員過程に新たな障害となり、日本人の帰還業務を停滞させることとなった。その間隙を突く形で、ビルマ、マラヤ、シンガポールでの約10万名もの日本人残留問題が浮上するのである。

注

- (1) (2) < S > H. SACSEA Joint Planning Staff, Subj: Evacuation and Repatriation of Japanese Surrendered Personnel (JSP Paper 195), Oct 11, 1945. < AIR 40/1850 >
- (3) From HQ Allied Land Forces, South East Asia to MGA, Subj: Evacuation of Japanese, Nov 21, 1945. < WO 203/2727 >
- (4) < C > HQ SACSEA, Minutes of A Meeting held by the Assistant Chief of Staff with Lieutenant General Numata, In his Room at Headquarters S.A.C.E.A. on Monday, 28 January 1946 at 1130 Hours, Jan 29, 1946. < WO 203/5966 >
- (5) (6) (7) < TS > From Cabinet Offices to J.S.M. Washington, Info.: SACSEA, UKLM Tokyo, Feb 28, 1946. < AIR 40/1852 > なおガードナーの職位は、マッカーサー将軍と英国首相および最高司令官代理 (Prime Minister's and Supreme Allied Commander's Representative with General MacArthur) との間の連絡役である。
- (8) < S > HQ SLCSEA, Subj: Availability of Shipping in S.E.A.C. for Repatriation and Concentration of Japanese, J.S.P. Paper 232/1, Feb 28, 1946. < WO 203/2727 >
- (9) < S > Conference Secretariat Minute 6/77, Subj: Evacuation and Repatriation of Japanese Surrendered Personnel, Mar 11, 1946. <同上>
- (10) (11) (12) < S > H.SACSEA Joint Planning Staff, JSP Paper 233, Mar 13, 1946. < AIR 40/1852 >
- (13) < C > HQ SACSEA, Minutes of A Meeting held by the Chief of Staff with Lieutenant General Numata, in his Room at Headquarters S.A.C.E.A. on Monday, 28 January 1946 at 1130 Hours, Jan 29, 1946. < WO 203/5956 >
- (14) < C > HQ SACSEA, Minutes of A Meeting held by the Assistant Chief of Staff with Lieutenant General Numata, in his Room at Headquarters S.A.C.E.A. on Monday, 25 February 1946 at 1600 Hours, Feb 26, 1946. <同上>
- (15) 支那派遣総軍下の第6方面軍では、遺骨を納める行李に付き添う将校・下士官・兵の数に応じて「宰領者」を出すこととし、その中に戦犯容疑者を意図的に選抜したとある。—「第六方面軍復員資料」参謀長中山貞武少将 (昭和31年1月稿)、厚生省引揚援護局史料室 (昭和31年7月複写) 5～8頁、10頁参照。防衛研究所、陸軍71中央「終戦処理」より。
- (16) < C > H. SACSEA Joint Planning Staff, Subj: Evacuation of Japanese Sick, JSP Paper 235, Mar 13, 1946. < AIR 40/1852 >
- (17) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, Info: UK Liaison Mission in Japan, Mar 19, 1946. <同上>
- (18) < TS > From Cabinet Office to UKLM Japan, SACSEA, Apr 7, 1946; < S > From UKLM to Cabinet Office, Apr 8, 1946. <同上>
- (19) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, Apr 11, 1946. <同上>
- (20) Col GS, G(SD) to BGS(O), BGS(I), DAG, DQMG, Col A, Col Q, DDMS, Subj:

- NIPOFF, May 31, 1946. < WO 203/5968 >
- (21) < S > H.SACSEA Joint Planning Staff, JSP Paper 233, Mar 13, 1946. < AIR 40/1852 >
- (22) (23) < S > HQ Allied Land Forces, SEA to HQ BURMA Command, HQ MALAYA Command, HQ AFNEI, HQ BT SIAM, Comd SACSEA Inter Service Mission to FIC, HQ SINGAPORE Dist, Comd 80 Ind Inf Bde, Comd 32 Ind Inf Bde, Operation NIPOFF, Apr 4, 1946. <同上>
- (24) 原文の注釈は以下のとおりである。NIPOFF is the short name for the repatriation of all JSP, Koreans and Formosans to Japan, Korea and Formosa respectively by 1 Oct less of course those retained as War Criminals, suspected War Criminals and witnesses required for War Crimes Trials.
- (25) < S > HQ Allied Land Forces, SEA to HQ BURMA Command, HQ MALAYA Command, HQ AFNEI, HQ BT SIAM, Comd SACSEA Inter Service Mission to FIC, HQ SINGAPORE Dist, Comd 80 Ind Inf Bde, Comd 32 Ind Inf Bde, Operation NIPOFF, Apr 4, 1946. <同上>
- (26) < S > From HQ ALFSEA to HQ Burma Command, HQ Malaya Command, HQ AFNEI, HQ Et Siam, Comd SACSEA Inter Service Mission to FIC, HQ Singapore Dist, Comd 80 Ind Inf Bde, Comd 32 Ind Inf Bde, Subj: Operation NIPOFF, Apr 20, 1946. < WO 203/5968 >
- (27) Col GS, G(SD) to BGS(O), BGS(I), DAG, DQMG, Col A, Col Q, DDMS, Subj: NIPOFF, May 31, 1946. <同上>
- (28) 前掲書『引揚げ援護 30 年の歩み』55、82 頁参照。なお終戦時に残存していた日本海軍艦艇は約 800 隻、74 万トンであり、このうち日本の領海内にあったのが約 700 隻、63 万トンであり、外地にあったのが約 100 隻、11 万トンであった。このうち復員引揚に使用されたのは、大は航空母艦から小は特務艇に至る 132 隻、約 18 万トンであり、兵装を撤去し輸送施設を整備して、1945 年 10 月から外地に向けて逐次その任務についた。——同書 72 頁参照。
- (29) < S > C.O.S.(Chiefs of Staff Committee) (46) 135, Subj: Fuelling of U.S. Shipping Employed on Repatriation of Japanese From S.E.A.C., May 27, 1946; ANNEX: Draft Telegram, From Cabinet Offices to SACSEA info J.S.M. Washington, U.K.L.M. < FO (外務省) 371/542 43 >

#### (4) 英軍の南方軍 10 万名残留への方針転換 ——1946 年 4 月から 5 月まで——

##### 1. 英軍側の残留方針の背景

英軍は、1946 年 4 月 4 日に決定した NIPOFF 作戦に従って、5 月から急速に南方軍の日本本土復員に向けた引揚作業を推進することとなった。ところがそれから間もない 5 月中下旬、SACSEA は英国政府に対し、ビルマやマラヤでの引揚待機者の日本降伏者（JSP）約 10 万人を労働者として強制的に残留させる方針への転換を承認するよう求めた。その方針転換には一体どのような背景と要因があったのであろうか。

第 1 には、食糧不足、とりわけ米不足が全域で深刻化していたことがあった。SEAC 参謀長のブロウニングは、前記 1 月 28 日における沼田との会見の折、次のように言明していた。①現在および今後数カ月、自立した政府が復活するまで、東南アジアでの病気と飢饉の阻止が最高司令官（SACSEA）と参謀長の責任である。②米の状況が極めて深刻となった最大の原因は、過去 3 年間に及ぶ日本軍の行為にあった。日本の支配期に米の作付けや田植えが不十分であり、しかも船舶不足で食糧の供給ができなかった。またある地域では政治的影響によって輸出が阻止された。③現在、東南アジア全域で数万トンの米不足が生じている。その状況はきわめて深刻なため、SACSEA 行政部の首席幕僚が渡英して国際的視野から意見を交換しつつある。④英領のシンガポールやマラヤでは米の割当を 1 月にさらに削減しなければならない。このままでは現地人が十分労働に従事できなくなり、ストライキや暴動を引き起こしかねない。

そこでブロウニングは、マウントバッテンが JSP の食事の配分量に非常に関心をもっている点に論及し、次のように指摘した。日本人に与

えられる日々の割当は米が平均8オンス（約227グラム）であり、仕事内容で6～10オンスであろうが、米全体の状況が改善されるまで、この配分の増加はない。現在のわずかな割当は世界的な欠乏という見地からすれば公平であり、この欠乏は主として日本人自身の責任であるとの見地からしても公平である。もしJSPが作付けを増進して米をより多く生産するならば（とくにレンパン島）、もっと多くの米を食べることができる。<sup>(1)</sup>

つまり、現在の米不足の主原因は日本軍による戦争行為にあるのだから、日本自身がその責任を負わねばならず、米を含む食糧の自給および生産態勢を改善するには、より積極的にJSPが労働に励まなければならない、との見解であった。

第2に、既述のとおり、船舶不足によって日本への引揚待機者が現地に多数いることであった。3月8日、ALFSEA参謀長のピーマン(H.E. Pyman)少将は、次のような考え方を明らかにした。①現在、多数のJSPが引揚を待って東南アジアにおり、これらはマラヤやビルマでの広範な再建と復興業務上、労働者として一時的に雇用される機会を得ている。そこで今後18カ月間、JSPの多数を雇用する可能性を検討したい。②日本人の労働可能な数は、レンパン島およびガラング諸島の7万1千名、マラヤ軍で現に雇用されている2万7千名、ビルマ軍で雇用されている4千名、スマトラからレンパン島への移送を待つ3万7千名、バリ島、ロンボク島を含むジャワからガラング諸島への移送を待つ7万6千名の総計21万5千人である。③ただし英領北ボルネオと蘭領のアウター諸島、タイ、仏印にいるJSPはすべて日本へ直接送還する予定である。<sup>(2)</sup>

このように船舶不足による復員の停滞を逆利用して、引揚途上にあるJSPの多数をそのまま現地で残留労働させ、復興と再建のために使役させるべきであるとの見解であった。

第3に、マラヤ、シンガポール、ビルマでは陸軍や空軍を含む現地側から、軍事面でのJSPの労務を要求する声が大きかったことである。

具体的には、マラヤやビルマでは砲兵隊の射撃練習場の建設ないし修理、野戦砲地帯の整備、沿岸防備施設や排水設備の修理、軍事道路の建設・改修・維持、マラヤでのマラリア対策計画などであった。日本軍の専門技術をもってすれば、これら軍事施設の建設や修復作業は容易であった上に、監視体制面でも、日本の将校や下士官に最大限の監督責任を付与すれば、最良の結果を出し得るし、監視人員に若干の英印軍が必要であるとしても、その程度の仕事はビルマとマラヤの現守備隊で十分可能である。しかも目下の事業の大部分は、機械類の道具を必要とせず、オノ、ノコギリ、シャベル、バスケット等の手道具であり、それらはすべて揃えられている。さらに、人目のつかない地域での厳しい労働は、JSPを「教化のため」という無難な名目を充てればよいから“魅力的”である。<sup>(3)</sup>このように英軍側の利用方法は狡猾であった。

また必要人員に関しても、次のような検討を加えていた。現在、JSPの労働者への軍事面からの強い要望人数は、マラヤで1万9千名、ビルマで3万600名、シンガポール地区では雇用者の大多数を占める3万800名であり、そうなれば、日本人雇用者の総計は8万400名となる。もし雇用されていないJSPへと雇用枠を拡大するならば、ビルマでは3万6千名、リオウ諸島では25万名（ジャワとスマトラからの移送が完了した場合）に達する。現在のビルマとマラヤでの労働者不足という観点からすれば、また軍事のおよび民間の復興業務という観点からすれば、この膨大かつ有能なJSPを労働者として積極的に活用することは“きわめて望ましい”。これら動員可能な人員の総計は、上記の要求に十分合致するし、シンガポール島を除けば、宿泊面での困難性はない。<sup>(4)</sup>

以上のようにビルマ、マラヤ、シンガポールでは軍事施設の再建・修復計画を中心として、JSPを労働者として積極的に活用しようとする



意図があったわけである。

第4に、軍事面に止まらず、東南アジアの各地域では中央・地方の復興と再建のための公的事業や民間の建設プロジェクトが山積しており、これらにJSPを動員しようという企図があった。たとえば、鉄道の建設と維持、道路の建設と維持、マラリア対策の実施計画や、民間のゴム園やその他のプランテーションの処理・排水等への援助計画、あるいは国土全般の復興、破壊された地域一帯での建物の処理など多数あり、日本の軍人ばかりでなく、有能で勤勉な日本の民間人も使役する必要性があった。

この点でピーマンは、ほとんどの地方区域で労働者が欠乏しているため、今後のJSPの雇用計画では、現在雇用されていないJSPを労働者として活用することが重要であり、その他の地域では、日本の民間人の雇用が急速に増大しており、早期に余剰労働者を吸収することになるだろう。地方で労働者を少しでも必要とすれば、JSPを提供できるし、たとえ健全とはいえない環境であっても、“人目につかない”上に“クーリー（中国人労働者）的な仕事”であるから、大規模な財政負担をもたらさないだろう、と率直な感想を記していた。<sup>(5)</sup>

以上のような4つの要因から、ALFSEA参謀部ではJSPの一部と民間人を残留させて労働に従事させるとの計画に積極的であった。

ただし問題は2点あった。それは雇用期間と賃金支払の問題であった。ピーマンは次のような見解を示していた。前者の雇用期間に関しては、JSPの労働が可能となるような最少期間に留めることがこの計画を実現させるための不可欠な条件であり、恐らく「1947年前半の6カ月までの延長」は可能であろうが、当初は「1946年末まで」とすべきである。後者の雇用者への賃金支払については、「賃金不要の労働条件」であれば申し分なく、同様の計画が準備されつつあるが、もしその準備が遅れるようならば、計画の多くは彼ら（現地の雇い手側）が受容できな

いような財政負担となるかもしれない。すべての民間企業は雇用された JSP に対して、通常の市場レートで賃金を支払うべきである。その雇用条件は、英国の農場やその他の企業で働くドイツ人やイタリア人とほぼ同様である。高度の技術をもつ日本人集団を使用することは、事前に十分な通知がなされていれば難しくはないであろう。なおビルマではモンスーンの影響が一定地域に及ぶだろうが、マラヤではそれほどではない。(6)

以上のような考察を踏まえて、ピーマンは SACSEA のマウントバッテンに次のような提案を行った。① JSP を最大限使用するには今年 (1946 年) の残余期間とすべきであり、更なる 6 カ月の延長計画は今詳細に検討されている。② 75 に及ぶインド人の開拓会社のための労働業務を JSP に代替させることは可能である。③重要な軍事計画の中に“賃金無し”を基本とする労働の受け入れは可能であろう。さもないと、この計画は遅延するか、あるいは開始できないものとなろう。④上記の③と同様、民間の再建プロジェクトでも“賃金無し”の労働を受け入れ可能である旨を示唆している。⑤地方での労働市場を混乱させることなく復興の速度を直ちに上げることや、マラヤやビルマの民間企業に対して労働者を提供することは重要である。マラヤやビルマでは通常の賃金ベースで労働者を雇用することになれば、本国の財務省に幾分かの収入をもたらすかもしれない。⑥もしここに記載されている原則が政府によって承認される場合、プロジェクトの確定と労働者の必要数と詳細な計画の早期完成が不可欠となる。恐らく 8 カ月を超える JSP の労働業務は実現が難しく、46 年末までの期間だけならば可能であろう。(7)

JSP を労働者として半年間だけ強制残留させるとのピーマン提案は、以降、連合国軍内部ばかりでなく、ロンドンの政府内でも慎重に検討されることとなった。

## 2. 残留労働をめぐるイギリス内部の検討

このピーマン提案に直ちに反応したのがマウントバッテンであった。終戦直後から日本人の雇用を制約するような政策に反対してきた以上、「JSPを残留労働させよう」との提案は彼自身の見解にきわめて合致していたであろう。

1946年4月18日、マウントバッテンは次のような文書を内閣府に送った。その中で、日本人の第1次復員計画（4月15日から5月15日に至る期間）で、アウター諸島から16万、仏印から6万6千、タイから4万6千、ビルマから2万、レンパン島等から2万8千の計32万人を、またそれに続く第2次計画（5月15日から6月30日に至る期間）では、タイから7万、マラヤから5万、レンパン島と蘭印から15万の計27万人を本国へ帰還させ、総計59万人を復員させる予定である旨を報告していた。

他方で、残る10万人の南方軍のうち、ビルマの5万人とマラヤの5万人を「1946年末ないし47年初頭まで残留させる」許可を要望していた。その論拠としては、シンガポールで終了したばかりの食糧会議で、ビルマおよびマラヤの両総督から、食糧生産では日本人の役割が最も重要であることが強調され、「日本人労働者の残留が食糧生産にとって絶対的に必須（absolutely essential）である」との結論に至ったこと、とくに東南アジア特別長官のキラーン（Killearn）卿から特別な依頼があったことを指摘していた。さらにマウントバッテンは、「もし内閣府がこの提案に同意するなら、これら残留日本人10万人を復員させるために英国船舶を保持しておくことが大事であり、それはこの件でマッカーサーに邪魔されないためである」と忠告していた。<sup>(8)</sup>

このように3月8日のピーマンALFSEA参謀長の提案は、4月中旬段階にはマウントバッテン最高司令官の提案へと進展していた。これを受けて4月20日、ALFSEA司令部はビルマ、マラヤなどの各軍司令部

に対して、シンガポールにおける食糧会議の結果、キラーンの要望により、SACSEAはALFSEA参謀長に対し、①46年末ないし47年初頭まで、ビルマの日本人5万人とマラヤの5万人を残留させること、②これら残留日本人の復員のために不可欠な英国船舶の割当を配慮しておくよう求めていること、③労働のための残留者10万人と戦犯裁判に関連する者を除くJSPのすべては、現時点から6月30日までに、SCAP（マッカーサー）によって提供される船舶で必ず復員させること、を指令した。<sup>(9)</sup>

明らかに残留労働者10万人とその他の60万人の本国帰還とは交換条件となっていた。国際世論の批判を避けるためにも、英軍は南方軍の復員を加速化しているとの姿勢を印象づける必要があったわけである。同時に、ピーマン提案の中にあった「1946年末までのJSP残留」を「1946年末ないし47年初頭」へと微修正していたことである。結果的には、この文言上の変化がまもなく「1947年末」へとなし崩し的に延長されていく契機となるわけである。

さらに5月4日、マウントバッテンは前記の要望内容の更なる軌道修正を図った。彼は内閣府に対して、①ビルマのJSP5万名とマラヤの5万名を46年末ないし47年初頭まで残留させるとの私の要望は、食糧生産との関連からであったが、誤解を招く恐れがある、②キラーンは食糧生産との関連で一定数の残留を特別に要求しておらず、これは私の誤りであった、③10万人という私の数字は概要であり、食糧生産とは直接関係のない公共事業をJSPが要求されているとの意味を含んでいる、しかしながらその公共事業の多くは、最高のスピードで食糧生産とか物資移送を実現させるなど、民間側への直接的な支援となっている、④公共事業のために必要なJSPの人員数と、食糧生産のための民間事業に必要なJSPの人数については、現在、詳細な検討が行われており、正確な人数が決定した時点で連絡する。<sup>(10)</sup>

今回の文書では、4月18日文書と比較すると、JSPの使用目的を当

初の「食糧生産」という限定された内容から、「公共および民間事業」のためにも使用したいという枠へと拡大した点で異なっていた。事実上、JSPをどのような仕事にでも十分活用できるように修正したといっても過言ではなかった。最後にマウントバッテンは、このJSP10万人を残留労働させる方針に対して、政府の早期承認を求めたのである。

このような英軍側の動きに、蘭国側も追随する姿勢を示した。5月15日、英軍の蘭印軍司令部（AFNEI）は、蘭国がスマトラのJSPすべてを引揚させるよう要求していると同時に、ジャワ、バリ、ホーランドディアの「JSP1万3,500名を労働者として残留させる」ことを要求している、と報告してきた。<sup>(11)</sup>すでにマウントバッテンは、4月18日の方針に沿って、「オランダはJSPを1人も残留させるべきではなく、精々、ジャワに若干の人員を残すだけに止める」との見解を固めていたため、蘭国の今回の要求と相容れないものとなった。<sup>(12)</sup>

この間にも、蘭国政府代表のヴァン・ムック博士（Dr. Van Mook）とは、蘭印からの日本人引揚の優先順位をめぐる“激論”になったり、日本人の帰還船がはっきりするまでは責任を取れないと執拗に抵抗されたりと、マウントバッテンらを悩ませていた。しかもインドネシア現地では、英軍が苦労を重ねて、4月初旬にインドネシア側との間で日本人の安全な移送に関する合意に達し、ようやく蘭軍側に管轄上の責任を移して英印軍が撤退できる可能性が強まっていた。その意味からすれば、蘭国側の要求は受諾し難かった。半面、英国側にも弱みがあった。それは資源問題であった。日本人の復員のために使用されている近海用の日本船の5分の3は石炭船であり、その石炭は仏印とタイと蘭印から供給されていた。<sup>(13)</sup>また英軍が復員のために依存している米国船の大半は、石油を主燃料としているため、インドネシアの原油は英軍にとって不可欠であった。

結局、5月31日、マウントバッテンがムックに謝罪して蘭国側の

JSP 残留の要望を認めたのも、恐らく資源問題が関係していたと想像できる。<sup>(14)</sup>

結局、英軍は蘭軍側に譲歩を余儀なくされて、英・蘭両国は「JSP を残留させる」との基本方針で歩調を揃えることになった。当然ながら、英軍側が提示した残留 JSP の総計 10 万名という数字は、さらに蘭印側の 1 万 3 千余を加算せざるをえなくなった。

5 月 21 日、JSP の残留方針に関して、東京の SACSEA 代理でマッカーサーとの仲介役を務めるガードナー将軍は、ピーマン ALFSEA 参謀長へ次のような肯定的な文書を送付した。

①全軍すべての労働状況について詳細な検討が今行われており、現在の深刻な労働不足問題を解消する方法は、NIPOFF による完了期日を超えた JSP の残留か、それとも外部から労働者を移入させるか、二者択一しかないと判明している。②もしも提案されている復興業務を計画通りに進展させるべきなら、また復興業務を時間内に完了させるべきなら、追加的な労働は絶対的に必須である。③そこで軍は次のような JSP の残留を許可するよう要請している。すなわち、ビルマでは公共用 2 万人と民間用 1 万 5 千人の計 3 万 5 千人を、マラヤでは公共用 9,800 人と民間用 1 万 1 千の計 2 万 800 人を、シンガポールでは公共用 1 万 7,300 人と民間用 2 千人の計 1 万 9,300 人、タイでは民間用のみ 9 千、インドネシアでは公共用のみ 6 千（まだ蘭印のムック提案は未考慮）であり、公共用人員の合計は 5 万 3 千人、民間用人員の合計は 3 万 7 千人、総計 9 万 100 人である。④公共用人員数の残留に関しては、最低限でも「1947 年末まで」とすることを、「最も強い表現」で陸軍省から承認を得ることがきわめて重要である。⑤この陸軍省への要求は十分正当であることを私は保証できるし、その他の公共業務も同様であると信じるだけの理由がある。ただし民間用業務の必要性に関しては、私は保証できない。それについては各地域が本国の各担当大臣に折衝していると想像

する。⑥上記のJSP残留の確認をお願いしたい。上記③の残留許可を司令官へ発する命令を貴官が出してくれるか、あるいは私がそうすることを希望するかの回答を得たい。<sup>(15)</sup>

このようにガードナーは、政府筋の反応としてはJSP残留に向けて肯定的気運があることを示唆しながらも、マウントバッテンの10万人規模の提案に対して、公共用と民間用の労働とに人員を区分した上で、1万人削減した9万人規模に修正すべきことと、政府内では陸軍省の強い承認が必要であることをピーマンに伝えた。

### 3. 日本側の変更要請と却下

上記のような英・蘭側の動向を承知していたのか否かは不明であるが、5月29日、南方軍の沼田総参謀長はピーマンに対して、「シンガポールとマラヤで残留している作業隊（work parties）を救済してほしい」と訴えた。その理由として、最近の調査では、これら作業隊の精神状況が悪化、深刻化している点を挙げた。「今のままでは労働の停滞やその他の不測の事態が起こるかもしれないし、それは英軍に多大な迷惑となろう。また効果的な方法が取られないならば、日本軍内における従来の規律の維持が困難となろう」と説明した。

そこで沼田が提案したのは、以下のような善後策であった。沼田いわく、この方面での日本人の復員が加速された結果として、復興業務や食糧生産増大のため、一定期間に一定数の労働隊員を残留させる必要が絶対にあると考えるならば、私は指揮と統制という見地から、「西リオウ諸島、ジャワ、スマトラからの日本軍の復員（病患者・高齢者・弱者を除いて）は、しばらく停止」し、彼らをシンガポールおよびマラヤへと移動させることを願う。これら人員すべてが同地域に移送されれば、現地の作業隊が要求されている業務すべてを完遂するのに利するだろう。

仮に労働のために残留する人員数を5万名とすると、目下シンガポー

ルやマラヤで救済を要する者の総数が2万8,249名おり、スマトラから移送中の5千名以外に追加可能な人員がない。その上、その一部は肉体労働に不適當である。したがって、西リオウ諸島からの健康な復員予定者すべてを直ちに停止し、彼らをシンガポールやマラヤの作業隊に代替させれば、現在の作業隊よりも早く業務を終えて日本へ復員させることができよう。

しかもそのような配慮は、「日本軍や英軍の高級幹部は約束を果たさない」とか、あるいは「作業隊内の業務経験のない者を復員させつつある」といった内部の不満や不安を緩和できよう。

船舶や鉄道の運航状況が上記のような救済を許さないとしても、5万人の残留労働隊員すべてがシンガポールやマラヤでの公共事業のために絶対に必要とはならないであろう。どうしても必要ならば、2万8,249名の中から輸送できない者を使用するか、食糧生産増加のための労働隊として西リオウ諸島の者を投入すべきである。こうすれば残留する作業隊員の総数はシンガポールとマラヤと西リオウ諸島の者の合計5万人となる。残留者の割合は、陸海軍の比率を4対1に維持すべきである。いかなる場合でも、シンガポールの作業隊員をマラヤへ移送することは避けるよう要請する。<sup>(16)</sup>

要するに沼田は、今5万人の残留者を必要とするならば、長期の重労働に耐えているマラヤとシンガポールの約3万人の復員を優先させ、それをインドネシアから移送中の者で補ってほしい、可能ならば西リオウ諸島の者を投入してほしいと必死に懇願したのである。

すでに沼田は、1月28日のブrowning参謀長との会見の折にも、マラヤなどの作業隊は4カ月以上も労働させるべきではなく、最長で6カ月とすべきであり、労働終了者は他の者よりも優先的に復員させるべきこと、また作業隊員には適正規模の補償（貸金支払）制度が適用されるべきであり、その総額はのちに支払われるべきことを強く申し入れてい



た。加えて沼田は、労働業務は肉体的精神的な自己鍛錬の手段であり、労働業務を通じて日本の真の国民性を発揮するべきであると論じた上で、あえて20世紀初頭の清国における“義和団事変”によって日英関係が深化して同盟関係に至ったとの歴史的事例にも論及し、日本の労働の成果が日英間の将来における和解の基礎となるとまで陳述していた。<sup>(17)</sup>

それゆえ、今回の沼田提案は、「長期的な重労働に従事した作業隊員をまずは引揚順位のトップとすべきである」との彼の合理的な見解を踏まえていた。

他面、沼田自身は、英蘭両国間でJSPの引揚の優先順位をめぐってどのような激論や対立があったかを正確に感知していなかったであろう。実際この沼田の要請に対してブラウニングは何ら回答せず、了承したとは言明していなかった。それでも沼田は2月23日、今度はマウントバッテンに対して、JSPの労働状況についての調査結果を踏まえ、改善を要請した。たとえば、レンパン島とガラング島での労働状況は、1月30日現在、両諸島に6万8,101名の陸海軍将兵がおり、軽労働者は1日1,700カロリー、重労働者が2,526カロリー、病者が2,800カロリーである点を指摘し、劣悪な労働条件の改善を率直に提起していた。<sup>(18)</sup>

5月30日、ALFSEAのアームストロング大佐は南方軍参謀の櫛田大佐を呼び、「10万名の日本人が復興業務、食糧生産などの労働者として6月30日以後もわが軍に残留することが決定された、これら日本人は1947年春以後まで残留とはならないであろう」と告げた。そして10万名の内訳は、「ビルマ3万5千、タイ9千（英軍管理下）、西部ジャワ9千（同）、マラヤ2万5,800、シンガポール島2万1,200、計10万である」旨を明らかにした。さらに彼は、5月29日に沼田が要請した「マラヤ・シンガポールの日本人に代わるリオウ諸島の2万名の残留」は、マラヤ・シンガポールの業務で必要とする4万7千名を下回るため、同意できないと伝えたのである。<sup>(19)</sup>事実上、拒絶命令であった。

これに対して櫛田は、昨年末から労働に従事している現地の JSP を救済したいとの沼田の説明書を手渡して再考を求めたものの、アームストロングは、「彼らの救済のためにはリオウ諸島からの JSP の移動だけでは不足であるし、西部ジャワとスンバワ島の JSP はすでに労働に従事している」と冷淡に応じた。そこで櫛田は、「(シンガポールの) 有馬部隊 1 万 5 千を復員させなければ、もっともトラブルを起こす可能性ある」と注意を喚起した。

するとアームストロングは次のように反論した。①労働者として残留すべき JSP 10 万名は、連合軍当局の「疑問の余地のない決定」である。② 10 万名の内訳は、ビルマ 3 万 5 千名、タイ 9 千名 (英軍管理下で米輸出との関連で鉄道業務に雇用)、西ジャワ恐らく 9 千名、マラヤ・シンガポール恐らく 4 万 7 千名 (5 月 23 日の ALFSEA 文書よりも 3 千名少ない) である。③西ジャワとマラヤ・シンガポールの人数は、南方軍 (JEFSR) 司令部で認められており、タイと西ジャワの人員は英軍が駐留する限り、現地に留まる」。そして、これらを沼田に伝達するよう指示した。

なおも櫛田が、「ジャワの日本降伏者はどのような仕事を行うのか」と尋ねると、アームストロングは、「英国の政策はオランダ・インドネシア間の解決を促すこと」であり、「日本人の仕事は現在雇われている場所の鉄道業務である」と回答した。櫛田が、「シンガポールの労働隊内における陸軍と海軍間の分裂をどうすべきか」と尋ねると、彼は、シンガポールの JEFSR 司令部に知らせることを約束した。<sup>(20)</sup>

このような一方的通告を受けて、沼田と櫛田は改めて敗戦国としての悲哀を感じざるをえなかったであろう。ただしアームストロングは櫛田との約束を守った。翌 31 日、アームストロングはシンガポール地区司令部へ発信し、次のように勧告した。① NIPOFF 後のシンガポール島における労働用 JSP は 2 万 1,200 名となろう。これは貴官が要求する海・

陸・空軍のための1万9,300名と雇用中の日本民間人1,900名を加えれば合致する。②マラヤ軍に割り当てられているマラヤ本土での雇用人数は2万5,800名である。そして「有馬部隊1万5,386名と、英海軍に雇用されている4,300名の日本作業隊がリオウ諸島からの日本人に代替して救済されるべきであり、日本の近海用船舶がリオウ諸島からシンガポールまで移送させることが可能である」。<sup>(21)</sup> これは明らかに沼田と櫛田の提言に沿った内容であった。

また6月1日のSEAC司令部における日本側との合同会議の席上でも、キミンズ参謀次長は、「(沼田がこれまで要望してきた) ジャワ島での混乱収拾(134名の日本兵脱走など)のために英軍が尽力」しており、「ジャワ方面からの日本軍の移動を極力完了させたい」と述べたばかりでなく、マラヤやビルマでの日本の作業隊をレンパン島の日本人と交代させることにも理解を示し、とくに「マラヤでの3万5千名の救済とリオウ諸島の2万名を代替させたいとの沼田の要請を目下考慮中である」、と従来の強硬な姿勢を緩和させたのである。<sup>(22)</sup>

英軍側は、従来の早期復員という基本方針を放棄し、南方軍全体の7分の1とはいえ、「JSP10万人を残留労働させる」との新しい方向へと転換するため、日本側の要望に一部譲歩した方が得策であると考えたのかもしれない。ところがここで英国側に新たな障害が生じた。それは復員船の燃料負担問題であった。この燃料問題をめぐる英米間の対立は、復員過程ばかりでなく、上記のJSP10万人残留問題にも影響を及ぼすこととなる。

注

- (1) < C > HQ SACSEA, Minutes of A Meeting held by the Assistant Chief of Staff with Lieutenant General Numata, In his Room at Headquarters S.A.C.E.A. on Monday, 28 January 1946 at 1130 Hours, Jan 29, 1946. < WO 203/5966 >

- (2) ~ (7) Major General, Chief of the General Staff, Allied Land Forces, SEA (Changi),  
Subj: Employment for the Japanese Surrendered Personnel, Mar 8, 1946. < WO 203/5965 >
- (8) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, Apr 18, 1946. < AIR 40/1852 >
- (9) < S > From HQ ALFSEA to HQ Burma Command, HQ Malaya Command, HQ AFNEI, HQ Et Siam, Comd SACSEA Inter Service Mission to FIC, HQ Singapore Dist, Comd 80 Ind Inf Bde, Comd 32 Ind Inf Bde, Subj: Operation NIPOFF, Apr 20, 1946. < WO 203/5968 >
- (10) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, May 4, 1946. <同上>
- (11) < S > Major General, Chief of the General Staff, Allied Land Forces to HQ Burma Command, HQ Malaya Command, HQ AFNEI, HQ Et Siam, Comd SACSEA Inter Service Mission to FIC, HQ Singapore Dist, Comd 80 Ind Inf Bde, Comd 32 Ind Inf Bde, Subj: Operation NIPOFF, May 15, 1946. <同上>
- (12) < TS > From SACSEA to Cabinet Offices, Info: C in C INDIA, May 4, 1946. <同上>
- (13) < S > HQ Supreme Allied Commander, SEA JointPlanning Staff, JSP Paper 233, Mar 16, 1946 < WO 203/5965 > ; < S > From Cabinet Offices to SACSEA, Info: Joint Staff Mission, Washington, U.K.Liaison Mission Japan, May 29, 1946. < WO 203/5968 >
- (14) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, May 31, 1946. <同上>
- (15) MGA to CGS(3), Subj: Retention of JSP, May 21, 1946. <同上>
- (16) Maj Gen CGS, HQ ALF SEA to HQ JEF SR, Subj: Retention of JSP as Labour on Rehabilitation Tasks, May 31, 1946. <同上>
- (17) < C > HQ SACSEA, Minutes of A Meeting held by the Assistant Chief of Staff with Lieutenant General Numata, In his Room at Headquarters S.A.C.E.A. on Monday, 28 January 1946 at 1130 Hours, Jan 29, 1946. < WO 203/5966 >
- (18) Lt. General T. Numata, Chief of General Staff Japanese Expeditionary Forces, Southern Region to H.E. Admiral Lord Louis Mountbatten, COVO, KOB, DSC, ADC, Supreme Allied Commander, South East Asia, Subj: Report of the Condition of Japanese Personnel in Southern Regions, Feb 23, 1946. < WO 203/2727 >
- (19) Maj Gen CGS, HQ ALF SEA to HQ JEF SR, Subj: Retention of JSP as Labour on Rehabilitation Tasks, May 31, 1946. < WO 203/5968 >
- (20) Col GS, G(SD) to BGS(O), BGS(I), DAG, DQMG, Col A, Col Q, DDMS, Subj: NIPOFF, May 31, 1946. <同上>
- (21) From ALFSEA to Singapore Dist, May 31, 1946. <同上>
- (22) < R > SACSEA Secretariat Miute 6/189?, (一部不鮮明) Subj: Repatriation of Japanese Surrendered Personnel, Jun 3, 1946. <同上>

## (5) 南方軍の残留決定をめぐる英米対立

—1946年5月から9月まで—

### 1. 燃料問題をめぐる英・米の対立

英国側は、1946年5月末、SACSEAのマウントバッテン（ただし5月31日付で退任し、ストップフォード（Montagu Stopford）中將に交代）やALFSEA参謀長のピーマンや特別長官のキラーンなどを中心に、「日本の将兵や民間人の10万5千人を強制残留させてビルマ、マラヤ、シンガポールでの労働に従事させる」との方針を固めつつあったが、そこに新たな障害が生じた。それは復員業務に従事する米国船の燃料負担に関する米軍参謀総長からのクレームであった。

これまで英軍側は米国の復員船に対して、東南アジア軍内の港から日本の目的地までの燃料を片道分だけ負担するとのルールを維持してきた。ところがNIPOFF作戦の下で60万人近いJSPの帰還を6月30日までに一気に実現することとなった結果、これに従事する米国船舶は東南アジアと日本間の航路を幾度も往復することを余儀なくされた。そのため、米軍側は従来のルールに代わる往復分の燃料負担を求めてきたわけである。

上記のような米軍側からのクレームが、ワシントンの英国連絡代表部（JSM）を介してロンドンの本国政府（海軍省および運輸省）へ伝達された。これを受けて5月27日、英軍側は極秘の参謀総長会議を開催したものの、「われわれがすべての船に無制限に燃料を供給できるほど余裕のないことはきわめて明白である。（中略）今東南アジア軍によって採用されている手続きは公平なものである」と今回の米軍側の要求には否定的であった。ただし米軍参謀総長が現在の復員業務を取り消す可能性が大きく、米軍側との更なる交渉継続が困難となっているとのJSMからの留意点も重視せざるをえなかった。

最終的に同会議は、「東南アジア軍港から日本まで航行し、その後に東南アジア軍港まで戻るということを基本とする往復航海の船舶に対して燃料を供給するという原則が、この業務に携わる米国船すべてに適用されるべきである」との結論に達したのである。<sup>(1)</sup>

2日後の29日、ロンドンの内閣府からSACSEAへ次のような文書が届けられた。①われわれは米軍参謀総長から、日本人の復員に従事する米国船の燃料供給について質疑を受けている。②米軍参謀総長は、もしこれら復員船がSACSEAの港から日本へ航行するまでの片道分しか十分な燃料を英軍側から与えられないのであれば、往復に要する燃料の50%は米国側が供給せねばなくなる。しかしこれでは英軍参謀総長が表明している「責任負担の原則」に反することになるう、とクレームを付けている。③貴官の現政策は、日本の上陸港までの航海に対して、ほぼ十分な燃料を英軍側が該当船舶に供給するというものであり、往復航海のための燃料と、追加的日本人を乗船させるために東南アジア地域へと戻る船舶のための燃料を除いている。④われわれは、往復の航海用の燃料供給に関する原則（基本は東南アジアの港から日本へ、そして日本から東南アジアの港へ戻ること）は、この業務に携わる米国船舶すべてに適用されるべきであると考え。われわれが応分の負担を果たしていないとの非難を受けないようにすべきであり、これがわれわれの対米交渉上の根本である。<sup>(2)</sup>

以上のような内閣府の命令によって、SACSEAは米軍参謀総長の要求に従い、JSPの復員業務に携わる米国船に対して往復分の燃料供給を余儀なくされたのである。この燃料問題の決着により、ひとまず英米間の対立要因は解消されたはずであった。ところが再び新たな問題が生じた。それは復員延期そのものに対する米国側からの批判であった。

## 2. ストップフォードの復員延期方針

燃料問題の対米譲歩によって英米間の対立を克服した東南アジア連合軍最高司令官（SACSEA）ストップフォードは、JSPの残留に更なる期間延長を指向した。7月20日、彼は「1947年までのJSPの延長」と題する極秘文書をロンドンの内閣府へ送り、①東南アジアのJSP10万人を「46年末ないし47年初頭」まで延長する旨の承認はすでに得られている、46年末まで抑留される人員は、6月に蘭国に委ねた1万3,500名を含めて現在「10万4,500名」である、②私は、このJSP10万4,500名を「1947年12月31日」まで延長することの許可を得られるよう要請する、と声明し、従来の「47年初頭」という期限を覆し、「47年末まで」へ実質1年間の延長を提起したのである。

その理由として彼は、次のように指摘した。ビルマ、マラヤ・シンガポールでは、鉱山やゴム園など公共事業や政府の様々な業務のため、一定数の民間労働者を得ることは不可能であり、しかも民間労働者は栄養失調者が多いために生産に寄与しない。またそれら公共事業は広範囲に及び、もっとも重要とされているのはシンガポール（収容施設、飛行場建設、海軍ドックの復興）であり、ここでは港湾労働のためにJSPが必要不可欠である。とくにJSPの民間人は復興に関わる重要な技術や生産計画能力をもっているため、もしJSPが47年まで残留できなければ、これらの重要な計画は深刻な影響を受けるだろう。

その上で、JSPの要求人員数の割当を以下の図表4のように明らかにした。

増田 弘

<図表 4 >

1947年1月1日以降

	公共用	民間用	病患者	計
ビルマ	1万7400	1万5000	3700	3万6100
シンガポール	1万3500	2000	2000	1万7500
マラヤ	8250	1万5200	3350	2万6800
蘭印	1万3500	0	0	蘭へ引渡し
タイ	300	9000	0	9300
合計	5万2950	4万1200	9050	10万3200

1947年7月1日以降

ビルマ	1万6800	1万5000	3700	3万5500
シンガポール	1万1970	1000	1650	1万4620
マラヤ	6100	1万4200	3000	1万3500
蘭印	1万3500	0	0	蘭へ引渡し
タイ	300	0	0	300
合計	4万8670	3万0200	8350	8万7220

なお SACSEA は、次のように付言していた。①もし JSP が 47 年末まで残留することになれば、彼らの士気は低下するだろうから、この点は十分留意すべきである。②もし上記の JSP 残留の 1 年延長と人員割当が承認されるならば、毎月約 2、3 千名の乗船となっている日本人の復員はしばらく持続するだろうが、47 年後半には英国船ないし米国船に対して JSP10 万 4,500 名の大半の復員を負託する必要があるだろう。③もちろん蘭国は 1 万 3,500 名の復員の責任を有する。④これら提案はすでに総督と特別長官（つまりキラーン）によって検討されて支持を得ている。<sup>(3)</sup>

このような JSP の残留延期方針は、燃料問題が解決した以上、米国側から批判など起こるはずがない、と SACSEA は楽観していたのかもしれない。

### 3. 英軍の復員延期方針に対する米軍側からの批判

しかしストップフォードの予測は外れた。米軍側は英軍側のなし崩し



的な JSP の残留延長の動きを厳しく牽制してきたのである。

1946年8月28日、在ワシントン英連絡代表部（JSM）は内閣府に対して、次のような米軍側の批判を伝えてきた。第1に、米国は、英軍参謀部が東南アジアからの日本人の復員を延期したことに對しては、船舶の調達上“反対”する態度である。なぜなら、SCAP（マッカーサー）は1946年末までに復員をすべて完了させるとの公約を実施するための組織と船舶を保持しているが、もし東南アジア軍内の日本人の復員を延期するならば、マッカーサーの復員業務を長期化させることになるからである。第2に、米軍参謀総長は、46年末までに米軍船舶がこの復員業務からすべて撤退し、もはや復員船は1隻も残らないと予想している。したがって、英軍側が要求するような延期に同意できない。それゆえ、英軍参謀部に対しては、10万の日本人の復員を延期するとの決定を再考するよう要請する。<sup>(4)</sup>

この米軍側からの反対通告は、ロンドンの英軍参謀部ばかりでなく、東南アジア現地をも驚かせたに違いない。今度は燃料程度の軽微な問題ではなく、復員船の調達という本質的問題であり、同時にそれは「1946年末までに東南アジア地域からすべての日本人を帰還させる」とのマッカーサーの国際公約に直結する問題でもあったからである。英国植民地のビルマ、マラヤ、シンガポール等の深刻な内部事情など、米国側はまったく顧慮しないかのようにであった。英軍側が復員用の船舶を独自に保有していれば苦勞はなかったが、自由な船舶を持たず、そのため米軍船に依存せざるをえないため、この米軍側の主張にいかに対処するかは政治外交上の難問であった。

9月5日、ロンドンの英軍参謀総長委員会内の統合行政計画部（Joint Administrative Planning Staff）は、外務省、運輸省、植民地省と協議しつつ、SACSEAからの文書、すなわち、「JSP10万4,500名の残留を47年12月31日まで延長したい（ただし同年1月1日に再検討する）」

との要望と、在ワシントン連絡代表部からの文書、すなわち、「船舶調達以外の理由によって日本人の復員を延期するような形式は望ましくない」とする米軍参謀総長からの反対意見とを比較検討し、以下のような長文の極秘文書（主題「東南アジア軍内における JSP の 1947 年中の延期」）を整えた。

第 1 に、米軍参謀総長はマッカーサーの任務が延長されるとの負の理由から、JSP の復員のいかなる延期にも反対している。また復員の運搬手段が可能な期限を超えた JSP の残留に対しては、強い政治的反対がある。他面、JSP の 47 年中の延長は、これら地域の復興上に不可欠であり、したがって SACSEA の要請は、生産や食糧の配分を制限するものであったとしても、強く支持されるべきである。

第 2 に、もし JSP の「1947 年中の延長」という SACSEA の提案が認められるなら、英国統制下の船舶で日本人の復員を遂行可能であろうから、米国船の供給を要望する必要はなくなるだろう。

第 3 に、米国政府との合意後、JSP の復員が「47 年中の延長」によって生じる立場について、その他の連合国との間で取り決めを結ぶ必要があるだろうし、SACSEA は、JSP の復員計画について SCAP に絶えず伝達すべきである。

要するに、SACSEA 側の要求を是とし、米国側の反対を退けるとの結論であった。それに加えて、SACSEA が英外務省との合意を条件として、46 年の 9 月 15 日から 10 月 31 日まで、ビルマ・タイ間の鉄道を維持管理するために 7 千名の JSP を配備させ、その後、直接日本へ復員させる旨を決定していることも事実上承認した。したがって、上記の報告草案が国防委員会（Defense Committee）へ提出されて、同委員会によって SACSEA の提起する「JSP の 47 年中の延長方針」が原則上承認されるよう求めるべきことと、この情報を外務省へ送るべきことが勧告されたのである。<sup>(5)</sup>

それでも懸念材料は残った。その懸念とは、同文書の付属 I の「詳細な検討——JSP 残留への障害」で明示されていた。すなわち、第 1 に、「東南アジア地域を荒廃させ秩序を破壊してきた日本人が、この地域の復興と復活のために自ら貢献すべきである」というのが JSP 残留の正当な見解ではあるが、外務省は、戦争捕虜の長期に及ぶ雇用は政策として「言い訳しにくい」と考えている点であった。

第 2 に、ワシントンの極東委員会 (Far Eastern Commission = FEC) では、目下、日本軍の武装解除と非軍事化に関する「政策声明 (Statement of Policy)」を検討中であり、この声明の第 8 項は、「ビルマ、マラヤ、蘭印、タイにいる日本軍はすべて、移送手段が許す限り早急に日本本土へ戻す」と記載されている。にもかかわらず、JSP 残留を求める SACSEA の要望が英国内部で承認されれば、この残留を合法化するために他の連合国との合意が必要となり、そうなれば FEC で問題化することは避けられないという点であった。とくにソ連が「JSP の地位を POW へと転換させるべきである」と主張すれば、すでに英軍参謀総長が実行不可能と声明を発していることと対立する。

第 3 に、現在 SCAP は 46 年末までにすべての復員を完遂するための組織と船舶を所有しているにもかかわらず、「東南アジア軍内の日本人の復員が延期される結果、マッカーサー軍の復員業務を遅延させることは望ましくない」、と米軍参謀総長が言明している点であった。

そこで英国当局としては、「JSP 復員のための船舶の可能性」を模索する以外になかった。その結果、次のような可能性や手段が提起された。

第 1 に、米軍参謀総長は、SACSEA の米国船の使用期限が「ほぼ本年 8 月 1 日まで」と取り決められているから、英軍側の 47 年までの延長に同意できないと指摘しているが、もしもわれわれが今米国船の更なる供給を要請すれば可能となるかもしれない。

第 2 に、われわれが JSP の復員用の英国船をどの程度用意できるか

試算したところ、現時点ではゼロであるが、5隻の旧日本船によって46年末までに2万人を、47年初頭までに1万人を復員させることができるだろうとの運輸省からの報告があり、早くとも47年後半までには、JSPを月々ほぼ1万5千名の割合で送還できる程度の英国船の手配が可能となろう。

第3に、英軍参謀総長による「JSP復員の延期」決定は、米国当局から不評を買っているばかりか、FECの政策声明の第8項にも反しているが、われわれは米国との調整後にその他の連合国諸国との間で規定を設けるつもりであり、蘭国に対しても、外務省が蘭印のJSPを残留させるよう要請する準備をしている、と理解している。<sup>(6)</sup>

以上のように英軍当局としては、政府を巻き込んで（ただし外務省は慎重論）「JSPの残留延長」の方針を貫く姿勢であった。その上で、内閣府はSACSEAに対し、次のような追加的な「電信草案」を送った。

①国防委員会は原則上、下記のコメントを条件として貴官が要請するJSPの残留を承認している。②たとえ東南アジア地域での復興、食糧生産・分配の必要性があるとしても、復員用の運搬手段が可能となっている期間を超えたJSPの延長に対しては、強い政治的反対がある。③復員は、英国統制下の船舶によって“自力”で遂行されねばならないだろう。47年5月にその可能性が強まり、それ以降ならJSPを月々1万5千名程度の割合で復員を開始できるし、目下提起されている日本船5隻を同年中に使用続けることは政治的に望ましい。JSPの残留者は同年中に急速に減少すると予想されており、復員船舶数とJSP残留者数との効率の良い、しかもバランスを取りながら実施するよう貴官に期待する。いずれにせよ、この要件は同年1月の時点で再検討されねばならない。④ただし貴官はこの公約のために人員の増加を求めてはならない。⑤貴官はJSPの復員計画をSCAPに常時伝達すべきである。<sup>(7)</sup>

9月5日の統合行政計画部の決定を受けて、9日には極秘の主要閣僚

委員会 (Principal Administrative Officers Committee = PAOC) が開催された。ここが実質的な最高決定機関であった。同委員会でも 47 年中の JSP の残留 (retention) 方針が承認されるとともに、ビルマ・タイ間の鉄道維持のために JSP 7 千人をタイから選抜することも承認された。そのほか、もしこの JSP 残留という提案が同意されるなら、今後タイから予定されている JSP 9 千名の乗船は、米軍船に依存する必要がなくなるだろうが、JSP 残留から生じる立場について米国政府と取り決める必要があることも承認された。<sup>(8)</sup>

以上のように英国側はあくまで米国からの圧力に抗し、自軍の JSP 残留方針を貫くとの基本原則を表明した。この結果、南方軍の第 1 次復員は幕を閉じ、しばらく復員の希望は封じ込められ、残留者 10 万余名の労苦が始まるのである。

#### 4. 英国側の JSP 残留延長に関する説得工作

ロンドンの JSP 残留延長の決定に対して、1946 年 9 月 11 日、シンガポールのキラーン特別長官は外務省宛に、その決定を歓迎する旨の文書を送付した。その中で彼は、日本人の復員は早ければ早いほど良いと常々強調されてきているが、東南アジア地域の日本人捕虜 100 万のうち 4 分の 3 から 5 分の 4 が復員を終えており、「残りの 5 分の 1 程度の残留は現地の復興上重要である」、これら捕虜をいつ、どのように帰還させるかは判明し難いが、たとえこの残留が SCAP にとって不都合であるとしても、また日本人社会で失望感が高まる危険が生じるとしても、私は全体として後者の不都合が残留によって生じる不利益を上回っていないという見解に同意する。躊躇する面はあるものの、私は SCAP に対して日本人の残留を訴えるよう勧める。<sup>(9)</sup> キラーンは、現地の強硬論を代弁していた。

しかし米国は簡単に引き下がらなかった。同月 13 日、米國務長官代

理は駐米英国大使に対し、次のように言明した。

第1に、SACSEAが戦争破壊を修復する目的のため、47年末まで10万4,500人の「日本の戦争捕虜（Japanese prisoners of war = POW）」を残留させるとの英軍側の意図は、「船舶以外の理由で東南アジアからの日本人の復員を延期しない」という46年8月28日付の米軍参謀総長との合同参謀部宛の覚書からしても、明らかに望ましいものではない。

第2に、これほど大量の日本人戦争捕虜を残留させることから生じる深刻な政治的影響に対して、より大きな配慮をすべきであり、国務省は「ポツダム宣言」第9項の公約（日本軍は完全に非軍事化されたのち平和的で生産的な生活を導く機会を与えられて祖国へ帰還することを許される）に留意する。

したがって第3に、国務省は、英国側がこれら日本人戦争捕虜の復員を延期するとの決定を“再検討”し、できるだけ急速に可能な船舶をもって復員を進展させるよう心から願う。<sup>(10)</sup>

以上のように米国側は改めて英国側の残留方針に対して、否定的な意思を表明したのである。同様に米国は、インドネシアを管轄する蘭国に対しても政治的圧力を加えていた。<sup>(11)</sup>

22日、ロンドンでは国防委員会が閣議の中で開かれ、陸軍参謀総長による報告「東南アジアにおけるJSPの1947年中の残留」が議論された。しかしそこでの結論は大きな変更点がなく、従来の基本方針が再確認されたにすぎなかった。つまり、SACSEAが主張する47年中のJSP残留に対して「承認を与えるべきである」、外務省は米国政府に対して、この決定に至った理由を説明し、他の連合国との取り決めを行うために「米国の同意を得るべきである」、運輸省はJSP復員の完了のための余剰船舶について調整を行うべきである、と勧告したにすぎなかった。<sup>(12)</sup>

以上のように、英米両国の主張は平行線を辿っていたわけである。

注

- (1) < S > C.O.S.(Chiefs of Staff Committee)(46) 135, Subj: Fuelling of U.S. Shipping Employed on Repatriation of Japanese From S.E.A.C., May 27, 1946. < FO 371/54243 >
- (2) < TS > From Cabinet Offices to J.S.M. Washington, RPTD: SACSEA, U.K.L.M. Jul 6, 1946. <同上>
- (3) < S > From SACSEA to Cabinet Offices, Subj: retention of JSP during 1947, Jul 20, 1946. <同上>
- (4) < S > From JSM Washington to Cabinet Offices, Info: SACSEA, UK LMJ, Aug 28, 1946. <同上>
- (5) (7) < S > JAP(46) 68 (Final), Chiefs of Staff Committee Joint Administrative Planning Staff, Subj: Retention of J.S.P. in S.E.A.C. During 1947, Sep 5, 1946. <同上>
- (8) < S > Principal Administrative Offices Committee, Sep 10, 1946. < FO 371/54244 >
- (9) From Singapore to Foreign Office, Sep 11, 1946. <同上>
- (10) From Washington to Foreign Office, Sep 13, 1946. < FO 371/54243 >
- (11) From Foreign Office to Washington, Sep 19, 1946. < FO 371/54244 >
- (12) < S > DO(46) 111, Cabinet Defense Committee, Subj: Retention of J.S.P. in S.E.A.C. During 1947, Sep 22, 1946. <同上>

## (6) 南方軍残留をめぐるマッカーサーと日本政府の英蘭批判 ——1946年9月から12月まで——

### 1. 吉田茂首相のマッカーサーへの訴え

南方軍総参謀長の沼田は、1946年3月2日の時点で、「帰還準備は各地共完了し船舶の到着待機中なり」との結論を、東京の第1復員省次官宛報告の中で明らかにしていた<sup>(1)</sup>が、現実とは違った。なぜなら同年4月から5月にかけて、南方軍の引揚が本格化した際、連合国軍側は「10万を超える大量の作業隊員の残留」を通告して来たからである。なお同年1月末頃の南方全域では、作業に従事する人員は概ね5万1,500名余であった。

はたして8月3日、SACSEAは、「強制労働のため10万人の日本兵

の帰国を当分認めない」と決定した。その理由として、戦争中、「日本軍が英人市民 10 万を厳しい労務で死亡させているが、我々もこれと同じことをやるまでだ」という報復論を言明してはばからなかったという。しかもこの残留作業隊の期間が、夏季になると、翌 47 年末頃まで延びる懸念が相当濃くなった。長期残留の可能性は、当然ながら現地側に深刻な憂慮をもたらした。<sup>(2)</sup>

ついに日本政府が動き出した。9 月 1 日、吉田茂首相はマッカーサー宛に次のような書簡を送った。「現在英国管轄下の東南アジア地区の日本人の窮状について注意を喚起することをお許し願います。この地区には帰還を待つ約 2 万名の男女、子供がいると理解されています。その人員数とか生活状況に関してはわれわれとの連絡が拒絶されているため、正確な情報を入手できませんが、彼らが悲惨な生活を続けているとの報告が最近届いています。特に遠征部隊の元日本軍の地位や名簿が入手困難となっています。彼らは厳しい労働、時には肉体的拷問を受けているようです。…そのような行為はポツダム宣言に違反します。…もし貴官が出来るだけ早急に彼らの現況に関する情報を入手できるならば、と願っています。また、もしも英国当局下に置かれている当該拘束者の氏名を入手できるよう影響力を行使していただければ、と願っています。貴官のご厚意によって状況の早急な改善を期待しています」。<sup>(3)</sup>

マッカーサーはこの吉田の要望に即応した。すでに英軍から提案されている JSP の復員延期の方針は、彼としても承服し難いものであり、米軍当局としても否定する経緯があったことは既述のとおりである。この書簡は直ちにマッカーサーからアチソン (George Acheson, Jr.) 外交局長を介して、9 日、東京の英国連絡代表部 (U.K. Liaison Mission Japan = UKLM) のガスコイン (A. Gascoigne) 部長へと送られた。

ガスコインは、翌 10 日、SACSEA 宛に文書を送った。その中で、東南アジアからの日本人 POW の復員延期に関連してマッカーサーは、「日



本の首相が、貴官の地域で雇われている日本人 POW の現状と将来の命運について数千もの親族から質問されている」ことを述べた上で、吉田のために「日本人捕虜に関する詳細な情報を提供できるか否か」を私（ガスコイン）に問い合わせている。そこでこれら POW 当事者の病気とか栄養失調状況のほか、仕事内容や生活状態などあらゆる情報を私まで知らしていただければ幸いである。<sup>(4)</sup>

他方でマッカーサーは、13日、アチソンが吉田と会談するように手配した。席上、吉田が南方軍の捕虜問題に関してアチソンに熱心に語ったことであろう。<sup>(5)</sup>

吉田が要望した現地の調査結果は、まもなく SACSEA からガスコインへ届けられた。25日、ガスコインはアチソンに対し、マラヤやシンガポールで得られた情報に基づいて、JSP の生活状況、健康状況、食糧割当、労務日課、使役、郵便、衣服、改善状況などを詳細に報告した。ガスコインからの報告は、翌26日にはマッカーサーから吉田宛書簡で伝達された。<sup>(6)</sup>

吉田は30日、丁重な礼状をマッカーサー宛に送付した。その中で吉田は、英国大使（実際は連絡代表部部長）からの書簡は、東南アジアにおける英国地区の日本人に関して信頼できる情報を提示しており、生活状況が改善されつつある旨を伝えている、また同地域の在留日本人名簿が整理されて、わが方へ連絡が準備されつつあるなど状況が好転しつつある、と丁重に伝えた。<sup>(7)</sup>

このように日本政府は、吉田とマッカーサー間の信頼関係を軸に、米国の威信を巧みに利用して英国側に圧力を加え、南方軍関係者の早期復員の実現を迫ったのである。

他面、SACSEA のストップフォードは東京の UKLM に対して、26日に最速の機密文書を送り、その中で次のような新事実を明らかにした。

第1に、傍受した東京のラジオ放送によれば、「英国と米国は東南アジ

ア地域に残留している 10 万人以上の日本人を直ちに復員させる決定を下した。米国当局によれば、東南アジアおよび太平洋地域からの復員は船舶不足によって遅れてきたが、復員は 1 週間か 10 日以内に開始される。復員の開始が遅れてきた理由の 1 つは、多方面に分散している JSP を集合させる必要があったという事実による。東南アジア地域からの日本人すべての復員は、今年末までに完了すると予想される」と報じている。

第 2 に、そこで貴殿に要請したいのは、「一体誰の支援の下に、なぜこのような(誤った)放送がなされたのか迅速に調査してほしい」。第 3 に、英軍参謀総長には、「この声明が誤報である」旨を確認してほしいし、その点を国防省、外務省、陸軍省、海軍省等々に伝達してほしい。<sup>(8)</sup>

SACSEA は、「復員開始」という東京のラジオ放送に驚き、対応に苦慮せざるをえなかったのである。

ラジオ放送の真相は解明し難いが、マッカーサー下の GHQ が作為的に、SACSEA から英軍側をかく乱する目的で誤報を流した可能性がある。恐らく SACSEA はその可能性を踏まえながら、英国政府と軍中枢部に対して、米軍側の水面下での動きに警戒するよう緊急発信したといえる。このように米英両国間の対立は、日本政府を巻き込んで険悪化の度合いをさらに深めて行ったのである。

## 2. 英国側に対するマッカーサーの反撃

その後も、マッカーサー側は新聞メディアを使って英国への揺さぶり攻撃を繰り返した。1946 年 10 月 25 日と 29 日、『ワシントン・スター (Washington Star)』はブラウン (Constantine Brown) 記者署名の長文記事、「“変化しつつある世界” マッカーサー将軍、日本の戦争捕虜の復員に関する不満」を掲載した。その要点は次のとおりであった。

SCAPのマッカーサー将軍は、依然ビルマ、マラヤ、タイに抑留されている日本の戦争捕虜が“奴隷労働者”のように使役されていることに関して、ワシントンがこれら捕虜の帰還の明確な日程を設定するようロンドンを説得することに失敗した点を激しく批判した。同将軍は極東で敗北した敵との平和協定を遂行する責任を負っている。彼は、日本の関東軍の人員（約70万の将兵）の復員をこれまで拒否しているソ連政府に対して、強い抗議を発してきた。これら日本軍捕虜は、満州、シベリア、朝鮮で奴隷労働者となっている。SCAPは降伏した軍隊への行為を改善するよう繰り返し要望しているが、モスクワは曖昧な回答をしてきた。

英国は今やこのソ連のパターンを継承している。ビルマには約3万9千人、マラヤには4万5千人、タイには1万2千人の日本軍捕虜がいる。マッカーサー将軍は、英国が日本との停戦協定に従うよう求めており、彼らを母国へ帰還させるための必要な運搬手段を提供している。最近、彼は英国当局のある責任者に対して、「来る1月1日以降は捕虜の復員用の船舶を保障できない」と伝えた。この条件下で、彼は「来る2カ月以内に復員業務を完了する」ことを望んでいた。

これに対して英国は、「今日本人捕虜は米の生産に従事しており、それは日本軍が多くの現地人を殺害したからである。もし日本軍捕虜がこの仕事を継続しなければ、現地の住民は飢えてしまう」と回答している。とくにビルマの人口は戦争の結果減少しており、マラヤはもっとひどい状況であるという。

英国は、「1947年以後の時期に日本軍捕虜を復員させるべき立場にある」と宣言しているが、明白な期日は一切明らかにされていない。英国の行動は明らかに戦争法に違反している。ポツダムで米英ソの三巨頭が「戦争捕虜を母国へ帰還させる」との合意に達したことは事実である。「復員は運輸手段が許される限り、早急に開始されるべきである」との一般的理解がある。

ソ連はこの合意を決して尊重しようとはしていない。マッカーサー将軍は統制下の日本人捕虜に関して、彼らをまったく利用せずに数カ月間で送還してきている。英国がかつての戦争地域で戦争捕虜を今もなお保持しようとしていることは、この合意を一層難しくしている。ワシントンへの報告の中でマッカーサー将軍は、「わが西側同盟国の一国が合意の精神を守らない以上、ソ連を説得するために必要な道義的理由を失ってしまう」と指摘した。「英国が日本人を本国へ帰すのを拒否しているのだから、ソ連も送還しなくてもいいではないか」とソ連が言うことは十分想定される。ソ連はまた満州、朝鮮、その他の地域で日本軍によって受けた被害を修復させるために日本軍捕虜を必要とすると言える。

日本の降伏直後、英国はSCAPに対して、「戦争捕虜を復員させるための必要な手段がない」と説明していた。マッカーサー将軍はわが同盟国のために船舶およびその他の手段を申し出たが、その行為は米国の納税者の重い負担によるものであった。その申し出は中国にとっては大変有り難いものであった。中国は自国での再建業務のために自主的な残留を決めた数千名の日本人以外、日本軍捕虜の大半を日本へ復

員させた。マッカーサー将軍は依然英国がその道義的な困難性を認識し、自己の立場を変えるとの希望を捨てていない。彼は、「日本人が戦争法を犯し残虐行為をしたから、連合国はそれと同じ残虐行為を行うべきであるとの理由はまったくない」という立場を取っている。連合国政府は東京の政府に対して、平和的取り決めを指導する立場にあり、そうすべきであると彼は信じている。<sup>(9)</sup>

上記の記事は、明らかにマッカーサーの持論を代弁しており、同時にそれは、対角線上に位置する英国政府と軍部への批判以外の何物でもなかった。マスメディアという民間の手段を巧みに使って相手を揺さぶる彼の戦法は、すでに太平洋戦争下でも対日本のみならず、対本国でも度々用いられた。他方、ワシントンの英国大使は、当然ながらこの新聞記事をマッカーサーの本音が伝えられたものとみなし、ロンドンへと伝達したのである。

また同月 30 日にも、ワシントンの連絡代表部のインバーチャペル卿 (Lord Inverchapel) からロンドンの外務省に対して、米国のプレスがマッカーサーの上記とほぼ同様の英国批判を行っている旨を機密文書 (「特別の秘密」、許可された者のみに限定) で伝えた。

それに先立って、英大使館員が國務省を訪ね、マッカーサーが実際にそのような不平をワシントンに提示したのか否かの記録を確認したところ、SCAP が自己の見解を述べるほどの時間的余裕はなかったことと、陸軍省は 2 週間以上も彼と交信していないことが判明した。<sup>(10)</sup> つまり、「マッカーサーがワシントンの失敗を非難している」との報道が疑わしく、マッカーサーのスタンドプレーと見なし得ると推定されたのである。

このようなマッカーサーの英国批判に対して、シンガポールの『シンガポール・フリー・プレス (Singapore Free Press)』は、31 日、日本軍による物的破壊、数千人にも及ぶ大虐殺、強制労働という非人間的行為、「それは取り返すことのできないマラヤの人民に対する不正であり、もし数千の日本人がこの物的破壊に対して何も補償もしないならば、わ

れわれはマッカーサー以外に一体誰にこの不満をぶつけたらよいのか」、  
「われわれは英国政府に対して、日本人が現地の復興業務を終了する以前に東南アジアから祖国へと復帰させてしまわないことを望んでいる」、  
また、東南アジアには約10万の日本人捕虜がいるが、その半分はマラヤに  
いる、と報じた。それを『マンチェスター・ガーディアン(Manchester  
Guardian)』紙は11月1日に「日本人捕虜の帰還 不満と反論」と題  
して伝えた。<sup>(11)</sup> 今度は同紙が英国側の意見を代弁したともいえる。

このように米英両国の対立は新聞報道上の論戦へとエスカレートして  
いったのである。

### 3. 日本政府の蘭印残留労働者への訴え

吉田政権はマッカーサーからの全面的支援を受けて、今度は蘭国統  
轄地域のインドネシア残留日本人の問題へと論点を拡大していった。  
1946年10月29日、外務省の終戦連絡中央事務所(Central Liaison  
Office=CLO)、いわゆる終連の朝海浩一郎総務部長は、「南方和蘭(オ  
ランダ)軍地区作業隊の帰国促進及び待遇向上に関する件」と題する文  
書をSCAP宛に送った。

それは次のような2点であった。第1に、南方各地域よりの邦人大  
部分の引揚は、連合軍の好意的手配により終戦直後に予定されていた  
計画より遥かに急速に実施されつつあるが、蘭軍占領地域では今なお1  
万3,500名が作業隊として引き続き留用されている。これら留用者の現  
状に関する帰国者の報告および国際赤十字委員会代表者の視察報告を  
総合検討した結果を基礎として、その実情と日本政府の希望を添付書類  
をもって提出する。第2に、連合軍総司令部においては、この日本政  
府の要望を考慮した上で、東南アジア方面の関係当局に通達して、人道的  
見地より急速な措置を講ぜられるよう希望する。日本政府の要望する  
主要な事項は、帰国の促進および待遇の向上、すなわち食糧、日用品、

衣類の給与向上、医療施設、労働条件の改善、通信の簡易化等である。

そして添付文書の「蘭印地区残留作業隊の実情並びに日本政府の要望事項」では次のように指摘していた。①蘭印残留者の内訳は、ジャワ島 1 万 1,350、バリ島 250、セレベス島 300、モロタイ島 300、ビアク島 300、ホーランドディア 1,000、合計 1 万 3,500 名である。②復員を加速する必要がある。③ JSP の地位、食糧、衣服、医療、労働条件、通信に関する待遇を改善する。④インドネシア独立の動きに関連して混乱が生じており、労働隊が不測の事態に巻き込まれる恐れがある。したがって、危険地域での蘭軍当局による積極的指令を望んでいる。⑤結論として、上記のような実状に基づき、人道的見地からこれら日本人すべての早急な復員を切にお願いしたい。<sup>(12)</sup>

日本政府の要望は、直ちにマッカーサーを介して GHQ の外交局へ伝達され、11 月 12 日、外交局から在東京の英国連絡代表部 (UKLM) と、在日蘭軍事部へと送付された。<sup>(13)</sup>

また朝海は、12 月 13 日、改めて英軍管轄下の日本人労働者問題を取り上げ、SCAP に対して、早期復員とその間の待遇改善を訴えた。すなわち、英軍管轄下の地域では、依然約 9 万 1 千名の日本人が労働隊として残留している。(中略) 人道的見地から迅速かつ適切な手段をもって、この地域におけるすべての日本人の早急な帰還を SCAP に要望する。また帰還するまでの期間、食糧の割当、日用品、衣類等の増強、医療施設の拡充、通信等の待遇の改善を要望する。<sup>(14)</sup>

このような日本政府の努力は功を奏した。18 日、東南アジア連合陸軍司令部 (ALFSEA) は、「JSP の統制と使役に関する指令」を発表し、東南アジアにおける JSP すべての統制上の責任が、1946 年 11 月 7 日より SACSEA から ALFSEA へと移管されたことに加えて、「補給総監部の指示」によって、以下のように改善された旨を明らかにした。

- ① 労働のために残留している JSP を最大限使用できる。とくに技術者はその職種で十分使用される。JSP の残留は復興支援のために認められている。ただし彼らは家庭内の仕事や同類の仕事に転用されてはならない。
- ② JSP への暴力や処罰措置は厳禁する。JSP は虐待されてはならない。
- ③ 労働時間に関しては、JSP は週 6 日間の労働とし、休日は必要に応じて監督者の判断で調整すべきである。通常 8 時間労働で日中に 1 時間の休憩を取る。
- ④ JSP を仕事場まで 2 マイル (3.2 キロ) 以上の距離を行進させてはならない。
- ⑤ 医療に関しては、50 名ないしそれ以上の労働隊は通常日本の赤十字職員 1 名が同伴し、病人や負傷者の世話をする。
- ⑥ 食料割当に関しては、JSP に対して一定の分量の支給を行う。
- ⑦ たばこは 1 人当たり週に 20 本とする。
- ⑧ 郵便に関しては、月 1 回、日本へハガキを送ることが許される。以下略

また同指令には、46 年 12 月 18 日付の「JSP 復員に関する SCAP の指示」が添付されていた。ここでは JSP の復員上の細かい手続きが SCAP からの命令として明示されていた。たとえば、乗船当局は JSP の乗船以前に十分な医療用の必需品をもち込み、船内は清潔にすべきである。JSP の乗船名簿は陸軍・海軍・民間別に分け、また男女、子供 (12 歳以下) に区分される。名簿は乗船時と下船時に提示し、7 枚の個人証明書は船長が 1 枚を保有し、原本と残り 5 枚のコピーは下船した際に港湾の復員担当職員に手渡される。乗船に先立ってすべての復員者は武装解除され、戦犯の審査を受ける。日本軍に属する台湾人・朝鮮人はすべて審査され、シロの者は正式に日本軍司令官によって除隊となり、その後民間人として台湾・朝鮮市民となる。シロではない者は除隊できず、日本人戦犯と同様に収容所に留まる。日本へ復員した日本人は、日本政府から日本銀行券通貨と日本政府の債券(職業軍人の将校は最大 500 円、非職業軍人の将校および下士官は最大 200 円、民間人は最大 1,000 円)を手渡される。

同時に SACSEA 総司令部は、「JSP への教化とプロパガンダに関する指令」も定めていた。この目的は、残留期間における JSP の労働を

最大限引き出すことと、JSPの厚生面にも配慮しつつJSPのモラルを維持するにあった。そのために、たとえば、最終的な復員期日を明らかにするとか、JSPの好きなスポーツ道具を与えるとか、労働時間とレクリエーション時間はできるだけ定期的に与える、レクリエーション時間だけにラジオを聴かせる、連合国の規律やモラルを十分JSPに伝えるため、日本語を話せる2人の英軍将校がキャンプ内を巡回することを指示していた。<sup>(15)</sup>

以上のように、英軍も蘭軍もともに、マッカーサーや日本政府からの批判や要望を受容して、残留日本人の生活環境を改善せざるをえなくなったのである。

注

- (1) 前掲「終戦前後に於ける南方軍一般の状況」28～29頁参照。
- (2) 前掲書『復員・引揚げの研究』83～84頁参照。
- (3) From Shigeru Yoshida to General MacArthur, 1<sup>st</sup> September, 1946. —前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。
- (4) From Tokyo to SACSEA, Sep 10, 1946. < FO 371/54244 >
- (5) From Douglas MacArthur to Prime Minister Shigeru Yoshida, 26 September 1946. —前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。
- (6) From Ambassador A. Gascoigne to Ambassador George Atcheson, Jr., 25 the September, 1946; From Douglas MacArthur to Prime Minister Shigeru Yoshida, 26 September 1946. —同上より。
- (7) 「吉田茂首相からマッカーサー宛親書」(草稿) 1946年9月30日。 —同上
- (8) < TS > From SACSEA to UKLM, Tokyo, Info: Cabinet Offices, FLAG Officers, Malaya, ALFSEA, ACSEA, AFNEI, Malaya Command, Burma Command, British Troops, Siam, Sep 26, 1946. < FO 371/54244 >
- (9) From Washington, Subj: Re complaint of General MacArthur in connection with repatriation of Japanese Prisoners of War, Newspaper Cutting - Washington Star, Oct 25, 1946, Oct 29, 1946. < FO 371/54245 >
- (10) < TS > From Washington to Foreign Office, Oct 29, 1946. <同上>
- (11) Manchester Guardian, Nov 1, 1946. <同上>



- (12) From Imperial Japanese Government Central Liaison Office to GHQ/SCAP, Subj: Request for Acceleration of Repatriation and Better Treatment of Members of Japanese Labor Corps under Control of Netherlands Forces, Oct 29, 1946. < FO 371/63740 >
- (13) Diplomatic Section, GHQ/SCAP, Nov 12, 1946. <同上>
- (14) TO: GENERAL HEADQUARTERS OF THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS, FROM: Central Liaison Office, Tokyo, SUBJECT: Request for Acceleration of Repatriation and Improvement of Treatment of Members of Japanese Labor Corps in Southern Areas Under Control of British Forces, C.L.O. No.6627 (RJ), 13 December 1946. —前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。
- (15) < R > HQ SEALF(Land Forces), Directive on Control and Employment of JSP, Dec 18, 1946. < FO 371/63740 >

## (7) 残留南方軍の復員をめぐる英米対立

——1946年12月から1947年3月まで——

### 1. 英国側の対米姿勢の見直し

マッカーサーと日本政府が連携した形で英蘭両国の日本人残留政策を批判したことは、英米関係に亀裂をもたらした。対立がピークに達していた頃の1946年11月4日、ロンドンの内閣府はワシントンのJSMと東京のUKLMと現地のSACSEAの3者に対して、次のような書簡を送付した。内閣府は、陸軍参謀総長からの「SCAPとSACSEA間で詳細な実施態勢を整えるべきである」という提案に同意するとともに、47年中のJSP残留問題は、英外務省と米國務省間の協議を前提とし、もしこの残留が双方で合意された場合、すでに調整済みのタイからの復員を除けば、米軍船に依存する必要はなくなるであろう、との見解を伝え<sup>(1)</sup>、対米関係の改善方法の検討を呼びかけたのである。

これを受けて主要閣僚委員会 (PAOC) は、統合行政計画部 (JAPS)

に対して、47年中のJSP復員用の船舶の可能性について運輸省と協調して検討することと、参謀総長宛の報告草案を用意するよう指示した。後者に関連して、12月9日、外務省のマクダーモット（DF MacDermot）は内閣府のハッドン（T Haddon）中佐へ書簡を送り、次のように伝えた。

①米國務省要人は、仮にSCAPが英国側の計画に強く反対しなくとも、この問題を現状のままにしておくことが最善であると考えている。②もし残留JSPの復員のために英国船が使用されるならば、マッカーサーはこの計画に反対しない旨をガスコインから聞いている。③われわれはすでに米国政府に対して、この目的のために英国船を雇用すべき旨を明確にしている。④極東委員会（FEC）で厄介なことが起こるかもしれないが、米国が意図した復員船を使用する際の拘束条件を適用するとの危険性は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド各政府にわが方の反対理由を説明して支持を得たために後退しつつある。⑤どちらにしても、今や（英国に対する）攻撃的な条項はそのトゲの多くを失っているように思われる。<sup>(2)</sup>

要するに、危機は去ったとの認識であった。

翌10日には内閣府と国防大臣が協議し、JSP復員計画に関する米國務省と英外務省間の交渉状況を検討した。その結果、外務省が47年初頭に道義上JSPに関する復員計画の詳細を明示すべきであると主張している点に留意した上で、国防省のサミュエルソン（JPW Samuelson）は、次のようなSACSEA宛の電文草案をまとめた。

①外務省は、「47年中にJSPを残留させる」とのわが方の意図を米國務省へ伝達したのちも、國務省側からは何ら反対の感触がないと述べていると同時に、もし英国統制下の船舶で復員を行うとすれば、「SCAPはわれわれの提案に反対しないだろう」と理解しており、しかも政治面での強い反対機運は現在見られない。②JSPの残留問題が47年1月に

再検討される際、貴官は日本船に加えて十分な英国統制下の船舶が同年5月以降、毎月1万5千名のJSPの復員を確実に実施できるよう配船に留意すべきである。③われわれの計算によれば、復員業務は47年12月31日以前に完了するので、貴官は、復員の割合を極力平均化して段階的に実施することと、現在の日本船と英国船の運用をこれに適合させることを心がけるべきである。④本電文の結果、貴官の計画がわが方に届けられた際にわれわれは最終決定を下すが、その後、貴官がJSPに今回の復員計画を伝えた方が道義的に好ましいと考えるならば、そのように実施してよい。⑤47年を通じてJSPを残留させるため、貴官が現有人員以上の増加を求めるとはしないとわれわれは考えている。<sup>(3)</sup>

以上のように内閣府は、外務省の強い要望どおり、今の復員計画を遂行するための十分な配船を用意すべきであり、また道義性を維持するとの目的で、47年初頭に復員計画の詳細をJSPに示唆するとの方針を固めた。そして、米國務省や極東委員会が、もはや深刻な障害となる可能性が小さくなったとの前提に立ち、ようやくわれわれが計画を自由に立てる時期が到来した、と結論したのである。

極論すれば、内閣府と外務省は、SACSEAが10万余のJSPを47年中まで残留させたとしても、米英両国がこの件で対立を深めることはないとの自信にあふれた見通しを示したといえる。

同月17日、内閣府と国防大臣の委託を受けた統合行政計画部(JAPS)は「1947年中の東南アジアにおけるJSPの復員」と題する長文の報告書をまとめ、陸軍参謀総長へ提出した。同報告書は、序文で前述のサミュエルソンの結論部を踏襲し、次いでこれまでの参謀総長とSACSEAおよびワシントンのJSM間の公電、また米陸軍参謀総長との論戦を踏まえ、次のように主張した。

主要閣僚(PAOC)は、たとえば米軍参謀総長がマッカーサー軍の復員業務を長期化させるとの理由で反対しても、また米軍船の使用期限を超

えた JSP の残留に強い政治的反対があるとしても、5 隻の旧日本船を用いて JSP を帰還させるとの方法は、ある程度は政治的反対を緩和させるかもしれないし、何よりも JSP の 47 年中までの残留延長は東南アジア地域の復興のためには必須であるから、強く支持されるべきである。しかもこの JSP の残留延長という SACSEA の提案が、英国統制下の船舶だけで復員を実現できるから、米国船の供給を求める必要はなくなるだろう。ただし、47 年中の JSP の残留延長から生じる立場について、米国政府と取り決めに結ぶ必要があるだろうし、SACSEA は SCAP に対して、JSP の復員計画を継続的に伝えるべきである。(4)

その上で報告書は次の 3 点を結論とした。第 1 に、まだ米務省からは何ら返信を得ていないし、また国防委員会がこの件で確たる決定を下していないが、(a) 47 年 1 月の時点で JSP 残留問題を再検討することがもっとも重要である。(b) JSP の使役に関しては最善の方法を用いる、道義上 JSP へ復員計画を早急に知らせる、東南アジア地域の各司令官はこれを判断する立場にある、といったわが方の現在の立場を SACSEA に伝えて理解させることが不可欠である。

第 2 に、米軍参謀総長はすでにワシントンの JSM を通じて、46 年末までに JSP の復員用の米軍艦船が皆無となると述べているが、SACSEA は、47 年 5 月から始まる月々約 1 万 5 千人の復員を確実に実施するために、日本船に加えた英国統制下の船舶で十分可能であると確信している。

第 3 に、47 年 12 月 31 日以前に東南アジアから JSP の復員を完了するため、われわれは SACSEA に対して、(a) 復員の割合をできるだけ均等にして段階的に進めていくこと、(b) 現在の日本船の乗員規模に加えて、英国船の乗員規模も上記の (a) に適合させるよう伝える必要がある。(5)

こうして上記の報告書は、外務省とともに SACSEA へ送付されるこ

ととなった。あくまでも所期の方針に従ってJSPを「47年末まで残留させる」と強気の姿勢であり、「マッカーサー側の抵抗はもはやないだろう」という楽観論に依拠していた。ここに英国政府の対米姿勢は定まったのである。

## 2. マッカーサー側の巻き返し

ところが1946年も押し迫った12月30日、主要閣僚委員会(PAOC)は、陸軍参謀総長宛の報告書(主題「東南アジアにおける日本船」)の中で、①SCAPが46年12月31日以前に、ALFSEA統制下の日本商船に日本人クルーを乗船勤務させることは実用的ではないと言明している、②SCAPはSACSEAが現在日本で修理されつつある4隻の旧日本海軍補助艦を使用するとの意図が理解できないと述べている、③SCAPは自己の復員支援の申し出が拒否され、しかも残留JSPが「英国船によって47年中に段階的に帰還するだろう」との英国大使から国務省宛の覚書に論及している旨を明らかにした。<sup>6)</sup>それはマッカーサーの反撃再開を意味し、新たな争点の発生でもあった。英国側の楽観論はかき消され、再び英米間に暗雲が漂い始めたのである。

そこで報告書は参謀総長に対して、事態の沈静化を図るための方策をSACSEAへ提示するよう勧告した。すなわち、われわれの提案の意図は、復員のために常に雇用可能な日本船を含めることにあり、米国船を使わずに済ませたいだけである。現在SACSEAによって雇用されている6隻の日本商船の日本人クルーをこの問題に適用するのは難しいと思うが、SACSEAは上記の意図についてSCAPの誤解を解くべきであり、日本人クルーの条項については再度SCAPと緊密に協議すべきである。もしこの試みが不成功に終わるなら、われわれは外務省に対して、米国務省との協議を要請しなければならないであろう。4隻の日本海軍補助艦の残留に関しては、われわれはSACSEA・SCAP間の合意

で触れているのか否かを関知しないが、SCAPからの電文はSACSEAが日本軍艦を使用していなかった旨を明らかにしている。ただし本件はSACSEAとSCAP間で直接解決すべき問題であると考えている。<sup>(7)</sup>

上記の電文はSACSEAへ発送されたものの、内閣府は念には念を入れて、ALFSEAに対しても同様の電文を送付し、次のように指示した。

①「英国船」という語句の当初の意味は、この業務から米国船の役割を免除できるようにするためである。その文脈からこの語句は英国統制下の船を含むこととなり、それはSACSEAの自由裁量となる日本船を含むことになる。雇用された日本船による復員業務の支援がわれわれにとって不可欠なものであると考えている。②SCAPに対して、貴官はこの誤解を十分に説明してもらいたいし、その上でJSPの復員のために日本商船のクルーを乗船勤務させる必要性についてSCAPに再考を促すようにしてほしい。③4隻の日本海軍艦艇の使用に関して、SACSEA・SCAP間で合意されているのか否か知らないが、SCAPからの電文はSACSEAが日本船の使用について触れていなかった旨を指摘している。しかしながらこれはSACSEAとSCAP間で直接解決すべき問題である<sup>(8)</sup>と考える。

47年1月17日、SEALF(前年11月30日にSACSEAから名称を変更)司令部はSCAPに対して、次のような極秘の暗号電文を送った。

第1に、英軍参謀総長は、英国船という語句はSEALFの提案で日本船を包括する英国統制下の船舶を含むことを意図していたと説明を受けており、またそのように説明している。日本商船から最大限の支援が得られることを前提として、英国政府は46年10月に、「米軍船舶の支援を要請せずに残留中のJSPを47年中に復員させることができる」と米国政府へ伝達したのである。それゆえ、貴官が日本商船4隻のクルーを用いた早急な復員業務に対して異論を唱えていることに苦慮している。われわれは日本船のクルーに英国統制下のクルーを充当することは

不可能であるどころか、第10方面艦隊が認めている運航船舶数からして必要人員をクルーに転用できない。

第2に、われわれは47年前半の数カ月間に、合理的な割合でJSPの復員に全力で取り組むつもりであり、その点から貴官が再考していただければ大変有り難い。またJSP用の商船クルーへの提供に応じていただければ大変有り難い。われわれは日本人クルーが同胞の帰還のために献身的に働いているとの見地から、これを是認している旨を示唆したい。

第3に、われわれは日本への航海に不適当な商船のクルーに対しては、最優先で復員させることを受諾する。もし貴官への支援になるならば、クルーの管理をシンガポールと（広島県の）呉の英国海運会社に委ねることも可能である。

第4に、われわれは日本艦艇3隻の使用についてまったく異議はない。どうか11月30日付のSACSEA文書内の最後の一節は無視してほしい。もし日本艦艇の補修後に彼らの役割が免除されるなら、その期間における彼らの使用は大変望ましい。彼らは商船以上に迅速に動けるし、しかも航海術に長けている。<sup>(9)</sup>

以上のように英国側はマッカーサーに対して、旧日本海軍艦艇の使用許可と日本商船のクルー充当への理解と協力を要請したわけである。

また同月24日にも、ロンドンの外務省から東京の代表部宛に次のような釈明と要請のための公電が送られた。われわれが意図している「英国船」という語句は、米国船の役割を免除したいという意味にすぎない。JSPの復員のために英国統制下の日本船を使用したいとのSEALFの要望にSCAPが同意してもらえることがもっとも望ましい。この要望がSCAPによって承認されていないならば、貴殿ないしガードナーがマッカーサーの了解を得るために行動を起こしていただければ大変有り難い。<sup>(10)</sup>

続いて2月5日にも外務省は重ねて東京の連絡代表部に対して、も

し残留 JSP のすべてが 47 年末以前の段階で帰還することになれば、東南アジアの復興に多大な損害をもたらすだろうと強調した上で、マッカーサーとの協議を促し、1 月 31 日に依頼した「復員船のための日本人クルー」約 400 名を使用することの了解を引き出すよう求めた。<sup>(11)</sup>

これに対してガスコインは、8 日、次のような回答を極秘・迅速文書で本省へ送った。①ガードナーは渡英したので、私が本日 SCAP にこの件で会見し、日本人クルーを英国統制下の日本商船に乗船させることと、東南アジアからの JSP の復員は今年末以前ではなく、年末に完了させるという点について彼の意向を質した。②マッカーサーは、クルーに関しては英国側に満足な結果を出せるように「最善を尽くす」が、SCAP が最終決定を下す前に、SEALF から SCAP 宛文書 (969465 号) への回答を得たいとほめめかした。③マッカーサーは、「英国当局が英国船という語句の中には日本人クルーとともに英国統制下の日本船を意図する、との内容をなぜ事前に明白にしなかったのか遺憾である」と述べた。これらクルーを備えるには、(a) 米国政府と米労働同盟間の公約、(b) 46 年以降は復員目的のために日本人クルーを使用しないとの日本政府との約束、といった SCAP なりの難しさがある。それゆえ、両公約の変更は彼自身の名誉に関わるばかりでなく、「良い代替方法を探し出す」時間が必要である。<sup>(12)</sup>

つまり、英国側の要請は穏当なものではあるが、マッカーサーにとっては、日本との公約の件はともかく、米労働同盟との関係の方が面倒であるから、無条件での承諾は難しい旨を報告したのである。英国側はマッカーサーが理屈を捏ねていると感じながらも、マッカーサーの機嫌を損ねることなく、慎重に解決の方途を見出す以外になかった。

### 3. 英国側の再検討

英国政府と現地部隊は、予想もしなかったマッカーサーからの旧日



本海軍艦艇の使用に関するクレームと、日本商船への日本人クルーの充当に関するクレームによって、復員計画の再検討を余儀なくされた。1947年2月13日、主要閣僚委員会の統合行政計画部は、外務省とともに東南アジア軍司令官（SEALF）から国防省宛の2通の電文（1月6日付と17日付）について協議し、次のような詳細な現状分析を行った。

第1に、現在われわれが検討している日本船が復員支援に参入できるか否かが判明するまでは、東南アジアに残留する総計8万5千名の月々の復員割当人数を決めることが不可能であるばかりでなく、復員したJSPの代替労働力を海外から搬入させる問題を検討するのも不可能である。

第2に、そもそもSEALFが月々の復員者数の承認を参謀総長に求めていたのは、日本商船4隻および日本軍艦3隻の雇用を継続できると想定していたからであったが、SCAPから、(a) 英国側の「英国船」という意味が東京では疑念をもたれていること、(b) 復員船を一定期間不使用のまま保持したことの無駄と、日本で待機する接待センターの費用が無駄になったことが指摘されており、日本船問題の進展が難しくなっている。

第3に、SCAPは、もし英国がJSPの早期復員に尽力するつもりであるならば、英国を支援する用意があると提言しているが、①すべてのJSPは「47年6月1日まで」に日本に帰還させること、②これを英国が容れるならば、SCAPは同年2月から5月まで月々3万人を限度とする復員用の船舶を供給すること、③ただし同船の往復の燃料と緊急の必需品を英国側が用意すること、を必要条件としている。

第4に、2月5日、外務省は東京の連絡部にSCAPへの接触を命じ、日本商船4隻への日本人クルーの乗船勤務に関して同意を得るよう求めたものの、SCAPは上記の第3への回答を優先的に求めたため、早急にその回答をSCAPへ伝えることが重要案件となっている。

第5に、われわれが日本商船4隻の使用を求める理由は、月々平均3千名のJSPを送還したいと考えるからであり、もし47年3月にJSPの復員を開始すれば同年末までに総計3万名となり、残留JSP8万5千名の約三分の一を輸送できる計算となる。

第6に、運輸省は英国船だけによる復員計画の遂行は無理であると考察しており、SCAPが申し出ている米国船の供給を応諾するよう主張している。ただしSCAPが要求する「本年6月1日までの復員完了」は、われわれが考えている東南アジア復興計画に最悪の影響を及ぼす。とすれば、やはり4隻の日本商船の雇用は不可欠である。

第7に、SCAPはJSPへの賃金支払い問題に論及していないが、英財務省は「賃金支払によるドル支出を極力避けたい」と願望しており、そのためにもこの復員計画における日本商船4隻の雇用と使用は、SCAPからの米国船の提供が十分にせよ不十分にせよ、非常に望ましい。

第8に、帰還するJSPに代わって、シンガポールとマラヤから質の高い労働者を受け入れざるをえない。もし中国人の労働力を空輸することが困難であるならば、海路からの輸送方法しかなく、そのためにも日本人クルーの使用が不可欠であり、その点からもSCAPの承認を求めざるをえない。<sup>(13)</sup>

以上のような現状分析に基づいて、統合行政計画部は参謀総長がSEALFに対して、次のような勧告を行うよう決定した。

第1に、貴官は日本商船での日本人クルー勤務問題に関して、至急SCAPへ回答すべきである。この件が決着するまで、われわれはJSPの復員数の割合や船舶の準備を決定できない。ただし、(a)「47年末まで」というJSPの残留期間はすでに十分検討され、英国の最高レベルで承認されており、その点に関して、米国政府ないしSCAPから敵対的反応はない。したがって、これに依拠してビルマ、マラヤ、シンガポールの復員計画が実施されるべきである。(b)依然として英国船の立場は

非常に危機的であり、JSPに代わる労働力の移送を行う必要がある。(c) われわれはドル支出を回避すべきであり、それゆえ、JSPの復員は段階的に実施されねばならない。SCAPが提供を申し出ている船舶の利用を極力避けられるように、JSPの代替労働力の輸入を考慮せざるをえないが、その問題の検討以前に、また日本人クルー問題が決着する以前に、貴官の提案が明示されれば大変有り難い。

第2に、SCAPが申し出ている米国船の提供については、われわれはその全部あるいは一部でも受け容れるか否かは未決定であるものの、感謝の念は示すべきである。

第3に、貴官は旧日本軍艦を使用できるようSCAPに対して圧力を加え続けるべきである。

第4に、現在ソ連の影響下にあるJSPの復員に関して、今の段階ではSCAPとの合意に関連づけることは不得策であり、勧められない。<sup>(14)</sup>

要するに、「47年末」という目標に向けたJSPの漸進的撤退方針が厳守されねばならない、との結論であった。なぜなら、①最高レベルでの決定であり、②英国船の状態が最悪であり、③東南アジアの復興計画にプラスする、④ドル支出を抑制できる、⑤JSPの代替労働力を移送できる、からであった。

以上のように、極めて重要な勧告草案が統合行政計画部でまとめられた。結局英国側としては、マッカーサーが提供を申し出ている船舶の受容に関しては「未決定」としながらも、彼が要求する「47年6月1日までの復員完了」については、上記の4つの理由をもって明確に拒否し、あくまでも同年一杯まで段階的な復員を実施するとの既定方針を貫くことを決定した。半面、マッカーサーに対しては日本商船および軍艦への日本人クルーの乗船勤務を承認させようとの外交戦術を定めたわけである。またしても英国側は強気であった。ただし、JSPへの労働賃金支払、JSPの代替労働力の確保という新たな課題も浮上した。

なおこの草案文は翌2月14日に正式に文書化されて参謀総長に報告され<sup>(15)</sup>、24日には機密暗号電文として参謀総長から SEALF へ伝達された。<sup>(16)</sup>

#### 4. JSP への労働賃金問題

JSP に対する「労働賃金支払いの是非」という問題は、終戦直後からの英軍側の課題であった。同時に、支払に肯定的なマッカーサーおよび米軍側と、逆に否定的なマウントバッテンおよび英軍側との間の懸案事項でもあった。それでも JSP の復員が進展しない段階では、米英間の相違や対立は表面化することはなかったものの、東南アジア地域やその他の地域から JSP の復員が漸進する過程で、徐々に両国間の方針の違いが顕現化していき、1947年初期以降になると、双方の対立は避けられないものとなった。

47年2月6日、SCAPの総司令部は英国代表連絡部長（ガスコイン）に対して「JSPへの労働賃金支払」と題する覚書を発し、その中で、公務に従事した降伏者の補償費用の支払いが求められる旨を伝えた。<sup>(17)</sup>

そこで同日、ガスコインはロンドンの本省に対して、極秘文書（「東南アジアのJSPのための労働賃金支払」）を発信し、GHQがわれわれの要望（労働賃金の支払い無し）に同意していないため、ワシントンの英国大使館が米国政府に接触し、早急にSCAPを同意へと導くような指示を発するよう依頼した。<sup>(18)</sup>

一方で米務省は、同月26日、英軍管轄地域および中国地区などからすでに復員したJSPが「労働賃金支払証明書」を提出し、日本政府から“円貨”で労働賃金を受理していると伝聞している旨を指摘して、英国側を暗に批判した。加えて務省は、日本政府がこの受理を継続するのに障害はないと考えているものの、この証明書の提出による外貨交換という問題の最終的な処理は、ワシントンの極東委員会（FEC）によっ

て決定されるべきであると見なしており、FECはそのように処理しようとしている、と声明した。<sup>(19)</sup>

これに対してガスコインは、3月13日、本省に対して次のような極秘電文を送った。

第1に、SCAP 総司令部内の某部署への非公式な接触の結果、ワシントンの国務省からの情報は誤りであることが判明した。英国地域から復員したJSPが労働賃金支払証明書を提出した事例は一つもない。私はこの点を確認できる公式回答がSCAPの総司令部から出てくることを期待しており、総司令部はその件を再度取り上げる旨を約束している。

第2に、総司令部は、中国地域から復員した多数の者が労働賃金支払証明書を提出しようとしたが、SCAPからの指令を受けた日本政府は、東京における中国政府の代表機関の設置が遅れていることを理由として、賃金の支払に応じようとしなかった。さらに中国政府もこの点の配慮を拒否したため、本件のすべてがワシントンの極東委員会の決定に付託されるに至ったことを私は知った。<sup>(20)</sup>

さらにガスコインは、同月20日、本省に対して、今回の中国地区で発行された賃金支払証明書による行動からすれば、SCAPがSEALFから発行された労働賃金証明書を拒否する危険性がある、SEALFは本件のすべてをワシントンの極東委員会が決定することを棚上げする方が望ましいと考えるかもしれないので、その旨をワシントンへ伝えてほしいと促した。<sup>(21)</sup>

こうして英米関係は、先述した日本船および日本人クルー問題に加えて、このJSPへの労働賃金支払問題によってさらに悪化していったのである。

注

- (1) < S > From Cabinet Offices to JSM Washington, Info: SACSEA, UKLM Tokyo, Nov 4, 1946. < FO 371/54245 >
- (2) (3) < S > CSA(46)124, Principal Administrative Offices Committee, Subj: S.E.A.C. - Repatriation of Japanese, Dec 10, 1946. <同上>
- (4) (5) < S > JAP(46)77(Final), Chiefs of Staff Committee Joint Administrative Planning Staff, Subj: Retention of J.S.P. in South East Asia During 1947, Dec 17, 1946. <同上>
- (6) (7) (8) < S > C.S.A.(46)135 Principal Administrative Officers Committee, Japanese Shipping in South-east Asia, Report to the Chiefs of Staff, Dec 30, 1946. <同上>
- (9) < S > From GHQ SEALF to SCAP, Info: Ministry of Defence, UKLM Tokyo, JSM Washington, Jan 17, 1947. < FO 371/63740 >
- (10) < S > From Foreign Office to Tokyo, Jan 25, 1947. <同上>
- (11) < S > From Foreign Office to Tokyo, Feb 5, 1947. <同上>
- (12) < S > From Tokyo to Foreign Office, Subj: Repatriation of Japanese surrendered personnel, Feb 8, 1947. <同上>
- (13) (14) < S > JAP/P(47)5(Draft), Principal Administrative Officers Committee Joint Administrative Planning Staff, Subj: Retention of J.S.P. in South East Asia During 1947, Feb 13, 1947; < S > JAP/P(47)5 (Supplementary Terms of Reference), Principal Administrative Officers Committee Joint Administrative Planning Staff, subj: Retention of J.S.P. in South East Asia During 1947 - SEACOS 802 and 809, Feb 13, 1947. <同上>
- (15) < S > C.S.A./P.(47)22, Principal Administrative Officers' Committee, Subj: Retention of J.S.P. in South East Asia During 1947, Report to the Chiefs of Staff, Feb 14, 1947. < CO (植民地省) 537/2493 >
- (16) < TS > From Ministry of Defense to S.E.A.L.F., Info: UKLM Tokyo, JSM Washington, Feb 24, 1947. <同上>
- (17) GHQ/SCAP, Memorandum to: Head of United Kingdom Liaison Mission, Subj: Working Pay for Japanese Surrendered Personnel, Feb 6, 1947. < FO 371/63740 >
- (18) < S > From Tokyo(UK Liaison Mission in Japan) to Foreign Office, Feb 6, 1947. < CO 537/2493 >
- (19) From Washington to Foreign Office, Feb 26, 1947. < FO 371/63740 >
- (20) < C > From Tokyo to Foreign Office, Mar 13, 1947. <同上>
- (21) < S > From Tokyo to Foreign Office, Mar 20, 1947. <同上>

## (8) 残留南方軍の復員計画の進展

—1947年1月から3月まで—

### 1. 外地日本軍の復員の進展

この間、海外に留まっていた日本軍の復員はどの程度まで進展していたのであろうか。

1946年9月24日時点で連合国軍最高司令官総司令部（GHQ／SCAP）が明らかにした日本人の復員状況は、下記の図表5のとおり、日本外の旧日本軍総数59万2,900人のうち、本土への帰還者は45万768人、未帰還者は140万2,132人であった。つまり外地全体の76.4%が帰国できたものの、依然23.6%が祖国に戻れない状態にあった。

東南アジアに関しては、70万4,848人のうち、帰還者が60万7,559人、未帰還者9万7,289人であり、インドネシアの残留者1万3,500名を併せると、合計11万789名が依然強制労働を余儀なくされている状態にあった。東南アジア以外では、ソ連が管理する満州地域に65万、樺太に45万、朝鮮北部5万、千島4万3千、米国管理下のフィリピン4万3千、中国管理下の台湾2万3千程度が残留するだけであった。<sup>(1)</sup>

<図表5>

地域	当初の勢力	同期間内の帰還	期日までの帰還	帰還すべき数
朝鮮南部	59万1815		59万1563	252
フィリピン	13万3635		8万9998	4万3637
太平洋諸島	13万1145		12万3476	7669
琉球	6万1051		4万9933	1万1118
周辺の諸島	6万2389		6万2389	0
豪州	13万9190		13万7383	1807
ニュージーランド	797		797	0
中国	150万1329		149万4592	6737
台湾	47万7881		45万4760	2万3121
華北	3万1583		3万1583	0

香港	1万9341		1万8993	348
満州	130万9000	4万3507	65万9034	64万9966
ソ連地区				
・朝鮮北部	26万7718	1万0803	21万8526	4万9192
・千島	4万3345		0	4万3345
・樺太	44万9000		0	44万9000
東南アジア	70万4848	483	60万7559	9万7289
蘭印	1万3500		0	1万3500
ハワイ	5333		182	5151
計	594万2900	5万4793	454万0768	140万2132

翌47年を迎えると、ようやく蘭印（インドネシア）からの復員が開始された。1月15日、終戦連絡中央事務局（CLO）を介してGHQ副官部のクーレー（John B. Cooley）大佐から日本政府宛に、①蘭印にて抑留中の日本人すべては、戦犯容疑者を除き、47年5月31日以前に帰還する、②先陣の計2,350名（うち600名が病人）が帰還船2隻によって同年2月1日に呉港に到着する、③帰還を待つ抑留者に対しては日本政府から衣服が供給される旨が伝達された。<sup>(2)</sup> この復員の情報は、1月24日に在日英国連絡代表部（UKLM）でも確認された。<sup>(3)</sup>

前年10月29日にCLOの朝海総務部長がSCAP宛書簡で、人道的見地から迅速な帰還措置を訴えたことが、ようやく実現へと踏み出したのである。GHQの報告通りに蘭印からの復員が進展するとすれば、もはや6月1日以降は、東南アジア地域では英国管轄地域（ビルマ、マレー、シンガポール）のみが日本降伏者（JSP）を残留させるばかりとなった。

## 2. JSPの復員計画をめぐる英国内部の混迷

では英国管轄地域におけるJSPの状況はどうであったのか。

1947年1月29日、英陸軍省は現地JSPの間で「復員期日が不確定であるためにモラルや規律が悪化している」とのSEALF総司令部からの報告を重視し、次のような機密暗号電文を最速でSEALFに返信した。



①貴官はJSPに対し、僅かな人数の復員が本年3月に開始される旨を伝えてよい。②ただし貴官は復員の完了期日を何ら言明してはならない。<sup>(4)</sup>

英軍側は現地JSP側に若干名にせよ帰国できるとの朗報をもたらすことで、彼らの士気を高め、労働効率を上げる方針に切り替えたのである。

ただしロンドンから公表を禁じられたJSPの「帰還完了期日」に関しては、すでに前年9月22日に英国政府の最高レベルで「1947年末」と決定済みであり、したがって、いつ、どのように現地のJSPにその事実を明言するかは火急の課題となった。実際、シンガポールのSEALF総司令部から特別長官キラーン宛の1月29日付極秘文書は、次のように伝えていた。

第1に、今や東南アジアに残留するJSPすべてを47年末までに復員させることが明白であり、SEALF総司令部は可能な船舶を運用することで、(a)3～8月は月々5千名、(b)9月に1万名、(c)10～12月に月々1万5千名という輸送計画を立てている。

第2に、シンガポールにSEALF総司令部代表(委員長)、マラヤ総督、シンガポール政府特別長官の3名から構成される「復員委員会(A Repatriation Committee)」が設置され、JSPの帰還船問題を定期的に検討し、復員の優先順位を主要閣僚委員会(PAOC)へ勧告している。

第3に、同委員会の第1回会議が1月16日に開かれ、委員長の要請でビルマのウ・ミヤット・タン(U Myat Tun)が出席し、この勧告に同意した。ビルマ政府は同委員会に代表を出すべきであり、さらに小委員会がラングーンで設置されれば最善である。

第4に、本計画はまだワシントンには明示されていないし、これに関する情報も米国や日本にまったく伝えないよう要請したい。<sup>(5)</sup>

以上のように、英国内部ではJSPの実質的な復員計画が着々と進められていた。

ところが46年末から翌47年2月にかけて、既述のように、マッカー

サー側から日本船の使用に関する予想外の干渉に直面した結果、主要閣僚委員会（PAOC）下の統合行政計画部は、2月27日、「東南アジアにおけるJSPの残留」と題する極秘文書を国防省のサミュエルソンがまとめ、次のように、2月3日付文書の修正を図った。

第1に、統合行政計画部は運輸省と協議し、主要閣僚委員会に対して、日本人クルーによって運営される日本船が復員支援に参入可能と判明するまで、東南アジアに残留する8万5千人の月々の復員割当問題と、JSPに代わる労働力の導入問題に着手できない。ただし第2に、復員計画問題と労働力の代替問題は、SCAPからの見解を得た後に直ちに報告草案を完了できるように検討を続けるべきである。<sup>6)</sup>

つまり、英国側は準備を怠らないものの、現地主導の復員計画をひとまず保留して、英米対立の推移を見守る姿勢に転じたのである。

しかし3月に入ると、英国側の方針は振り子の原理のように元へと戻り始めた。同月5日、運輸大臣のバーネス（Alfred Barnes）はマクニール（Hecter McNeil）に、以下のような文書を送付した。

①マッカーサーは「JSPの復員を6月1日までに完了するならば、8万3千名の残留者の帰還のために十分な米国船を提供する」と申し出たが、現地の政府当局や民間側はこれに反対し、あくまでもJSPは12月末までに漸進的に帰還させるべきであると主張している。②最後列の日本人グループは年末の数カ月間に帰還させるが、その場合でも、日本人の代替労働力としてセイロン人を2万人程度移入させる必要が生じるだろう。③ただし現地側の要求は、日常的な船舶まで復員用に追加して調達せざるを得ないほど、当初の予測の限度を著しく超えており、もはや現地側の要求には応じられない状況にある。④そこで船舶に関しては、マッカーサーの申し出を受諾するか、48年までJSPの復員期間を延長するか、これら以外に選択肢はないが、前者はJSPを労働者として使用している当局には受諾し難いし、後者は延長を嫌う外務省が反対

するだろう。

以上を踏まえて、バーネスはマクニールに、どちらの方が良いのか、米国との同意を優先するのか否かを問い質した。またバーネスは、下記の図表6のような復員割当数に若干の変更を加えた数値表と、48年までずれ込んだ場合の日・英船の分担割当数も提示した。<sup>(7)</sup>

<図表6>

1947年	<現在の計画>		<計画遅延の場合>	
	SEALF 提案人数	日本船と英国船の分担	日本船と英国船の分担	日本船と英国船の分担
3月	5000	3000 2000	3000 2000	
4月	5000	3000 2000	3000 2000	
5月	5500	3000 2500	3000 2000	
6月	5500	4000 1500	4000 1500	
7月	6000	4000 2000	4000 2000	
8月	6000	4000 2000	4000 2000	
9月	12500	4000 8500	4000 2000	
10月	12500	4000 8500	4000 2000	
11月	12500	4000 8500	4000 2000	
12月	12500	4000 8500	4000 2000	
計	83000	37000 46000		
1948年				
1月	—		4000 2000	
2月	—		4000 2000	
3月	—		4000 3000	
4月	—		4000 3000	
			計	53000 30000

このように英国は、復員完了期限を延長する場合に備えた計画も検討し始めたのである。

続く14日、外務省のチェーク (D.J. Cheke) も次のように提案した。

第1に、運輸大臣は復員計画を今年末までに完了するには船舶の調達  
が厳しいと述べている。マッカーサーが米国船の提供を申し出ているが、  
それはわれわれの復員計画を7カ月前倒しした47年6月1日までの完

了を条件としており、この条件では、現地の復興計画のために日本人労働力を同年一杯まで使うとの前提に合致せず、受諾できない。運輸大臣は、①マッカーサーの申し出を受諾する、②復員を来年まで延長する、の二者択一しかないと言明しているものの、①は深刻な反対に直面するであろうし、②は米国政府およびマッカーサーの信頼を裏切ることとなる。

第2に、われわれは必ずしもバーネスが示している選択肢に限定されるものではない。3月1日に SEALF がマッカーサーに対して、彼が要求する6月1日までという期限を英国側にとって受け容れ易いものにしてほしいと要請している。まだマッカーサーからの回答に接していないが、彼はある程度の船舶を割り当てる用意をしているのかもしれない。となれば、年内の復員割当数を均等させれば、JSP の帰還は困難にはならないかもしれないし、9月以降の船舶の乗員数に過度な重圧を加えなくても済むかもしれない。

第3に、この件に関するわれわれと米国政府間の誓約は、十分重視されねばならないし、それを実行せねばならない。マッカーサーはこの機会を捉えて、東京の英国連絡代表部長（ガスコイン）に対して、友人的な態度とはいえ、非常に強い言葉で語っている。彼は「もしわれわれが約束を遵守しなければ、米国世論の間で英国への深刻な反発が生まれるばかりか、日本でも反英感情の波が起こるだろう」と警告している。英首相とマッカーサー間の使者も、「もし英国政府が復員を越年させれば、きわめて不幸な事態を迎える」と考えており、また米國務長官も JSP の越年残留に対して強く反発することが予測される。

以上のように、チェクスは國務大臣がバーネス運輸大臣に対して、「英国側が米国政府に与えた言質を厳格に守るよう強く求める回答を発するであろう」と総括した。<sup>(8)</sup>

チェクスが上記の3でも指摘したとおり、東京ではガスコインがマッカーサーに会見し、6月1日という期限を多少とも緩和できるか否かを

模索していた。3月12日、ガスコインは本省のSEALF担当政治顧問主任であるデニング(Maberly E. Dening)に秘密の個人的文書を送った。その中で、マッカーサーは私に対して、同月1日付のSEALFからの回答を通読した上で、「英国は47年末までに東南アジアからJSPを復員完了させるとの約束を遵守するつもりはないことが明白になった」と指摘し、すでに米国や日本で起こっている反発(國務省が日本人の残留をもっとも激しく批判しており、また日本の総理大臣から断続的に攻め続けられていると彼は述べた)からすれば、「英国政府は国際世論からもっとも始末に負えないところへ追い込まれると確信する」と言明した。

さらに彼は、「期限内に復員できなければ、米国や日本内部で反英キャンペーンが起こるだろう」と警告する一方、「ソ連は1月に5万人以下の復員を同国地区から実施することに合意し、さらに復員を加速させつつあるから、英国が年末までに日本人を帰国させなければ、ロシア人が英国人に勝つことになるだろう」と述べた。マッカーサーはこの復員問題を真剣に考えており、英国が公約を達成できなければ、「英国の名誉を傷つける汚点」となると考えている。彼は日本水域に何隻かのリパティ船を配備しているが、それは朝鮮での衝突に備えたものである。以上はマッカーサーが個人的に私に話したため、この内容を外務省外に漏らさないでほしい。「私は今年末までの復員完了のためにあらゆる努力をするし、もし貴殿が私に対して、SEALFに英米間の合意は永遠であると再確認させる許可を与えてくれるなら、大変有り難い」と締めくくった。<sup>9)</sup>

要するにガスコインにとっては、6月1日という期限の緩和どころか、年内の復員完了の達成こそが当面の緊急課題となったわけである。しかもマッカーサーが英国の復員の遅延状況をソ連の場合と比較して非難したため、ますます英国の立場は苦しいものとなった。

実際ソ連政府は46年10月に日本国籍の戦争捕虜および民間人の復員を開始する決定を下し、翌47年2月15日時点で、合計14万5千人

以上がソ連地域とその統制下にある地域から日本へ送還されていた。<sup>(10)</sup>

ガスコインはさらに同日、再度デニングへ迅速の機密文書を送り、「マッカーサーが復員計画の不履行について憤慨している」旨をシンガポール当局に説明すべきであり、自分は出向けないので、シンガポール経由で日本に戻る予定のガードナーにこの件を託すよう手配したいことと、デニングから SEALF に対して、「3月11日付のマッカーサーから SEALF 宛文書への回答を早急に出すよう圧力をかけてもらいたい、マッカーサーはその遅れに強い不満を述べている」と伝えた。<sup>(11)</sup>

このようにマッカーサーおよび米国政府の圧力を受けて、英国側は混乱に陥り、復員計画の再度の見直しを余儀なくされたのである。

### 3. 残留日本人の復員計画をめぐる英国側の執拗な態度

ところがマッカーサーは、ガスコインを介してシンガポールの SEALF とロンドンの英国政府に復員期限を厳守するよう強く圧力をかける一方で、懸案の日本人クルー問題では譲歩する柔軟性を示した。すなわち、1947年3月12日、ガスコインはシンガポールの SEALF に対する機密電文の中で、今朝マッカーサーと復員問題を再び取り上げた際、彼は私に貴官からの3月1日付文書（SEC1409）に対する返信文を見せ、日本人クルーの供給に関して、彼は「今貴官に対して完全な満足を与えた」と指摘した旨を伝達した。<sup>(12)</sup>

つまり、マッカーサーは「日本人クルーを日本船で勤務させる許可」を求めた SEALF に対して、承諾を与えたのである。英国側からすれば、久方ぶりの朗報であった。

この東京からの報告にロンドンも喜びの反応を示した。同月19日、国防省のサミュエルソンは SEALF 総司令部のコールズ（Coles）宛に極秘の暗号電報を送り、その中で、ガスコインの3月12日付の SEALF 宛電文から、「SCAP が貴官の3月1日付文書に大変好意的な

回答をしている。JSPすべての復員問題を早急に決着させるとの見地からすれば、SCAPの回答を嬉しく思う」と率直に述べた。<sup>(13)</sup>

ただし「SCAPは貴官が要求したことすべてを了解している、とわれわれは理解してよいのか」とのサミュエルソンの問いは、明らかに過大な期待であった。マッカーサーは6月1日の復員完了期限を緩和させる件について何ら言明していなかったからである。それでも英国側からすれば、マッカーサー側との関係改善の糸口を見出した意義は大きかったはずである。

このような経過を踏まえて、ロンドンの統合行政計画部は、「1947年中の東南アジアにおけるJSPの残留」と題する長文の極秘報告書草案をまとめ、主要閣僚委員会（PAOC）に提出した。その報告草案は、次のような骨子から構成されていた。

第1に、日本人クルーの日本船勤務に関して、われわれは必要数の日本人クルーを乗船勤務させる同意をSCAPから得たと理解し、47年4月（実際には3月）に最初の日本船が出航できると考えている。そこで目下、東南アジアに残留するJSP 8万3千名の復員の割当問題とJSP労働者の代替問題に重点が置かれている。

第2に、復員の完了期日に関しては、かつて英国船だけで46年末の復員完了が困難と判明した際、英外務省は米國務省に対して、47年末まで復員完了の期日を延ばすことに同意するように要請した。國務省からは公式の返信がなかったが、外務省は「黙認」したものと受け止めており、防衛委員会はその完了期日に関して未決定のままである。

第3に、復員の割当人数に関しては、英軍参謀総長はSEALFに対し、「47年5月から日本船を含む英国統制下の十分な船によって月々1万5千名の復員を確実に進めるだろう」と伝えた。ただし上記の復員の割合では47年末よりも早く復員業務を完了する可能性があるため、参謀総長はSEALFに対し、「47年を通じて復員を均等かつ段階的に行うこと

で同年末にうまく完了させる」よう伝達している。この要請に従って、SEALFは47年1月6日付の参謀総長宛返電で、「JSPの月々の復員割合は1～2月ゼロ、3～8月5千名、9月1万名、10～12月1万5千名とする」旨を明らかにした（これはバーネス運輸大臣案と比べると、全体的にJSPの帰還を遅くさせ、9～12月期に集約させる案へと変更されている）。ただし運輸省は、船舶の調達に現在非常に難しくなっているため、SEALFが示唆するような復員の割合人数を準備できないと回答している。

第4に、東南アジアにおける労働力の必要性に関して、①ビルマではJSP1万8,400名が陸軍によって雇用されているが、SEALFは現地の労働状況が改善されつつあるため、彼らは代替無しで復員できる。②同じくマラヤ・シンガポールでは計2万6千名が公共事業のために雇われているが、東南アジアの各司令官は、JSPの代替労働力が可能になるまでは、これら2万4,600名を必要とする。③ビルマ政府は約1万2,300名を雇用しており、47年6月1日以前にJSPすべてを解放する用意がある。④マラヤ・シンガポールでは1万250名が民間当局によって雇われており、植民地省は47年中まで彼らを必要とすると述べている。⑤ビルマとマラヤ・シンガポールでは行政面で3千名と6,500名が各々雇用されており、病人が各1,500名と4,800名おり、全体の8万3千名のうち、マラヤ・シンガポールでは代替労働者が見つかるまでは、公共事業用に2万2,100名と2,500名（47年9月1日まで）、民間事業に1万250名、行政者に6,500名、その他病人4,800名、計4万6,150名を保持する。

第5に、代替労働者の導入以前におけるJSPの撤退がもたらす影響に関して、①民間労働力の準備を検討する主要閣僚委員会は、JSPの代りとして、海外から軍人の労働者を必要とすると結論している。②シンガポールの行政委員会は、JSPの代替労働力が移入されなければ深刻な結果を生じると主張している。とくに海軍ドックの業務や船舶の修



復業務も停止せざるをえなくなるし、シンガポールの陸軍では現在進行中の業務が放棄されよう。加えて約6千名の軍隊がテント生活を余儀なくされ、多くの民間の財産が無期限に放置されよう。現在マラヤ陸軍に雇用されている民間人は他の分野に移る必要があり、すべてのプロジェクトが中止となるだろう。<sup>(14)</sup>

第6に、JSPの代替労働力の供給源に関しては、①SEALFは香港から中国人労働者をリクルートするための政治的な配慮をしているが、インド人は現在の政治状況から難しい。②セイロン政府に同国人1万3,500人の労働隊を要望しているが、9月以前に獲得できるとは予想していない。③47年3月4日、SEALFは陸軍省にJSPは日本からの労働力によって代替されるべきである旨を伝えたが、外務省がそれに反対するだろう。

第7に、JSPの復員船の可能性に関して、①われわれは、SCAPが日本の商船に必要なクルーを用意してくれるばかりか、日本軍艦の使用も許すだろうと考えている。帰還は4月にスタートし、月々に平均4千名を乗船させ、47年末には3万6千名に達するだろう。②英国船がすでに可能なスペースを用意しており、3月には3千名のJSPを復員させようとしている。運輸省は月平均2千名の乗船が4月から可能になり、47年末までに合計2万1千名を送還できると考えている。それはいずれ2万6千名まで増員できるように特別手配がなされるだろう。運輸省は代替労働力に関する公約があり、JSPの復員に必要な英国船の供給にきわめて消極的である。

第8に、問題解決の方法に関して、①東南アジア当局を満足させる解決策は、48年5月1日まで復員の完了期日を延ばすことであろう。これは英国船ないし米国船を特別に手配しないで復員計画を完了できる。この場合、東南アジアでは47年10月以前に最低限必要とされるJSPの人的要件を下回ることにはならない。②外務省は47年末までにJSPの復員を完了させるための政治的理由を強調する。その時点で米

国の統制地域からすべての JSP が撤退しているし、ソ連地区からの復員が英国地区よりもはるかに進展している点から考察すれば、英米間に敵対的な関係をもたらすことは避けられないと外務省は考えている。③もし外務省の見解が是認されるなら、同時に 47 年 7 月以前に東南アジアから JSP の撤退によって東南アジアの必要条件を後退させることなく、その時点で JSP の代替労働者が到着しているなら、運輸省は 47 年 7 月から 12 月までに JSP 2 万 6 千名の乗船を実施する必要があるが、そうすると、運輸省は貿易船を元に戻す予定が大幅に遅れるだろう。④われわれは SCAP からの船舶提供の申し出を喜んで受諾するよう勧めているわけではない。47 年 7 月 1 日までに 3 万 7 千名を輸送するとしても、そのうち日本船と英国船が輸送できるのは 1 万 5 千名でしかない。47 年 7 月末以前に東南アジアでは、労働力の補充無しに JSP を 4 万 6 千名以下にはできない。

以上の諸点を踏まえて、統合行政計画部は次のことを結論とした。(a) 高質な JSP の代替労働者はまだ確定的ではないが、セイロン人 1 万 3,500 名を獲得する見通しがあり、また外務省の反対論を除けば、日本の軍隊から労働隊を得ることは決して困難ではないであろう。ただし最速でも、47 年 7 月以前に代替労働力を獲得する可能性はない。(b) もし代替労働を獲得する以前に JSP が復員すれば、マラヤ・シンガポールに深刻な影響をもたらすため、それは避けねばならない。(c) 47 年 7 月までに英国統制下の船舶の可能性はなく、英国船に JSP を乗船させるのは難しい。(d) もし 48 年 5 月 1 日まで JSP の復員完了が達成できなければ、7 月末以降、船舶の追加が要求されよう。<sup>(15)</sup>

こうして英国政府側の JSP 帰還方針が定まった。あくまでも JSP の復員完了は、①ビルマ、マラヤ・シンガポールなど現地の復興にマイナスにならないことを絶対条件とし、②そのためにはマッカーサーからの支援申し出を反故にしてまでも、47 年末までに復員を急ぐことなく漸

進的に実施する、③それが結果的にできなければ、復員を48年5月まで延期させても致し方ない、との方針であった。

それは、米英関係の悪化や国際世論の反対を顧みない頑な姿勢であり、結局、対米関係を重視する外務省側の主張が現地 SEALF らの強硬姿勢によって押し切られたことを意味したのである。

#### 4. 残留 JSP の復員をめぐるマッカーサーの譲歩

1947年3月11日、SCAPのマッカーサーは SEALF へ返信し、次の4点を伝達した。① SCAP は同年中に日本商船4隻（ぼごた丸、ちょうらん丸、たいあん丸、きざん丸）への日本人クルーの乗船勤務を許可する。これら商船は SCAP の統制下に置かれ、東南アジアの港から日本までの JSP の復員用に使われる。② 3隻の日本軍艦を復員用に雇うのは乗客容積が小さいから望ましくない。その代わりに SCAP は上記①に述べた条件で同程度の船舶を用意する。③ SCAP は延期されている東南アジアからの復員を支援するため、47年6月1日まで月々1万5千名を輸送できる SCAP 統制下の日本船を追加する。英国は以前と同様に、往復燃料の提供と緊急時の供給を SCAP 統制下の船舶に対して実施する。④英国側の復員計画を早急に SCAP へ提出するよう要請する。

このようにマッカーサーは SEALF に対して、日本人クルーを日本船に勤務させることを認めただけか、復員完了の期限には論及しないまま、米国船の即時提供と追加の配船すら提示するなど、大幅な譲歩を明らかにした。それは英国側からすれば、待望の朗報であり、またある程度、英国側の予想が的中したことを意味した。

同月15日、SEALF は SCAP への暗号電文で次のように回答した。

第1に、前記①に関して、ぼごた丸、ちょうらん丸、たいあん丸はすでにシンガポールへ向けて出航した。この3隻は SCAP の統制下で東南アジアから日本までの復員業務に従事することに同意している。前

記②に関しては同意するが、船名の確認を早急に求める。前記③に関する追加的な米国船の詳細を早急に要請する。

第2に、日本商船と日本軍艦の代替船によって、4月に9,700名、5月に1,200名、6月に8,500名、7月に1,200名、8月に8,500名、9月に1,200名、10月に8,500名、11月に1,200名、12月に5,700名、合計4万5,700名が乗船できると推定する。4月には遅延することなく、最大限の人員を他の地域から東南アジアへ移送できるだろう。きざん丸の修理を急ぐようシンガポール港湾部に要請している。

第3に、前記③に依拠して、われわれは米国ないし英国統制下の船舶で3万4,300名の乗船を要請する。ただし月々の輸送人数に加えて、4～5月に3万名乗船できる船舶を追加するとSCAPの提案を受容すれば、4万900名の復員となる。そのような大量の輸送人員の前倒しは、陸海空軍の公共事業で雇用されているJSP7万名のうち3万名の撤収を意味し、それはわれわれの業務計画上きわめて深刻な行政的反動をもたらすだろう。とくにビルマでの業務は分散しているため、2万4,700名を4月までに一カ所に集結させるのは不可能である。

したがって、われわれはSCAPの申し出に十分感謝しながらも、遺憾ながら完全に受諾できない。わが方では1万2千名の前倒し送還を準備しており、4月ではなく5月に1万5千名を、6～12月（できれば9～12月）の期間に計1万9,300名を帰還させる計画であり、そのための英国船を用意する必要がある。(16)

以上のように英国側は、あくまでも現地の復興事業を最優先する姿勢を崩さず、国益に基づく持論を粘り強く主張していた。とくにSEALF案は、先のバーネス運輸大臣案やPAOC案よりもJSPの帰還をさらに遅くさせるものとなっていた。当然ながら、米國務省は英国側の反応に怒りを露わにした。3月25日、ワシントンのインバーチャペルは本省へ機密暗号電報を送り、その中で、國務長官代理が英国統制下の東南ア

ジア地域における日本人8万2千名の復員に関して、「JSP」といわずに「日本人戦争捕虜」、つまり「POW」と指摘しつつ、これまでの駐米英国大使の覚書に論及し、その上で、米国政府は「ポツダム宣言の明確な意図と責務という見地から、東アジアの日本人の復員はできるだけ急速に完了されることがきわめて望ましく、英国政府はSCAPの提案に肯定的な姿勢を示すよう言明している」旨を報告した。<sup>(17)</sup>

米国からの圧力を受けて、ロンドンの外務省からシンガポールのSEALF総司令部には、同月27日、以下のような極秘・重要文書が上記の25日付文書とともに送付された。すなわち、第1に、46年10月に英国政府は「東南アジアのJSPの復員が47年末までに完了することを受諾する」と明言し、その復員は英国船によって遂行されることと、英国船とは東南アジア軍司令官の裁量で英国統制下の日本船を含むことを米国政府に説明している。

第2に、ところがJSPの解放計画を段階的に進める過程で、JSPの労働力の必要性と、船舶調達の可能性とのバランス上に難しい問題が生じた。つまり、復員を通年で平均化して段階的に進めないと、英国船の配船は厳しい状況になる反面、JSPの大半が残留せずに、しかもJSPの代替労働力が確保できずに12月段階でJSPが4分の1（約2万人）になるとすれば、東南アジアの再建計画は打撃を受けるだろう。このようなジレンマに直面して、復員の最終期日を「48年5月1日まで延期する」という意見が浮上している。

第3に、米国政府とマッカーサーは、「47年末に復員を完了させる」ことにきわめて熱心であり、この計画を加速させるようわが方へ非常に強い圧力を加えつつある。現在SCAPは米国船の無期限の提供まで言及しているが、「47年6月1日までの復員完了」にわれわれが同意することを要件としている。JSPの復員すべての問題と代替労働力の準備は今ここで緊急に検討され、貴官が推進する方向へと進みつつある。貴

官がすでに米国側に歩み寄る姿勢を示していることに感謝する。ガードナー将軍が4月1日にシンガポールに滞在するため、この問題について貴官が彼と意見交換することと思う。(18)

外務省と入れ替えに、同月25日には、在ワシントン英国連絡代表部(JSM)も国防省に極秘暗号電報を送り、米軍参謀総長が英軍参謀総長宛覚書の中で、改めてSCAPが「日本人の大量復員の目標期日を46年末と設定していた」ことと、同期間中にSCAPが日本人を帰還させるとの条件で米国船の提供を申し出たことに対して、「東南アジアで労働に従事する日本人約8万人を英国船で復員させる」という覚書を国務省へ送っていることを再び強調している旨を伝えた。(19)

米国務省も米軍上層部も、“最後通牒”的な厳しい覚書を英軍側に突き付けたといえる。またしても英国側は米国からの強い反動への対処を余儀なくされた。そのような緊迫した状況の中で、47年3月、ついに東南アジアの英国管轄地域から残留JSPの第一陣を乗せた帰還船が日本へ向けて出航したのである。

注

- (1) GHQ/SCAP, Subj: Status of Repatriation, Sep 24, 1946. < FO 371/54245 > なお前掲書『引揚げと援護 30年の歩み』85頁によれば、終戦の日以後1946年末までで、509万6,323名が引揚げている。
- (2) GHQ/SCAP, John B. Cooley, Adjutant General MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT, SUBJECT: Repatriation from the Netherlands East Indies, 15 January 1947. —前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。庭定男著『ジャワ敗戦抑留日誌(1946～47)』(龍溪書舎 1996年刊)4頁には、「復員は22年1月より再開され、オランダ軍が約束した期限より2カ月余り遅れ、最後の熊野丸が5月4日スマトラよりの組を含めて出港、1年半あまりの歴史を持つ作業隊は自然消滅、戦犯者とその世話のために残った少数を除き、日本人は完全にジャワより姿を消した」とある。
- (3) UKLM in Japan, British Embassy, Tokyo, Jan 24, 1947. < FO 371/63740 >
- (4) < TS > COS(47)26(0), Chiefs of Staff Committee, Subj: Repatriation of Japanese Surrendered Personnel, Jan 29, 1947. <同上>

- (5) < S > From Singapore to Governor of Burma, Jan 29, 1947. <同上>
- (6) < S > JAP/P(47)13(Terms of Reference), Principal Administrative Officers Committee Joint Administrative Planning Staff, Subj: Repatriation of J.S.P. in South East Asia, Feb 27, 1947. <同上>
- (7) Subj: Repatriation of Japanese Surrendered Personnel (J.S.P.) from South East Asia, Mar 5, 1947. <同上>
- (8) Minister of State, Mar 14, 1947. <同上>
- (9) < TS > From Tokyo to Foreign Office, Mar 12, 1947. <同上>
- (10) From Moscow to Foreign Office, Mar 5, 1947. <同上>
- (11) < TS > From Tokyo to Foreign Office, Mar 12, 1947. <同上>
- (12) < TS > From Tokyo to SEALF, Mar 12, 1947. <同上>
- (13) < S > From Ministry of Defence, London to SEALF, Mar 19, 1947. <同上>
- (14) たとえば、同年3月13日付の東京から外務省宛の極秘文書（主題「日本降伏者の労働賃金」）は次のように報告している。民間当局によって雇用されているJSPの代替無しに撤退すれば、シンガポールは打撃を受ける。1,310名のJSPが様々な目的で使われており、非常に危険な清掃事業のほか、600名が対マラリア業務、380名が夜の土壌除去作業に従事している。総督委員会の結論は、「町の清掃と夜の土壌作業に従事する労働隊は、47年の最後の引揚となるべきである。マラヤではもっと多数の7615名が雇われており、その業務は重要ではないとはいえ、彼らの撤退は食糧生産に影響を及ぼす。——< S > From Tokyo (UKLM in Japan) to Foreign Office, Mar 13, 1947. < CO 537/2493 >
- (15) < S > JSP/P(47)13 (Preliminary Draft), Principal Administrative Officers Committee Joint Administrative Planning Staff, Subj: Retention of JSP in South East Asia During 1947, SEACOS 802, Mar, 1947. < FO 371/63740 >
- (16) From SEALF to NOVAIR, Info: TROOPERS, UKLM Tokyo, JSM Washington, Mar 20, 1947. < WO 203/5969 >
- (17) < TS > From Washington to Foreign Office, Mar 25, 1947. < FO 371/63740 >
- (18) < S > From Foreign Office to Singapore, Mar 27, 1947. <同上>
- (19) < S > From J.S.M. Washington to Ministry of Defense, London, Mar 25, 1947. < CO 537/2493 >

## (9) 残留南方軍の復員開始

—1947年3月から5月まで—

### 1. 残留日本人の日本帰還開始と日本政府の提訴

1947年3月19日、GHQ副官部のクーレーは、CLOを介して日本政府宛文書（主題「東南アジアからの帰還」）で、ビルマのランゲーンから乗船した日本人2,140名を運ぶ復員船がほぼ3月19日に呉に到着する旨を伝えた。<sup>(1)</sup> 東南アジアからの第1次復員が前年9月に途絶えて約半年を経過していたが、ついに待望の第2次復員の第1報が届けられたのである。そして同日、英国船エンパイアプライド号が呉ではなく宇品（広島県）に着岸した。<sup>(2)</sup>

前年12月13日にCLOの朝海総務部長がSCAP宛書簡で、「英軍占領地区での日本作業隊9万1,000名が労働を余儀なくされているので、人道的見地より早期の帰還と待遇の改善等の措置を講じてほしい」と直訴してから、ここによく実現の運びとなった。

ただし依然として、現地に多数残留する同胞の過酷な処遇と環境が問題視された。翌4月26日、朝海はGHQ宛の書簡（主題「英軍および蘭軍管下の南方地域における日本労働隊の地位」）を送り、その中で、南方の旧日本軍は「降伏者」と呼称されているが、それは「国際法によって保障された戦争俘虜としての保護と権利を放棄することを決して意味しない、むしろ通常の戦争俘虜よりもより名誉ある扱いを受けてもよいはずである」、にもかかわらず「彼等は労働隊として扱われ、無償の労働を命ぜられている」、「米軍管下のフィリピンおよび中部太平洋諸島の日本将兵が戦争捕虜として扱われ、権利や保護が許されている」という事実からすれば、このような状況を改善するよう求めることは決して不合理ではなからう」と丁重に論じた上で、SCAPが英蘭両国の当局に対して「この状況を修正するよう調停していただければ大変幸いである」



と懇願した。<sup>(3)</sup>

このように日本政府は、国際法に立脚した米軍側の公平かつ良識的な処遇と意図的に比較対照して、英蘭両軍下の劣悪な環境を暗に批判したわけである。

続いて吉田首相は、5月23日、マッカーサー宛に請願書を送った。その中で吉田は、「英軍管下の南方で強制労働を余儀なくされていた旧日本軍の帰還が3月から開始され、現在まで約1万3千名が帰国できたことは喜ばしい」と述べたのち、依然として約6万7千名（ビルマに2万7千名、シンガポール・マレーに4万名）が残留しており、「これら残留日本人の帰還に関しては英国当局からの将来計画について何ら情報がないため、彼等是不安であると伝えられており、またその家族も心配している」と指摘し、したがって、「これら日本人が英軍当局によって継続的かつより迅速に帰還できるように貴殿に調停を要請したい」し、「帰還の完了の計画を明確にしていきたい」と強く訴えた。

さらに吉田は、「これはソ連地域からの日本人帰還を促進するための支援にもなる」と述べて、マッカーサーがもっとも留意するソ連地域の抑留者問題を引き合いに出して、東南アジアの残留日本人問題の解決を間接的に促したのである。国際政局を見据えた、いかにも外交官出身者らしい巧みな訴えであった。<sup>(4)</sup>

この吉田の要請に基づき、翌24日には朝海がSCAPに対して次のような文書（主題「英国管下の南方地域における日本労働隊の帰還」）を送付した。その論点とは、①日本政府は南方英軍管下のビルマ、シンガポール、マラヤに在る日本人作業隊全員の送還完了の時期については何ら明示がない。現地からの送還は約1万3千名に達しているが、この送還率をさらに増大したい。②現地の日本作業隊員の状況は、精神的かつ肉体的に消耗し切っている上に、帰還期日が明示されていないために不安動揺の念が強まり、内部の規律が弛緩し統制が困難となっている模

様である。③日本内地では作業隊員の安否を憂慮する留守家族等から引揚促進の希望が高まっており、引揚促進嘆願書は政府や引揚促進団体に連日殺到し、3月以降だけでも3万2千通に達している。④しかも彼らの多くは戦災を蒙り、生活維持支持者(つまり残留者)の帰還がないため、極度の生活難に直面している。

以上のような国内と現地状況を詳らかにした上で、GHQが英国側と折衝し、日本作業隊員の引揚計画の細部発表を促すよう要請した。また今期国会でもこの問題が論議の題目となるため、GHQがその点も踏まえて特別配慮を払ってほしいと締めくくった。<sup>(5)</sup>

この頃、ビルマに残留する一日本人から同国内の窮状を訴える次のような書状(主題「ビルマでの労働隊の状況」)もあった。

①われわれはビルマで非常に貧弱な状況の下で働かされている3万人の日本人として、貴殿(英軍管理者を指す一増田)に同意を求める。そして母国への帰還を求める。戦後、ビルマには約7万人の日本民間人がおり、約3万5千名が昨年(46年)夏に母国へ送還された。その時点できわめて唐突に、残りの3万5千名が何の指針もなく占領軍下での労働を命じられた。

②ビルマではわれわれは太陽の日を浴びることができず、雨季の時期(5～10月)でさえも室内に閉じ込められている。この苦痛がどれほどであるか説明し難い。

③3万5千名の日本人をこのように処した当初の理由は、かつて日本軍がマラヤ、タイ、ビルマにおいて英軍を労働者として扱ったように、食糧生産など戦後の再建のために労働させるということであった。しかし実際の仕事は英軍の将軍へのサービス、台所仕事、波止場での船荷の揚げ降ろし、ドブ掃除、洗濯といった何ら再建に関係がなく、まったく奴隷扱いそのものである。

④与えられる食糧の公式の割当は2千カロリーと言われているが、実際はそれをはるかに下回る。歯磨き粉、ハブラシ、その他の日用品は与えられず、野菜と肉の欠乏で栄養不足となっている。約1,700名が食糧不足で死亡した。キャンプ内では血まぐさい事件が多発し死者を多く出している。悪い環境が恐ろしい事件をもたらしている。

⑤労働隊として働いているにもかかわらず、賃金の支払いは行われていない。国際間で

取り決められた協定からすれば、ビルマのこれら労働隊の貧弱な状況は理解し難い。早急に復員が達成されることを願う。<sup>(6)</sup>

とくにこの書状は、ビルマなど破壊された現地の復興作業のために日本人を雇用しているとの英軍側の大義名分が虚構にすぎず、実状はそれとはあまり関係の無い雑役に日本人が駆使されているにすぎないとの鮮烈な内部告発であった。

はたしてこの訴状が日本政府の下へ届いたか否か不明であるが、このような現地の窮状が日本政府を動かし、それがさらにマッカーサーを動かすという構図となったのである。

## 2. 英国側の残留 JSP の帰還（第2次復員）計画概要

ではこの間、英国政府と現地英軍側の残留日本人の日本帰還（第2次復員）に向けた準備態勢はどのように進展していたのか。

1947年4月1日、主要閣僚委員会（PAOC）下の統合行政計画部は、「1947年における東南アジアのJSPの残留」と題する定期的な報告書（「参謀総長会議に対する主要閣僚の報告草案」）をまとめた。その骨子と改訂点は、次のとおりであった。

第1に、JSP8万人の復員完了の期日に関しては、SEALFが「47年中のJSPの残留は東南アジア軍内の公的および民間の要求に合致させるべきである」と表明するとともに、国防委員会が外務省に、「47年末まで復員完了の期日を延期することに同意」してもらおうよう米國務省への折衝を要請した。國務省からは、「原則上これを受け入れるが、復員をできるだけ早急に完了すべきである」との回答が現在届けられている。

第2に、復員の人的割合に関しては、SCAPは現在4隻の日本商船に日本人クルーを乗船勤務させることに同意しており、また3隻の日本軍艦に匹敵する船を追加的に供給することに同意している。加えて

SCAP は、「47年6月1日までに月々1万5千名を輸送可能な日本船の追加」を申し出ているが、SEALF は、「5月に関しては1万5千名の乗船の申し出を受諾すべきであるが、4月に同規模の人員を乗船させるのは実施できない」と述べている。われわれは8万人のJSPを以下の図表7のように復員させることを計画している。

<図表7>

	日本商船	SCAP の追加申出	英国船	パーネス運輸相案 (3/5)
3月				5000
4月	9700			5000
5月	1200	15000		5500
6月	8500			5500
7月	1200			6000
8月	8500		19300	6000
9月	1200			12500
10月	8500			12500
11月	1200			12500
12月	5700			12500
計	45700	15000	19300	
総計	80000			83000

運輸省からの助言と、参謀総長の承認を見越して、われわれはSEALFに対して、上記の修正案を基礎とするSCAPの申し出を受諾するよう指示している。8月の1万9,300名の乗船について運輸省は保障できないと声明しているが、目下のところ、1万4,000名は確実であり、残りの5,300名もほぼ大丈夫であろう。したがって上記の47年末までの復員計画は合理性がある。この計画はSEALFからすれば理想的ではないだろうが、わが方の保有船舶数からすれば、これを受諾する以外に選択肢はない。

第3に、労働者の代替条件に関して、SEALFはJSP2万2,100名（海軍1,700名、陸軍2万400名）を要すると報告しているが、現地の検

討委員会の報告書を検討した限りでは、地方の労働者も外国人労働者もその代替労働力に見合わないようである。SEALFは、香港から中国軍労働者をリクルートするのが唯一の方法であり、政治的理由からインドの軍労働者をリクルートできないと理解している。また SEALFは陸軍省に、セイロン人1万3,500名が好ましいと伝えてきたが何ら進展がない。<sup>(7)</sup> 47年3月4日、SEALFは陸軍省に対して、撤退するJSPは日本からの労働隊によって代替すべきであると提言したが、そうすると日本軍人の労働隊すべてを英軍に入籍させることとなり、それは政治的かつ法的な困難性をもたらすであろうし、外務省は原則上これに反対するだろう。それゆえ、少なくとも47年9月以前には代替労働力はない。<sup>(8)</sup>

上記のとおり、今回の英国側の復員割当案は、3月5日のバーネス運輸大臣案から大きく変更された。東南アジア現地の復興作業が優先的に考慮されて、47年後期(9～12月)へとJSPの復員者を割り当てる配慮がなされていたものの、復員自体を遅延させる方針は、米国ならびにマッカーサーの介入によって崩れ、前期に一定の人員を配することを余儀なくされていた。とはいえ、米國務省はマッカーサーの主張する「47年6月1日までの早期帰還」を断念し、英国の要求を認める決断を下したのである。英国側の巧みで粘り強い交渉能力が米国側を上回ったといえる。マッカーサーはさぞ悔しがったであろう。

### 3. 国際社会における JSP 残留問題

米國務省は、結局1947年6月1日までの残留JSPの復員完了をあきらめ、同年12月31日という英国側の主張に譲歩せざるをえなかったが、マッカーサー自身は英国への警戒心を決して緩めてはいなかった。4月5日付のシンガポールから外務省本省への極秘文書は、そのような気配を伝えていた。すなわち、キラーン長官と訪問中のガーデナー SEALF代理との議論の中で、「計画通りに英国統制下の日本船と、米

国統制下の日本船の追加によって1万5千名を乗船させるならば、47年末までに所定の復員が達成されるだろう」と楽観的なキラーンの発言に対して、ガードナーは、「米国側はその期日までに英国が復員を完全に遂行するとの確固とした保証を求めて」おり、もし英国船だけで復員が運営できるならば、「米国側は英国統制下の日本船を取り上げる可能性がある」と注意を喚起した。<sup>9)</sup>

つまり、東京でマッカーサーと頻繁に接触するガードナーは、マッカーサーがまだ英国側の真意に疑念を抱いており、もしも英軍が公約通りに実施しなければ容赦しないだろう旨を十分承知していたのである。それゆえ、英国側はこのような米国側（とくにマッカーサー）の対英不信任感に細心の注意を払う必要があった。同時に、ワシントンの極東委員会（FEC）における米ソ間の復員関連の対日文書をめぐる争いにも、注意を払う必要があった。

4月5日、ワシントンのインバーチャペルはロンドン本省への公電（主題「日本人の復員」）で、次のように報告した。ソ連のFEC代表は、対日文書の中に、「日本軍の非軍事化とその解体の最終的な完了は、極力短期間に遂行されるべきである」との一節を新たに追加挿入するよう提案している。その文書が単純であればあるほど、われわれにとってはうまく適合するであろう。実務委員会での米ソ間の議論に英国代表は参加していないが、米国は、1)「まだ日本へ帰還していない日本軍の非軍事化と武装解除の最終的な完了は、極力短期間に遂行されるべきである」、2)「日本の降伏時に存在した日本軍すべての最終的な非軍事化と武装解除は、極力早期に完了されるべきであり、しかも日本軍の日本帰還に関するポツダム宣言の条項は達成されるべきであるということが極東委員会の全メンバーの見解となっている」との文書案を作成し、二者択一するよう示唆している。われわれは1)と2)の双方ともに賛成できないし、ソ連も米国の両案を受諾する可能性はほとんどない。かといって、私は

ソ連案の支持を明確にしたくない。<sup>(10)</sup>

いうまでもなく、インバーチャペルが米国の両案に反対したのは、日本軍の帰還の早期実現を促すとか、ポツダム宣言に依拠した日本軍の短期間における日本帰還を主張するなど、米国案はいずれも、JSPの復員を47年末までに漸進させようとする英国側の既定方針と相容れないどころか、むしろ阻害する本意があったからである。とすれば、英国としては何としても、そのような対日文書の承認を阻止する必要があった。

同月11日、上記の公電に関して、マクダーモットが国防省のハットン宛の極秘公電において、より正直に提言していた。われわれがFECでの米ソ案を検討した結果、米国側の第1案は「まだ日本に帰還していない日本人」が強調されており、第2案はポツダム宣言の第9項（「日本軍部は完全に非武装化されたのち、平和的かつ生産的生活を導く機会をもって母国へ戻ることが許される」）に論及しているから、「いずれも受け入れ難い」と指摘し、英国代表は米ソの提案のいずれにも明確な支持を与えていないようであるが、わが方の見解を第3案として提出するのが有益であろうから、コメントを得たいと要請した。<sup>(11)</sup>

続いて同月17日、ロンドンの外務省本省からワシントンに対して極秘文書が送付され、「われわれはソ連案を好む、また米国の両案はいずれも好ましくないと考える」、しかしながらわれわれは、「貴殿がソ連案に対して明確な支持を与えてほしくない」、もしどうしても成立を認めざるをえないならば、「米国側の第1案の受諾に同意してほしい」と指示し、「米国側がソ連案を受諾できないと思っていることにわれわれは些か驚いている」と感想を述べたのである。<sup>(12)</sup>

ここでは英外務省が米ソ冷戦に留意する一方で、自国の利益も考慮しなければならないジレンマを露わにしていた。このように、英国のJSP復員の遅延作戦は、英米2国間関係ではかなり功を奏したものの、米ソ関係を軸とする国際社会ないし国際世論という大きな枠の中で次

第に拘束されつつあった。

#### 4. 英国側の残留 JSP の復員計画修正

前述のとおり、英国政府および SEALF から現地側は、米国からの JSP 早期復員要求を退けることにひとまず成功した半面、復員の早期実施を求める国際的潮流に明らかに逆流しており、その意味で孤立しつつあった。そのような現状を英国自身はどのように受け止めていたのか。

1947年4月22日、復員問題に関する最高決定機関である主要閣僚委員会（PAOC）に属する統合行政計画部が開催された。同月1日の開催から2週間を経過していた。討議後の文書（主題「1947年における東南アジアのJSPの残留」）は、従前と比べて、若干の変更が見られた。

第1に、残留JSPの復員完了期日に関して、これまで通り、「JSPの残留は東南アジアにおける公共および民間の要求に合致させるべきである」とのSEALFの見解を再確認すると同時に、「米國務省が英外務省の47年末までの復員完了要請を原則上受諾した」旨を指摘した。

第2に、復員の割合に関しても、SCAPが4隻の日本商船に日本人クルーの乗船勤務に同意しただけでなく、3隻の日本軍艦に見合う船舶の追加供給にも同意していることを再確認した上で、SEALFはSCAPの提案する月々1万5千名の日本船の受容に関して、5月分を了承しても4月からの申入れは了承しない旨を返答したことを明らかにした。そして、以下の図表8のような新規のJSP8万人の復員計画を提示していた。

<図表8>

	日本商船	SCAPの追加申し出	英国船（削除）
4月	9700 ⇒ 7100	15000	
5月	1200 ⇒ 7900		
6月	8500 ⇒ 8900		
7月	1200 ⇒ 9500		



8月	8500 ⇒ 9500		
9月	1200 ⇒ 9500		
10月	8500 ⇒ 9500		
11月	1200 ⇒ 9500		
12月	5700 ⇒ 9500		
計	45700 ⇒ 80900	15000	19300 (削除)

上記の計画案がこれまでと大きく異なるのは、復員者の総数がJSPの8万人を超えていること、英国船の1万9,300名が削除されて日本船のみとなったこと、全体的に月々の復員者数が1万弱へと平均化されたこと、米国船が5月に1万5千名の復員業務に従事することであった。米国側はSEALFの主張を容れて1回だけとしたものの、やはり米国船の参入が全体に影響を及ぼしていた。実際に統合行政計画部も、SEALFに対して「SCAPの申し出を受諾する」よう指示しており、「残留JSPすべてを47年末までに復員させる計画は合理的である」と主張していた。そして、「この計画がたとえSEALFにとって理想的ではなくとも、現在英国が所有する船舶状況からすれば、これを受諾する以外には選択肢はない」と断言したのである（これは暗にSEALFへの心理的圧力でもあったろう）。

第3に、労働の代替条件は前回と変更がなかった。すなわち、SEALFはJSP2万2,100名（海軍1,700名、陸軍2万400名）の交代労働者を必要としているが、現地の委員会報告によれば、それに見合う労働力がない。SEALFは香港から中国人労働者のリクルートが唯一の現実的選択肢であると提言するとともに、セイロン人1万3,500名の導入を好ましいと伝えているが、何ら進展がない。日本軍人による労働隊の導入は政治的かつ法的な困難性をもたらすし、外務省は原則上反対である。

そして最後の項目に、「JSPにはわれわれが1947年12月31日までに東南アジアから彼らの撤退を完了させるつもりであることを今伝えるべきであるかもしれない」との記載が加えられ、主要閣僚委員会が参

謀総長に対して、「陸軍省を招いて SEALF に対する JSP の撤退を伝えるように指示すべきである」と勧告したのである。<sup>(13)</sup>

これは従来の英国側の否定的な姿勢からすれば、画期的な変化であった。要するに英国政府は、もはや現地の JSP に対して復員期日を明示せざるをえないと考え始めたのである。言い換えれば、日本政府の執拗な請願がようやく効果を発揮し始めたといえる。

同月 24 日午前、国防省で極秘の主要閣僚委員会 (PAOC) が開催され、残留 JSP の復員に関して、前記の統合行政計画部の報告を検討し、次のような結論に至った。(a) 「現在東南アジアにいる JSP はすべて 1947 年 12 月 31 日までに帰還する」との SEALF による復員者数の割合は、合理的である。(b) われわれは上記の期日までに、東南アジアから JSP を「撤退完了させるつもりである」旨を今 JSP に伝えるべきかもしれない。(c) 上質な JSP の代替労働力は未確定だが、セイロン人 1 万 3,500 名の労働隊を獲得するのが好ましい。日本軍隊の労働隊を導入するのはかなり難しい。47 年 9 月以前に JSP の代替労働力を獲得するのは不可能であろう。

なお上記 (c) に関して、セイロン人労働隊を 47 年 9 月以前に導入するのが困難なのは、同国政府自らが国防軍補充を行う以前に、これを許すはずがなく、しかもセイロン人労働隊の雇用には 25 万ポンドもの国庫の出資を要する、との理由にあった。<sup>(14)</sup>

こうして同委員会は、統合行政計画部の報告を承認し、修正文を参謀総長へ送付する指示したのである。これを受けて、同月 25 日、主要閣僚委員会が開催され、主題「1947 年における東南アジアの残留 JSP」が承認されたのである。<sup>(15)</sup>

## 5. 英国側の JSP 復員期日の公示をめぐる対立

復員問題を扱う最高レベルの主要閣僚委員会 (PAOC) が、SEALF

に対して、「現地 JSP に日本帰還の期日を公示せよ」と暗に指示したことは、従来の英国側の強硬姿勢からすれば大きな転換点であった。その背景には、米国およびマッカーサーからの政治的圧力があったほか、日本政府側の GHQ を介した執拗な要請、そして現地の JSP 内部における不穏な情勢があって、結局、それらが英国政府側の既定方針を変更へと促したわけである。

しかしながら SEALF から JSP の復員を管理運営する現場側は、簡単にロンドンの指示に従おうとはしなかった。5月6日、SEALF は国防省に対して、「東南アジア・主要閣僚委員会から（ロンドンの）主要閣僚委員会のために」と題する極秘文書（主題「JSP の復員」）を送り、その中で、次のように巧みに反論した。

1947年2月1日の決定（COSSEA600）では、「JSP に対して復員完了の最終目標期日を伝えるべきではない」とされていた。たとえ実質的に日本船が復員業務に携わり、英国船が使用されないとしても、である。しかも 47 年末までの復員完了自体には、何ら障害が存在すると予見できない。そのような声明が JSP の士気を高めるとか、JSP の仕事に効果をもたらすというならば、「戦犯容疑者および戦犯を除いて、ビルマ、マラヤ、シンガポールから JSP の復員が同年 6 月からほぼ同じ規模で月々継続される」と 6 月に言明することを許可すべきである、とわれわれは要望している。とすれば、JSP に対して復員完了の特定の期日を言明する必要はなく、年内に復員が完了することを一種の保障として理解させることができるだろう。<sup>(16)</sup>

つまり、わざわざ JSP に復員完了の期日を公示しなくとも、計算上彼らには帰国が自明となるであろうと論じて、事実上、ロンドンの主要閣僚委員会（PAOC）の決定に異議を唱えた。こうしてロンドンの見解と現地側の主張との間で齟齬が生じた。

一方、英外務省は主要閣僚委員会の決定を歓迎した。6月3日、米国

務長官に次のような公示に向けた英国内の動きを伝達した。われわれは明日の会議で、国防大臣が現在東アジアにいる JSP の復員に関して声明を発表することを協議する、と理解している。大臣は JSP に対し、「復員計画が継続されて、東南アジアの英軍管轄下の降伏者すべてが 1947 年 12 月 31 日までに帰還できるだろう」と声明するつもりである。外務省の観点からすれば、「この提案は大変好ましい」。

当初、船舶の調達と代替労働力の確保という 2 つの厄介な問題が生じ、われわれは約束を達成できないかもしれないと懸念したが、部分的に、マッカーサー将軍の申し出によって、今や計画の達成が期待できるようになった。太平洋戦争の終結時には JSP の 5 分の 4 がわが手中にあったが、46 年末までにその大部分が復員した。8 万 2 千名の残留者は祖国への帰還を非常に心配しており、それが彼らの士気や仕事に影響している。今や彼らは母国への明確な復員計画が決定されており、それ（帰還期日）を知らされるべきである」。<sup>(17)</sup>

以上のように外務省は、対米関係また国際関係を見据えて、JSP の復員完了期日を明確化することを歓迎したのである。

ところがまもなく、この外務省の表明は国防省および陸軍参謀総長の見解によって退けられた。同月 9 日、国防省は SEALF に対して、次のような陸軍参謀総長の見解を機密暗号電報で伝達した。1947 年 6 月に 8,900 名、7 月から 12 月までは月々 9,500 名の割合で実施する復員計画は承認されている。「現在東南アジアに残留するすべての JSP（ポツダム宣言容疑者および戦犯確定者を除く）は、同年 12 月 31 日までに東南アジアから復員させるべきであり、すべての JSP は同日までに復員となるであろうとの『SEC1672』で求められている線での声明は、まったく発せられないことに決定している。そのような声明は英国内におけるドイツ人戦犯の早期復員への要求を刺激する可能性があるからである」。しかしながらビルマ、マラヤ、シンガポールにいる JSP に対して、「復

員は月々ほぼ同じ割合で従来と同様に今後も継続されよう」との情報を軍事的手段によって伝えることにまったく反対はない。「公的な声明は行われるべきではない」。(18)

つまり、復員完了期日の明示は英国内のドイツ戦犯問題に波及するから、そのような声明は出さなくて良い、ただ軍事的手段という非政府のつかの間接的な方法による通知であればよろしい、というわけであった。これはまさに主要閣僚委員会（PAOC）と SEALF 間の折衷案であったが、外務省からすれば、またも土壇場で軍部側によって梯子を外されたも同然であった。実は東南アジア・主要閣僚会議も、外務省と同様に、復員期日の声明発表を肯定する決定を下したばかりであった。したがって、同委員会も退けられる結果となった。

こうして JSP に対する復員完了期日の公示は棚上げされ、英国はあくまでも帰還期日を空白のままにする方針を貫いたのである。それは遅延の可能性を担保する作戦でもあった。またしても米国とマッカーサーおよび日本政府の要請は受け入れられなかったわけである。

注

- (1) GHQ/SCAP, John B. Cooley, Adjutant General, 19 March 1947. —前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。
- (2) (5) From C.L.O., Tokyo To GHQ OF SCAP, Subject: Repatriation of Japanese Labor Corps in Southern Areas under British Control, 24 May 1947. —同上より。
- (3) From C.L.O., Tokyo To GHQ OF SCAP, Subject: Status of Members of Japanese Labor Corps in Southern Areas under Control of British and Netherlands Forces, 26 Apr 1947. —同上より。
- (4) From Shigeru Yoshida to General of the Army Douglas MacArthur, Supreme Commander for the Allied Powers, May 23, 1947. —同上より。
- (6) The Condition of the Labour Corps in Burma, Jun, 1947. < FO 371/63741 >
- (7) 1947年4月12日、東南アジア陸軍司令官は「セイロンの軍人労働隊」と題する機密公電をロンドンの國務次官と陸軍省宛に発信し、JSPに代わる軍事労働隊の問題を検討した結果、マラヤやシンガポールでは要求に見合うだけの外国人民間労働者を見つけることはできず「唯一の供給源はセイロンである。私は貴殿との協議の

増田 弘

中で、セイロン政府と接触したが、まったく反対はない。下記の人数も可能であるとの意見を表明している。…最初に1万3500名のセイロン人を容れる…。…私はこの件の緊急性を強調しており、私の提案が貴殿から出来るだけ早く承認を得るよう要請する」旨を伝えた。——< TS > To The Under Secretary of State, The War Office, Whitehall London, Subj: Ceylonese Military Labour Force, Apr 12, 1947. < CO 537/2493 >

- (8) < S > C.A.P/P(47)13(Draft), Principal Administrative Officers' Committee Joint Administrative Planning Staff, Subj: Retention of J.S.P. in South East Asia During 1947, SEACOS 802, Apr 1, 1947. <同上>
- (9) < S > From Singapore to Foreign Office, Apr 5, 1947. < FO 371/63741 >
- (10) < S > From Washington to Foreign Office, Apr 5, 1947. <同上>
- (11) < S > From D.F. MacDERMOT to T. Haddon, Ministry of Defence, Apr 11, 1947. <同上>
- (12) < S > From Foreign Office to Washington, Apr 17, 1947. <同上>
- (13) < S > J.A.P/P(47)13(Final), Principal Administrative Officers' Committee Joint Administrative Planning Staff, Subj: Retention of J.S.P. in South East Asia During 1947, SEACOS 802, Apr 22, 1947. < CO 537/2494 >
- (14) C1. Whitehall, London S.W.I., Apr 25, 1947. < CO 537/2493 > (タック (G.N.Tuck) 准将からボーディロン (H.T.Bourdillon) 植民地省へ 1947年4月25日)によれば、「マラヤから復員を予定しているJSPに代わるセイロン労働隊の形成問題が目下検討中であり、わがスタッフとそちらのスタッフ間で討議されている。JSPすべてが今年9月までにSEALFを去るために、またそれまでもしわれわれが現在JSPによって行われている仕事を受け継ぐには、直ちにセイロン人の輸送をスタートせねばならない。SEALFのDQMGのバックル (Buckle) 准将は現在イギリスにおり、この問題の最迅速な解決方法について会議を開くべきである。そこで私は4月29日の開催を提案する」と伝えており、セイロン人問題が本格化したのである。
- (15) < S > C.S.A/P(47)40, Principal Administrative Officers' Committee, Subj: Repatriation of J.S.P. in South East Asia, Apr 25, 1947. < CO 537/2493 >
- (16) < S > From SEALF to Ministry of Defense, London, Subj: Repatriation of J.S.P., May 6, 1947. < CO 537/2494 >
- (17) Secretary of State, June 3, 1947. < FO 371/63741 >
- (18) < TS > From Ministry of Defense, London to SEALF, June 9, 1947. < CO 537/2494 >

## (10) 残留南方軍の復員完了

—1947年5月から48年1月まで—

### 1. 日本政府に対する復員期日の示唆

既述のとおり、吉田首相は1947年5月23日付のマッカーサー宛書簡の中で、第2次復員の開始で1万3千名が帰還したものの、依然として約6万7千名（ビルマに2万7千名、シンガポール・マレーに4万名）が残留したままであるから、英国側に対して帰還完了の計画を明確にしてほしいと強く訴えた。

この吉田の要請に基づき、翌24日には改めて朝海がSCAPに対し、次のように要請した。南方英軍管下のビルマ、シンガポール、マラヤに在る日本人作業隊（労働隊）全員の帰還期日が明示されていないために、不安動揺の念が強まり、内部の規律が弛緩し統制が困難となっている。日本内地では、作業隊員の安否を憂慮する留守家族等から引揚促進の希望が高まっている。留守家族の多くは戦災を蒙り、生活維持支持者（つまり残留者）の帰還がないため、極度の生活難に直面している。今期国会でもこの問題が論議の対象となるため、GHQが英国側と折衝し、日本作業隊員の引揚計画の細部発表を促すよう要請したい。<sup>(1)</sup>

これに対して7月15日、GHQの外交局長代理シーボルト(W.J.Se bald)より日本政府宛の至急文書が届き、先の5月24日付の朝海文書（主題「英国管下の東南アジア地域における日本労働隊の帰還」）に関連して、7月10日に在日英国外交当局(UKLM)から、「東南アジア地域における英国管下の日本人の帰還は1947年12月までに完了するであろう」という情報を日本政府へ伝達してほしい、との依頼があった旨を連絡してきた。<sup>(2)</sup>

それは日本政府にとって、英国管轄下の東南アジア残留日本人が復員完了の具体的日程について知らされた最初の公的情報であった。これは

ガスコイン単独というよりも、英国外務当局が「日本側には完了期日を非公開とする」との政府方針をあえて押し隠しての異例な通報であったと思われる。ここに残留南方軍の最終帰着が同年末であることが判明し、復員への不安や疑念がほぼ解消された。日本政府や内地関係者の喜びは一人であったろう。

なお『朝日新聞』（7月21日朝刊）は戦犯容疑者に関して、「海外に収容されている者は30余箇所に7千人」おり、そのうち英軍管下のマラヤ、シンガポール、ビルマ等に「陸軍1,737名、海軍311名、一般邦人58名」がいる旨を報じ、実状が判明するに至った。

## 2. 日本政府の賃金不払い問題の提起

他方で英国側としては、残留者の悲惨な状況に対する日本政府の改善要求がマッカーサーおよびGHQを介して高まっており、次第に無視できない情勢となってきた。

まず東京のガスコインが動いた。1947年5月15日、彼はシンガポールのSEALFへ重要・極秘文書を送り、次のように伝えた。日本政府はGHQに対して、「SEALF下のJSPは適切な扱いを受けていない」と訴えている。その具体例として、(a) 降伏時に彼らの所持金がすべて没収されたままとなっている、(b) 所有物がはく奪されたことについて何ら通知がなされていない、(c) 収容所内には簡易食堂が設置されていない、(d) 労働に対する賃金がまったく支払われていない、(e) 階級による区別がまったく認識されておらず、将校級の者が労働に従事させられている、(f) 労働中に事故死した者、怪我をした者に対する補償がない、(g) 個人的な通信が定期的に届けられていない、といった諸点を挙げている。そこで貴官からこれらに関する回答を得たい。<sup>(3)</sup>

上記のうち、とくに(d)の労働賃金不払い問題は、終戦直後から英米間の争点となっていた。すでに論じたとおり、初代SACSEAのマウ



ントバッテンは、日本軍を「降伏者 (Japanese Surrendered Personnel = JSP)」と規定し、「戦争捕虜 (Personnel of War = POW)」と認めなかった。日本政府がジュネーブ協定に批准していない以上、国際的な捕虜規定外にあるとの解釈に依拠していた。これに対してマッカーサーは、日本軍を POW と見なし、あくまで国際協定に準じた人道的な処遇を主張した。以降、英米両国間の見解の違いは平行線を辿ったのである。

また既述のとおり、4月26日、CLOの朝海はGHQに対して、南方の旧日本軍は「降伏者」と呼称されているが、それは「国際法によって保障された戦争俘虜としての保護と権利を放棄することを決して意味しない。むしろ通常の戦争俘虜よりもより名誉ある扱いを受けてもよいはずである」と英国側の措置に反駁した上で、「彼等は労働隊として扱われ、無償の労働を命ぜられている」と、その不当性を訴えていた。<sup>(4)</sup>

このような日本の動向は、ロンドンの財務省にとっても看過できなかった。もしもJSPに労働賃金を支払うということになれば、膨大な国庫の流出につながるからである。同省の担当官フランス (A.W. France) は、この5月15日付ガスコインのSEALF宛(同時に外務省宛)公電に論及し、同月19日に次のような文書を外務省のチェックへ送った。

そもそも「戦争捕虜に関する (ジュネーブ) 協定は、JSPには該当しない」し、実際「われわれは彼らに適用しない」という点をかなり慎重に配慮してきた。したがって私は、貴殿がガスコインに対して、GHQ側には「日本の降伏は無条件降伏であり、日本はこの条件外にある」と伝達するよう望む。仮に貴殿がGHQに何らかの回答を与えようと望んでも、(d)に関する詳細は、すでに東京の英国連絡代表部 (UKLM) で回覧されている。しかも (a) に関する受取証書は、実際に発行されている。(f) に関しては、かつて日本軍によって生じた連合軍の戦争捕虜 (とくにビルマ・タイ) の死亡や事故の事例を日本側は考慮しているのだろうか、と貴殿は考えざるを得ないだろう。<sup>(5)</sup>

27日、チェークはフランスに返信した。「もちろん私は貴殿の見解に同意する。SEALF自身がUKLMを介してGHQ／SCAPへ回答すべきであり、とくにわれわれが検討中の事例に基づく十分な証拠を提供すべきであると確信する。(d)の労働賃金に関しては、われわれの見解(JSPには賃金不払いとする方針)がワシントンへの発信済み公電によって理解されていると想像するが、この点を再確認すべきであろう。この電報はシンガポールへ送付される。この件の主導権はSEALFに任せられるべきである、という見解でわれわれは一致するだろう」。(6)

以上のように、日本政府および現地側が提起している労働賃金問題に対しては、英国の財務省や外務省の担当者は、「戦時中の日本軍による自軍への非道な行為」という感情的観点に立って、「賃金不払いの原則」を変更する必要性を認めなかった。ただしワシントンの極東委員会(FEC)では、この問題で英米間の対立が顕現化しており<sup>(7)</sup>、またしても日本政府・米国(マッカーサー)対英国という対立の構図となりつつあった。

### 3. 英国政府の労働賃金問題の検討

当初からJSPの労働賃金支払に否定的な英国政府ではあったが、その後、ワシントンの米国政府や極東委員会(FEC)、また東京のマッカーサーとGHQ、その背後にいる日本政府からの政治的圧力を受けて、英国側はその賃金不払いの原則を再検討せざるを得なくなった。

1947年6月17日、この問題に関して陸軍省のウッドハウス大佐とコリンズ(E. Collins)中佐、外務省のウォーカーとキリック(J.E. Killick)の4者が協議した。彼らはまず6月4日付のSEALFからの電報を検討し、ここに至るJSPの労働賃金問題を以下のように整理した。

(a) 45年8月に英国は勝利したものの、以後、現地の復興にとって10万人のJSPが不可欠となった。そこからJSPへの賃金支払問題が生じた。

(b) SEALFによれば、JSPへの貸金支払の詳細な貸金体系がまったく形成されていなかったために、JSP各人の労働記録は皆無となっている。ただしJSPは労働に関する何らかの報酬は得ている。しかも「JSPは彼ら自身が戦争中に破壊したものをただ再建しているにすぎない」との立論は可能であり、したがって、「貸金支払は認め難い」との議論もある。

(c) SEALFからの最近の電報では、JSP各人の専門性ないし非専門性という仕事の区分によって、JSPすべてに“心付け”を渡しており、これが仕事の全体的な記録として、この貸金問題を解決する際の唯一の解決策となるかもしれない。

(d) もし46年6月1日がその期日として受容されるならば、各人の得た貸金の算出方法には2つある。1つは、同日までのレートで獲得した貸金をクレジットとする方法であり、もう1つはその記録に基づく新体系に従って獲得した貸金をクレジットとする方法である。そして各人の復員期間をこれに適用する。

(e) もしJSPが専門業種のレートで算出した貸金を承諾するなら、残留JSP10万人の総合計は、これを基礎とするものとなる。ただし娯楽とか休暇日などは貸金から差し引かねばならない。

(f) 略。

(g) 英国管轄地域では日本“円”は使用できないため、JSPへの支払は経済上の経費という制度を確立する必要がある。

(h) そのようなクレジット伝票は、ワシントンの英国代表と米國務省間の協議事項であるが、現在SCAPは日本政府にその伝票を尊重するよう指示している。SCAPはFECへ必要書類を提出するよう指示されている。

このような現状認識に立って、4者は次のような行動を勧告した。(a) SEALFの提案はロンドンで検討されており、恐らく本年6月からは、「JSP各人の業務に関する正確な記録を残すように行動を起こすべきである」、との結論がSEALFへの中間的回答となるだろう。(b) 用意されている声明の文面中に、①ロンドンで行われたクレジットに関する算出の結果、6月1日までのJSP全員のクレジット総数が明記される、②SEALFに対して、休暇・娯楽等の中味を明示するよう依頼する、③

ロンドンで用意した財政的な数字に SEALF が適合させるように配慮する、などの文章が挿入されるだろう。<sup>(8)</sup>

要するに、ロンドンの陸軍省と外務省の担当者は、残留 JSP への貸金支払を検討する方向へ舵を切ったわけである。従前とまったく異なる決断であり、SEALF から東南アジア現地との格差が顕在化したのである。

そのような折、東南アジアの軍管轄区を視察する赤十字代表団のビエリー (Frederick Bieri) 団長は、民政的な第三者的立場から、6月27日、次のような現状を批判する報告書を陸軍省のコリンズへ送付した。

第1に、わが代表団が5月22日にクアランプールの南方軍 (JEFSR) 総司令官の木下敏申中将に面会した際、彼は JSP への貸金支払問題に最大の関心を払い、次のように述べた。

① 47年6月1日以前の JSP すべての労務を無視して、その期日以降のみの貸金総額を各人のクレジットとする英国側の方式は、「まったく不正であり、英国が約束すべてを守ることにならない」として、SEALF へ抗議文を草稿しつつある、②この新制度が6月1日からスタートすることで、「復員が遅れるだろう」と多くの JSP が不安感に陥っており、全体の士気に悪影響を及ぼしている。③ JSP は「自己の貸金が日本政府から支払われる」ということを知って、長期間の労働意欲を失っている。

第2に、英国内で抑留している降伏敵国者 (Surrendered Enemy Personnel = SEP) のドイツ人への貸金支払と比較すれば、イタリアにおけるドイツ人の場合、46年9月1日から食堂での料金を個人勘定カードで支払っている。優良者へは1週間のボーナスを付与している (いつ、どのように支払われるかは不明)。多くのドイツ人は1週間の労働時間が48時間となっている。これに対して東南アジアの日本人は、熟練者は1時間に付き1.5、未熟練者は1時間に付き0.75のクレジット伝票 (日本で兌換可能) が支払われるため、熟練者と非熟練者は1週間、48時間労働に対して各6.3のクレジット伝票を得るが、在伊ドイツ人のように、食堂での兌換制度などが無い。とくに木下が指摘するように、日本人は自国の政府が彼らへの貸金支払いを依頼されるだろうという点を知っているため、仕事をするのを嫌っている。

第3に、旧枢軸国側に対する処遇の改善を求める動きは、日本人への貸金支払に関してばかりではなく、協定の精神および条項の適用を当局が生かしていないことにも起因す

る。47年2月20日に外務省は、「海外のSEPに対してPOWの地位に調和させるような方法をまだ見出ししていないが、状況が許す限り、ジュネーブ協定の精神と合致する扱いを与える」旨を確認している。それゆえ、SEPへの扱いは、抑留の場所や人種に関係なく、POWに与えられている条件と同様にすべきである。しかしながら当局は、この方向にまったく固執していないようである。

第4に、われわれの意見では、現在のケースに関しては、次のようにすべきであろう。

a) 在伊ドイツ人は、英国当局のために労働を開始して以来賃金を得ていなかったが、46年9月1日から賃金を得ている。日本人の場合、その期日は47年6月1日に設定されており、ドイツ人よりも9カ月遅れている。ジュネーブ協定第34条には「POWは自己の果たした労働に対して報酬が支払われるべきである」と規定されており、労働者は通常労働を開始した時点から支払われるべきであるから、このルールに違反する。b) 日本人の賃金規模はドイツ人の賃金規模と比べて非常に不利となっている。c) 第34条は「捕虜の賃金はその抑留期間に基づく」とされているが、東南アジアの日本人は使用できる現金がまったくないばかりか、復員後のクレジット券がどの程度の金額になるのか、またいつ支払われるのか等も知らされていない。在伊ドイツ人の処遇は同条に合致している。

第5に、われわれにとって現状は明らかに不満足であり、次の手段が取られるべきである。a) 在伊ドイツ人および東南アジアの日本人への賃金は、労働に参与した時点から支払われるべきである。それが技術的に不可能であるならば、少なくとも日本人に対しては在伊ドイツ人と同じ資格が与えられるべきであり、その支払は46年9月1日へと9カ月遡及されるべきである。b) 日本人の賃金規模は、在伊ドイツ人のレベルまで引き上げられるべきである。c) 日本人には、在伊ドイツ人と同様に賃金を使用できる便宜、たとえば食堂に適用できるとか、地方での買い物に適用できるとかを与えられるべきである。しかも近親者へ送金できるよう助言されるべきである。さらに重要な点は、第34条の原則に従って、日本政府内にJSPの賃金支払のための行政責任の部署を決定すべきである。日本人は多くのことを承知しており、木下がいうとおり、日本人が「長時間の厳しい労働」にやる気をなくしていることを陸軍省は配慮すべきである。<sup>69)</sup>

なおビエリーは同日、外務省の日本・太平洋部次長デニングに対しても同上の文書を送付し、「われわれは行政上の詳細に関して陸軍省へこれら問題点を伝えることは正しいと考えており、外部の問題であるにし

ても貴殿に送付する。貴殿が適切な判断を下す際、これらの諸点を考慮されることを信じる」と結んでいた。<sup>(10)</sup>

以上のとおり、ピエリーの報告と提言は、日本人の現状をドイツ人の場合と比較した上で、しかもジュネーブ協定に基づく国際法に準拠した上で、現状を改善するための具体的かつ公平な提言であり、英国政府と軍部にとってはきわめて手痛い批判を意味した。

逆に、それは現状に切歯扼腕する日本側からすれば、これまでの日本政府の主張を後押しするような深謝すべき提言であった。赤十字代表团という政府外からの勧告であり、それゆえ政府や軍部内の政策決定過程にどれほど影響を及ぼしたか不明確ではあるが、ピエリーの所見は従来の政府や軍部の見解とは大いに異なり、人道的かつグローバルな視点に依拠していた点に新規性があった。

#### 4. 英国政府の労働賃金問題の決着

懸案となった日本人への賃金支払問題に関して、英国政府の態度がほぼ決したのが1947年9月末のことであった。外務省と陸軍省間の交渉後、同月30日、陸軍省のキャメロン中佐は、極東陸軍司令官代理として、次のような国務次官宛文書（主題「JSPの労働賃金」）を送付し、双方の合意を確認した。

第1に、「46年6月1日から47年5月31日まで1年間のJSPの賃金を計算する」との貴殿からの7月31日付書簡に、われわれは同意する。修正点はまったくないと考える。われわれはすでに貴殿に対して、47年6月1日からの賃金支払の二重レートの導入は、以前の貴殿によるクレジット計算に影響を与えるべきではないと伝えた。47年6月1日以降におけるJSPの復員までの労働賃金の支払い推定総額は、6万8,750ポンドである。その算出方法は、同日から週40時間、1時間1ペニーを基礎としている。

第2に、当方に残るJSPのデータでは、残留者数は6月1日に5万3,660人、7月1日に3万9,730人、8月1日に3万100人、9月1日に1万4,800人、10月1日に4,000人、10月15日にゼロとなる。月毎の平均にすれば、JSPは週約50万人であり、最大時期に90%が雇われたとの仮定に立てば、週約45万人となる。したがって、1時間に付き1ペニーで週40時間の労働を基本とすれば、賃金総計は7万5千ポンドとなる。これに対して、週3ペンスの控除、すなわち6,250ポンドがあるので、差し引き総計が6万8,750ポンドと推定される。

第3に、JSP各人への支払方法については、46年6月1日以来の帰還時の乗船リストが主要な情報源となる。この乗船リストから階級と船名と復員期日が明らかとなる。ただこの情報では、47年6月1日以前における各個人の労働賃金支払証明書をGHQは集めることはできないが、日本がJSPの賃金支払のための十分なデータを提供するだろう。したがって、46年6月1日から47年5月31日に至る1年間の労働に見合う賃金は、各JSPに届けられると考えられる。

そこで示唆すべき方法としては、(a) 日本の当局が、46年6月1日以降のJSPすべての復員者の乗船リストコピーを添付させるようにすべきである。(b) 政府内の関係部署間で協定を結ばせるべきである。それは、①46年6月1日から47年5月31日までビルマ、マラヤ、シンガポールで労働隊に従事したJSPは、日本政府からその期間のクレジットを受け取るだろう。②元JSPは船名と復員期日を報告すれば、日本の当局は保有している船舶リストとその他の記録を確認し、日本内で現金化できる証明書を発行するだろう。③クレジットは46年6月1日から復員日まで、同日以後の復員者の場合は47年5月31日までとし、月々10／2ペンスのレートで賃金証明書が発行されるべきである。④47年6月1日以後の復員者で、かつ労働賃金支払証明書の所有者は、その証明書が現金化された際に、自動的に620ポンドの完全なクレジット

トを受領すべきである。<sup>(11)</sup>

こうして英国側の日本南方軍に対する貸金支払は決定した。当初の貸金不払い方針から支払う方針へと逆転したものの、結局英国政府はJSPの労働賃金の算定はしても、次の貸金支払段階では、日本政府に委ねる姿勢に変わりはなかった。その点できわめて狡猾であった。

とはいえ、英国政府の財政負担も決して軽いものではなかった。陸軍省と外務省が貸金支払で合意に達した同じ9月30日、財務省は財政的見地から「JSPの復員」の総括討議を行った結果、第1に、46年3月以降、米国政府の要求に従って、SCAP統制下の船舶費用、すなわち、米リパティ船および日本船の燃料・必需品・食糧に加えて、米リパティ船の雇用費用を英国が負担しており、財務省は180万ポンドまでのドル支出を認めた。また米国側は、同年6月末から8月末まで1日約1隻の船に付き240ドル（月7,396.91ドル）の支払を要求し合意した。英国船の支出はすべてマラヤ海軍が負担した。

第2に、46年7月末まで、英海軍が英国統制下の日本船4隻およびSCAPから供給された米国船の支出を負担し、8月1日以降は、英国統制下の日本船の費用を海軍が、またSCAPの船舶費用を運輸省が各々負担した。この間にマウントバッテンは現地における労働のため10万余のJSPを残留させる許可を求めた。

第3に、その後、約9万人のJSPが東南アジア、豪、香港から47年末までに復員する。この間、英国政府は日本船および米リパティ船の支出のほか、約20万ドルを米国船の雇用費用としてドルで支払わねばならない。そのほか自国の海運船の費用を支払わねばならない。<sup>(12)</sup>

さてJSPに対する貸金支払問題は、上述のとおり、ひとまず英国政府内部で決着したものの、依然としてワシントンの米国政府と東京のSCAPと日本政府においては未決着のままであった。復員も終盤を迎えた11月6日、ロンドンの外務省の日本・太平洋課から東京の英国連絡



代表部（UKLM）の法務官宛に、次のような英国内部の動揺ぶりを示す電文が送られた。

第1に、ワシントンのFECの動向に関して、米国の再草案は国務・陸海軍三省調整委員会（State-War-Navy Coordinating Committee = SWNCC）を通過してはいるが、FECにはまだ提出されておらず、したがって直ちにSCAPに対して、「日本政府が東南アジアからの復員者への労働賃金支払証明書について責任をもつように」との指令が出されるとは予想できない。

第2に、ビルマ、マラヤ、シンガポールに残留していたJSPすべてが復員しつつあり、労働賃金支払証明書は47年6月1日以降のみJSP各人に発行されて、その期日以降の労働に対するクレジットが提示されている。ただし47年6月1日以前に復員したJSPは、同様の証明書をまったく所持していない。それでも原則上、JSPは同日以前に実施した労働に対するクレジットが記録される旨で合意されており、実際、そのようなクレジット開始の適切な期日が同日となることで合意されている。

JSPの完全な雇用はその期日から始まったが、SEALF総司令部は各クレジットに関する詳細な記録を不幸にも保有していなかった。したがって46年6月1日から47年5月31日に至る期間については、JSPすべての業務に見合うクレジットすべてを算定する方法を決定しており、その総計額から娯楽等の必要経費を差し引いて、JSP各人の賃金を計算している。

第3に、英極東陸軍（Far East Land Forces = FARELF）司令部は、46年6月1日以前に復員した日本人に対して、同期間における各人のクレジット証明書を発行できる詳細な記録を所有していないため、復員者自身が所持する復員期日や復員船名のリストに基づいて、47年6月1日前後の期間に見合うクレジットなどのコピーをもつ陸軍省からの電報によって指示を受けている。後者の期間の詳細なクレジットは、各人

の所有する証明書と二重にチェックする必要がある。

第4に、貴殿は「日本政府がJSPへの支払について責任を持たせるようにすべき」であり、この政策にFECが同意するようにわが政府がうまくやるまでは、貴殿はその政策を堅持しておかねばならない。そして日本政府に対してその旨を伝達する際には、貴殿からSCAPを介してすべきである。これらリストが詳細であるため、日本政府にとって賃金の支払は簡単な仕事ではないことは明らかである。疑いなく、ビルマ、マラヤ、シンガポールから復員したJSPは、47年6月1日以後に復員した場所でそのクレジットを各地方当局（引揚援護局）で換金できるように公的な声明を出すべきである。

第5に、リストはポンド建てのクレジットとして表示される。これはクレジットが円へと交換される際のレートとして誤りの無いようにするためである。ただしこの件は以後に再検討されるべきであろう。われわれは再度ワシントンに対して、FECが早期に行動を起こすよう圧力をかけ続けるよう要請しつつある。もしこのJSPへの賃金支払問題が公に提起されると「厄介」となるかもしれないからである。<sup>(13)</sup>

英国側は、この問題が極東委員会（FEC）の場などで公となれば、国際的批判を浴びかねないと恐れていたわけである。それはいみじくも、先に赤十字団長のピエリーが英国政府を批判した通りとなることを、英国当局が十分承知していたからであったろう。

## 5. 残留 JSP の復員完了

JSPの労働賃金問題が決着する方向へ進みつつあった時期、復員船による日本への帰還事業は、最終段階を迎えていた。すでに英国内部の復員計画では、JSP労働隊の残留者数は、6月1日に5万3,660人、7月1日に3万9,730人、8月1日に3万100人、9月1日に1万4,800人、10月1日に4,000人、そして10月15日にはゼロとなる手はずが整え

られつつあった。<sup>(14)</sup>

そのような中で、1947年7月15日、東京のUKLMからGHQを介して日本政府へ、「東南アジアの残留日本人の復員が同年末に完了する」との報が伝えられたわけである。<sup>(15)</sup>8月27日の『朝日新聞』朝刊も、「南方残留同胞の引揚は目下着々と進み…最近の消息によると、ビルマ地区はほとんど完了、シンガポール・マラヤに約1万5千の未帰還者があるが、いま海王丸など4隻が相次いで帰航の途にあり、10月末には完全に引揚完了する見込みだ」と報じた。

とはいえ、英国政府からはいまだに正式な復員業務の終着期日が公示されてはいなかった。それは日本側関係者に一抹の不安を抱かせていた。

9月25日、極東陸軍(FARELF)司令部はロンドンの国防省(参謀総長)へ極秘暗号電報を送り、その中で次のような提言を行った。

貴殿の指示(COSSEA611)に従って、JSPの復員割合に関する情報をまったく公開していないし、また復員が完了する期日もまったく公開していないが、「最終の復員船がほぼ10月18日にシンガポールを出航する予定であり、戦犯裁判関係者の若干名以外は現地にまったく日本人は残らない」ことが明白となる。報道関係者の関心はすでに当地で高まっており、「もしわれわれが復員に関する事実をもっと先に延ばせば、誤った情報が伝わるかもしれない」。そうなると、英国におけるドイツ人捕虜の地位に関して厄介な事態をもたらすかもしれない。加えて、SCAPは現況について情報を完全に把握しており、復員の完了に関する公式声明を注視しているかもしれない。したがって、国防省は今後報道機関からの質問に対処するよう要請してもらいたい。<sup>(16)</sup>

最終の復員船が出航する事態に至って、ようやく現地の軍部から「復員終結の公開を解禁すべし」との声が上がったのである。

他方、東京のガスコインからも11月9日、報道機関による復員問題への関心が高まりつつある旨が本省へ発信された(主題「日本人の公共

事業部門の人の復員)」。それはソ連側の復員問題と関連していた。すなわち、「去る 10 月 29 日、海外からの日本人復員の問題が、ソ連の統制地域に残留する約 76 万 1 千名との特別な関連で、ACJ (対日理事会) において協議された。その際、議長が東南アジアからの作業中の日本人の復員について 2 点を提起した。そこでシーボルト (米国代表) が冒頭で、「東南アジアには 2,739 名が残留している」と述べたが、閉会時に彼は、「最新の情報によれば、その 2,739 名は今日本へ向かう航海上にいる」と明らかにした。ACJ は報道陣に公開されている。実際、10 月 31 日の『デイリー読売』と同月 30 日の『朝日新聞』はシーボルトの声明を報じ、「東南アジアには今や日本人は 1 人も残留していない」と伝えた。私はマッカーサーがさらなる声明を発する前に、早急に (復員の終着を) 彼に話した方がよいと思う」。(17)

続けて翌 10 日にもガスコインは、本省に次のような報告 (主題「JSP の復員) を重要・極秘暗号で伝えた。ACJ の場を用いて、私はマッカーサーに現況を説明し、彼が「この件で今後さらなる声明を発しないよう望んでいる」ことを伝えた。これに対して SCAP は、「最近の出来事は英国政府を困らせるだろう」と述べた上で、彼は来る ACJ の討議では、「ソ連の統制地域から JSP の復員が遅延しているのは、米国が議事妨害しているためである」とのソ連側の何ら証拠のない主張に反駁するつもりであり、「英国統轄地域からの日本人の復員については最善を尽くした」し、その件に関してもはや「述べることはもう何もない」と言明した。(18)

マッカーサーにとって東京の ACJ の場は、もはや英国との戦いよりも、ソ連との戦いに重点が移っており、ガスコインが懸念したようなマッカーサーによる英国バッシングは、もはや起こり得ないことが判明した。いわば米ソ冷戦の深化によって、英国統制下の東南アジア JSP 残留問題は幕を閉じたともいえる。

1948 年 1 月 3 日、東南アジアからの最後の帰還船が日本に到着し、

長年に及ぶ苦難に満ちた復員の歴史に終止符が打たれるのである。

注

- (1) From Shigeru Yoshida to General of the Army Douglas MacArthur, Supreme Commander for the Allied Powers, May 23, 1947.; From C.L.O., Tokyo To GHQ OF SCAP, SUBJECT: Repatriation of Japanese Labor Corps in Southern Areas under British Control, 24 May 1947. —前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。
- (2) From W.J. Sebalt to Japanese Government, Subject: Repatriation of Japanese Prisoners of War Under British Control in Southeast Asia, July 15, 1947. —同上より。
- (3) < S > From Tokyo to SEALF, May 15, 1947. < FO 371/63741 >
- (4) From C.L.O., Tokyo To GHQ of SCAP, Subject: Status of Members of Japanese Labor Corps in Southern Areas under Control of British and Netherlands Forces, 26 Apr 1947. —前掲「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。
- (5) From A.W. Frace, Treasury Chambers to D.J. Cheke, ESQ., Foreign Office, May 19, 1947. <同上>
- (6) < C > From D.J. Cheke, Foreign Office to A.W. France, Esq., Treasury, May 27, 1947. <同上>
- (7) From Washington to Foreign Office, Jun 6, 1947. <同上>
- (8) Draft: Notes on Meeting held on 17 June 1947 on J.S.P. Pay; From E. Collins, O.B.E., The War Office, to J.E. Killick, ESQ., Foreign Office, Jun 19, 1947. <同上>
- (9) From Frederick Bieri, Chief Delegate to E. Collins AAG, PW4, The War Office, Jun 27, 1947. <同上>
- (10) From Frederick Bieri, Chief Delegate to M.E. Dening ESQ., CMG, OBE, Jun 27, 1947. <同上>
- (11) D.C. Cameron to The Under Secretary of State, The War Office, Subj: Working Pay of JSP, Sep 30, 1947. <同上>
- (12) R.B. Lang to J.J.S. Shaw, ESQ, Treasury Chambers, Subj: Repatriation of J.S.P., Dec 11, 1947. <同上>
- (13) < S > From Japan and Pacific Department to The Chancery, UKLM, Tokyo, Nov 6, 1947. <同上>
- (14) D.C. Cameron to The Under Secretary of State, The War Office, Subj: Working Pay of JSP, Sep 30, 1947. <同上>
- (15) From W.J. Sebalt to Japanese Government, Subject: Repatriation of Japanese Prisoners of War Under British Control in Southeast Asia, July 15, 1947. —前掲

増田 弘

「太平洋戦争終結による在外邦人引揚関係雑件」より。

- (16) < S > From GHQ Far East Land Forces to Ministry of Defense, London, SEACOS 833, Sep 25, 1947. < CO 537/2494 >
- (17) From Tokyo to Foreign Office, Subj: Repatriation of Japanese service personnel, Nov 9, 1947. < FO 371/63741 >
- (18) < S > From Tokyo to Foreign Office, Subj: Repatriation of Japanese surrendered personnel, Nov 10, 1947. <同上>

## おわりに

東南アジアの南方軍 70 万人余は、1945 年 8 月の終戦以降、他の外地部隊と同様に、戦闘の停止、連合軍への降伏、武器の処分と引き渡し、所持品の没収、収容所入り、強制労働、戦犯裁判といった段階を経て、48 年 1 月に戦犯を除く全員の復員を完了した。この 2 年半に及ぶ残留は、ソ連および中国地区を除けば、もっとも長い抑留生活であった。

しかも当初の復員（46 年 5 月～9 月）では、大半の約 60 万人の帰国が実現したにもかかわらず、途中で復員計画は中止され、英蘭側が主張する「東南アジア復興のため」との大義名分をもって、10 万人を超える日本人がビルマ、マラヤ、シンガポール、タイ、インドネシアにおいて過酷な労働に従事させられたのである。これはきわめて特異な事例であったが、戦後抑留史においては、案外、その事実が空白となってきた。

では小論で解明された南方軍の復員過程は、一体わが国の戦後史や復員史の中でどのような位置を占めるのか、またどのような意義をもつのであろうか。

その場合、南方軍の強制残留を推進した東南アジア連合軍最高司令官（SACSEA）のマウントバッテンら英国側と、これを厳しく批判して早期復員を促した連合軍最高司令官（SCAP）のマッカーサーら米国側との対立をどのように論評するかがきわめて重要であり、この問題の大

前提となるであろう。

しかも南方軍の復員問題には、ポツダム宣言第9項、戦争捕虜（POW）および労働賃金に関するジュネーブ協定といった国際協約が関連するばかりでなく、ワシントンの極東委員会（FEC）や国際赤十字の動向のほか、米ソ冷戦に伴うソ連管理下の日本人抑留との比較であるとか、旧枢軸国のドイツ人捕虜への処遇との比較など、国際的な論点が包括されており、したがってグローバルな視点が欠かせない。

ではそのような国際的視点を基底とするならば、今回の南方軍の事例はどのような歴史的意義や解釈をもたらすのであろうか。これら論点を総括的に分析・整理し、問題点を考察することで本稿を締めくくりたい。

第1に、南方軍の終戦過程では、天皇の絶大な威信を背景とする寺内総司令官の卓越したリーダーシップが発揮され、トップダウン型の毅然たる終戦決定によって、「継戦」といった不穏な動きは封殺された。反面、英軍への停戦・降伏過程では、交渉に臨んだ沼田総参謀長の降伏条件（自主的な武装解除、軍刀保持、労役の不行使、治安維持のための小武器の保持、生活の保証など）は、すべて英軍側によって拒否された。それは日本側の現状認識の甘さを露わしていた。それでも日本側の潔い敗北姿勢は、抵抗を予想して警戒を怠らなかつた英軍側を安堵させ、不要な混乱が回避された。

次いで降伏調印式後の南方軍の抑留過程では、沼田らが英軍側に対して粘り強い交渉を実施し、とくに労働隊（作業隊）の労働条件の改善や復員促進のために一定の役割を果たしたものの、全般的には英軍側の意向によってほとんど退けられた。とくに英国側には、戦時中の連合軍捕虜に対する日本軍の過酷な処遇への復讐気運が強く、日本側の待遇改善要求はきわめて制約された。ソ連抑留者の酷寒状況とは異なるとはいえ、熱帯地域特有の炎天下における労働は各人の体力や気力を消耗させ、多くの犠牲者を出す結果となった。これは戦争の勝者と敗者間の絶対的な

立場の差から生じるものであって、如何とも成し難かったであろう。

なお日本人の戦犯裁判に関して英国は、本国流の裁判方式を導入するなど事前に周到な準備を行った。ただし日本人の復員という目前の目標のために、最大限のスピードを優先した結果、裁判自体が次第に形式化・簡略化されていったばかりでなく、他の地域と同様に、戦犯容疑の取調べに不透明さや不公平さが多く散見された。実はマウントバッテン自身、公正な裁判の実施について当初から疑念を持ち、マッカーサー主導下のフィリピンにおける戦犯裁判の在り方にきわめて冷ややかな対応を示していた。

第2に、英軍側は（のち蘭国側も）、終戦直後から政治的、経済的、軍事的理由から、日本軍の早期引揚のための総合計画を立てて準備を開始していた。政治的理由とは、ベトナムやインドネシアなど独立を目指した民族運動が活発化し、政情不安をもたらしていたこと、経済的理由とは、米など食糧の生産が停滞していたばかりでなく、運搬手段も手痛い打撃を被っていたため、主要都市での食糧調達が困難に陥っていたこと、軍事的理由とは、予想以上に降伏した日本軍の規模が大きく、そのため人的に劣勢な英軍側は収容所入りした日本軍の維持管理に苦慮せざるを得ず、そればかりか、管理上の経費が膨大になることが予想され、本国政府の財政を圧迫する可能性があったことが挙げられる。

要するに、英蘭両国は、コストや人員数という二つの観点、それに加えた現地の政情不安から、早期に日本軍の復員を進める意思を固めていたのである。

しかし1946年2月頃より、英国側に船舶不足という深刻な問題が生じ、復員計画全体を見直さざるをえなくなった。東南アジア各地に分散する多くの日本人を、シンガポール周辺のリオウ諸島やレンパン島といった中継地まで運搬する小型船舶は確保できても、中継地から日本本土まで運搬する大型の外洋船舶を英国はほとんど保有しておらず、その



ため、復員完了には5年から7年という長期間を要することが予想された。SCAPのマッカーサーによる本格的な支援態勢が整うのは同年春以降であった。そのため、英米間に復員用船舶の調達をめぐる確執が生じたが、終始主導権は米国側、とくにマッカーサーの手に握られていた。

第3に、それでもSACSEAは船舶不足のまま、既定方針に従って、包括的かつ一元的な南方軍の復員計画、すなわち「NIPOFF作戦」を同年4月にまとめ、70万2千人の南方軍を10月までに帰還させるとの一大目標を掲げた。この時点になると、SCAPはリバティ船75隻のほか、LSTや日本船を英国側に大量に配船し、この復員事業を強力に支援できる態勢となっていた。その結果、9月までには約60万人もの帰国を達成する。これが「第1次復員」であった。

ところがこの間、英米間に艦船の燃料負担をめぐる対立が起こった。これまで米国船は日本までの片道航路用の燃料負担を英軍側から受けていたが、同作戦によって米国船は現地と日本の港とを頻繁に往復することになったために、米国側は応分の負担を要求し、結局現地英軍と英国政府は渋々これを受諾したのである。

他面、マウントバッテンは、NIPOFF作戦を推進していたさ中の同年5月、ビルマやマラヤで引揚待機中の日本降伏者（JSP）約10万人を現地の労働者として「強制残留」させる方針への転換を図り、本国政府に承認を求めた。その論拠とは、米不足が全域で深刻化していたこと、現地の陸軍や空軍から、砲兵隊の射撃訓練場とか沿岸防備施設など、日本軍の専門技術を生かした復興建設事業にJSPを動員させたいとの要望が強かったこと、中央ばかりでなく地方でも、鉄道建設とかプランテーションの支援など、戦争被害を受けた多くの地域の復興のために、有能で勤勉な日本人を使役したいとの声が強かったからであった。それならば、現に待機しているJSPをそのまま一定期間残留させ、賃金不払いで使用すればよいという構想であった。

その際、労働者 10 万人を残留させる以上、60 万人の引揚は早期に実施せねばならないと英軍首脳が考えたとしても不思議ではない。要するに、待機者の 10 万の残留と 60 万の大量復員とは交換条件となっていた。しかも東南アジア連合陸軍（ALFSEA）参謀長のピーマンは、SACSEA のマウントバッテンとともに、当初の日本人の残留期間を「46 年末」から「47 年末」へとなし崩し的に延長していく。蘭国側も英国側に追随し、インドネシアに 1 万 3,500 人を残留させる決定を下す。こうして英蘭両国は、早期復員という当初の方針を放棄し、現地の復興のためとの理由を掲げて、JSP10 数万を使役する方向へと舵を切ったわけである。

第 4 に、このような英蘭両国による日本人の強制残留方針、つまり復員中止の決定に対しては、同年夏以降、米国政府および軍部が厳しく批判した。マッカーサーは「46 年末までに復員をすべて完了させる」との国際公約をしており、同時点で復員に従事する米国船舶はゼロになるとの理由をもって、英蘭両国の残留延期には強く反対し、両国政府に再考を求めた。しかし 9 月に開催されたロンドンの主要閣僚委員会（PAOC）は、米国の圧力に抗して、「あくまでも JSP を残留させる」との現地側の方針を支持し、基本政策を変えようとはしなかった。これに対して米国側は、「ポツダム宣言第 9 項」の規定をもって、英蘭両国の速やかな復員事業の促進を主張したが、結局双方の主張は平行線を辿ったのである。

ここで前面に登場してきたのが、SCAP のマッカーサーと日本政府の吉田茂首相であった。9 月以降、吉田はマッカーサーとの信頼関係を軸にして、なおかつ米国の威信を巧みに利用して、英蘭両国に間接的な圧力を加え、南方軍の復員再開を強く訴えた。

またマッカーサーは、東京のラジオ放送メディアを用いて、「東南アジアから日本人すべてが年内末までに復員を完了する」との意図的な誤

報を流し、英軍側を背後からかく乱した。さらにマッカーサーは、秋には『ワシントン・スター』という新聞メディアと通じて、「ビルマ、マラヤ、タイでは日本の戦争捕虜が“奴隷労働者”のように酷使されている」、「英国の行動は戦争法やポツダム宣言に違反しており、今や第二のソ連と化している」、「英国は米国の納税者に重い負担をかけている復員船の提供の申し出を受け入れようとしない」など、彼自身の見解を代弁させ、英蘭側を激しく責め立てたのである。これに対抗して英国側も、シンガポールの新聞を通じて反論するなど、英米対立はメディア上の論戦へとエスカレートしていく。

1947年を迎えると、第2次復員の開始に消極的な英国側に対して、マッカーサーはまたも追撃した。それは英軍側が懇願する旧日本軍艦の使用と日本商船への日本人クルーの乗船勤務へのクレームであった。半面、マッカーサーは、もし英国がJSPの早期復員に尽力するならば（同年6月1日までの完了を条件）、英国を支援する用意があるとの懐柔策も忘れていなかった。いわば硬軟織り交ぜた揺さぶり作戦であった。

それでも英国側は、マッカーサーからの圧力をしのぎながら、実を取る作戦に出た。つまり、JSPの復員完了は、現地の復興にマイナスとしないことを絶対条件とし、そのためにはマッカーサーの支援申入れを反故にしてまでも、当初の方針通りに、「47年末」までに復員を急ぐことなく漸進的に実行していく、との方針であった。しかも、もしそれができなければ、「復員自体を48年5月まで遅らせても致し方がない」という見解さえ示すのである。もはや英国側は対米関係の悪化や、国際世論の批判を顧みない頑な姿勢であったといえる。

とうとうマッカーサーは譲歩せざるをえなくなった。3月、日本人クルーの日本船への勤務ばかりでなく、日本軍艦に代わる米国船の提供すら許可して、英軍側の復員計画を再度促進させようと試みた。これに対して英国政府と現地のSEALF（SACSEAの代替名称）も、ようやく

3月からの「第2次復員開始」を表明しながらも、現地の復興事業を優先させる原則は変更せずに、47年後半にJSPの復員人員を極力割り当てる方針を決定した。

結局米国務省は、第2次復員の「6月1日完了」をあきらめ、英国側の掲げる「47年末完了」を追認せざるをえなくなった。まさしく英国側の外交交渉上の粘り勝ちであった。

しかしながら、英国はワシントンの極東委員会や国際赤十字からの批判は免れなかった。それはとくに現地のJSPに対して帰還期日を公示しなかったことである。すでに日本政府からSCAPを介して「帰還完了期日の明示」を求められながら、現地の英軍側は公示に否定的であった。反面、英外務省は国際世論の批判や対米関係重視の観点から公示に肯定的であったものの、最終的には軍部側によって退けられた。

第5に、3月から始まった第2次復員が順調に進展しつつあった夏以降、日本政府は現地の日本人への「労働賃金未払い問題」を取り上げ、GHQを介して英国側を厳しく追及した。終戦以来、マウントバッテンら英軍側は軍務に直結する労務について日本人の雇用を考慮しており、しかも「労働賃金の不支払」を前提としてきた。その観点から、また日本がジュネーブ協定に批准していないことを論拠として、日本人を「戦争捕虜(POW)」と認めず、「日本降伏者(JSP)」と認定したのである。POWと定めれば、労働賃金の支払い義務をはじめ、ポツダム宣言第9項の規定により、帰国を促進する義務が英国側に課せられるが、JSPとすれば、そのような義務を免れるからであった。英国政府もかつての日本軍による自国捕虜への非道な扱いを理由として、現地側の既定方針を積極的に支持し、それが10万の日本人の強制残留と労働従事の容認へと結実したわけである。

これに対して米国やマッカーサーは、日本人をPOWと認め、賃金の支払いを当然視していた。米国側の主張に対して英国側は、その賃金支

払いは「連合軍の責任ではない」と斥け、「少なくとも降伏者は管理下にある期間中は賃金を受け取れない」と反論した。このように賃金支払い問題をめぐり米英の対立は熾烈となった。

しかし極東委員会や国際赤十字などの国際世論に圧されて、47年9月、ついにロンドンの陸軍省と財務省は、JSPに労働賃金を支払うことで合意するに至った。ただしその基本は、「47年6月1日以後から復員までの労働賃金をJSPに対して支払う」という内容（総額7万弱ポンド）であり、南方軍の木下総司令官らには不満であった。しかも英国政府は労働賃金の査定は行っても、支払そのものは日本政府に委ねる姿勢を取ったのである。あくまでも英国側は狡猾でしたたかであった。とはいえ英国政府側からすれば、SCAP提供の船舶費用（燃料・必需品・食糧）など180万ポンドの支払を負担しており、その財政負担も決して軽いものではなかった。

以上のような問題点をはらみながらも、残留日本人の帰還は進み、10月18日には最終の復員船がシンガポールを出航し、翌48年1月3日に日本に到着して、南方軍の全軍引揚は、戦犯の若干名を除いて、すべて完了する。ここに南方軍の復員史は幕を閉じるのである。

総じて、南方軍の復員問題は、戦後日本の復員史、より広くは戦後史の中で、ソ連下のシベリア残留問題と並んで様々な諸相を明示している。とりわけ日英・英米の二国間関係のみならず、幅広い国際関係の中で復員事業が展開されてきた点に留意すべきであろう。そして恐らく、日本の復員史全般にこの国際的視点が敷衍されねばならないであろう。その意味で、ソ連下のシベリア抑留問題が、ともすれば日ソあるいは日ロの二国間関係の中で論考され、そこから起因した諸問題が絶対化される傾向にあるが、今後それらを是正かつ克服していく必要があるだろう。言い換えれば、今後、復員問題は多国間関係の中に分析枠組みを設定して、論点を相対化していく学問的作業を必須とすると断言できよう。

増田 弘

# The Repatriation Process of Japanese Expeditionary Forces Southern Region after the Termination of the Pacific War in 1945 through 1948

MASUDA Hiroshi, Ph.D  
Professor, Faculty of Social Sciences  
Toyo Eiwa University

The purpose of this paper is to shed the light on the repatriation process of Japanese Expeditionary Forces Southern Region: JEFSSR, including seven hundred thousand personnel, or approximately one-fifth of the entire Japanese army deployed abroad. After the end of the war in August 1945, JEFSSR, like other deployed forces, experienced cease fire, surrender to the allied forces, disarmament and handover of all weapons, confiscation of belongings, internment camp, forced labor, war criminals trials. Repatriation as a whole, with the exception of war criminals trials, was completed in January 1948.

No less than two and half years of the hush interned life were the longest except for one in Soviet and China. Furthermore, while most of about six hundred thousand Japanese had returned home, the repatriation project was suspended for the sake of South East Asian reconstruction plans that the British side intended for, and more than one hundred thousand Japanese were forced to be engaged in substantial labor continuously in Burma, Malaya, Singapore, Thailand, and Indonesia. In the postwar history this unusual fact has unexpectedly been left undisclosed.

This paper disclosed, first, an intense conflict between SACSEA (the Supreme Allied Commander South East Asia) Mountbatten, who imposed labor on JEFSSR for the British side, and SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers) MacArthur, who criticized their inhuman treatment and encouraged the prompt repatriation as the US side. Secondly, it proved the fact that the repatriation issue of JEFSSR was closely connected not only with international agreements such as the Article 9 of the Potsdam Declaration, and Geneva

Agreement on prisoner of war (POW) and labor wages, but also with other international point of view; movements of Far Eastern Committee (FEC) or International Red Cross, comparison with Japanese internment under the Soviet control during the Cold War, and treatments of German by Axis Power.

Therefore, for further studies on the repatriation issues it is indispensable to make academic approaches in globally comparative views such as above points, besides bilateral relationship between Japan and countries involved.